

も定信公が此の如き意見を著はされたのは實に卓見と讃ふべきである。第三の物價の騰貴に人氣が慣れると云ふことは現今の經濟學者は言及しないことであるが、其の著眼は洵に優れてゐる。昔廉い物より經驗のないものが初めて高い物を買ひ餘り高いと云つて腹が立つ。而し何程高くとも買はずに済まされないから又翌日買物をする少し値が下つてゐると此のときは喜んでゐる之れは人情である。高い物を買はされたときは腹が立つたけれども、後で買ったのが値が下つてゐたので喜ぶ社會一般の人氣が斯う云ふ人情に支配されて人の物價に對する氣分は段々と高きに慣れるのであると云ふ意味のやうである。

而して此の三項目を擧げて之には總て根本の原因があると云はれて、之を要するに奢侈と云ふことを主たるものと指摘してゐる。斯やうに論じ詰めると經濟の行方は道德と密接な接觸點が存在すると云ひ得る。節約と奢侈と相反する觀念の下に人間の本當の生活は衣食住にあるものではない。假令粗食をし廉衣を纏ひ、茅屋に住つてゐても人間の尊い價値は衣食住の外形的の物質からではなく、無形の精神から湧いて出て来る。それは現今でも見易い例である。其所で經濟學は唯物論の立場に居るやうであるけれども、全體的に見ると根本は人間の慾望から起るから是れは人間の因習から起ることが經濟問題の根本だと考へられたと考察する。

最後に庶有編と云ふ問題を擧げて居るが、之は在職中の著述で主として貨幣の事を論じてゐる。

夫れから米價、物價の調節に就き引下げと引上げと兩面のことを試案されて居る。次で旗本の困窮を救ふ爲の負債償却の法を設けて實施してゐる。又江戸の町々に七分積金の法を設けて寛政三年に實施した。

最後に國本論と云ふ項目に於て農民保護を力説された、定信公は在職七年間を通じ、數々の問題を實行してゐるが就中經濟政策に就いて力を注がれたのである。而して定信公は衣食足つて禮節を知り、倉廩滿ちて榮辱を知る政治の第一義は食糧問題だとし、夫れで經濟政策の根本に最も力を注がれたのであらう。

政治とは食を足らしめ而して後民之を信す。以上述べた處に依つて見ても定信公は我近世經濟史上に於ける權威者である事は首肯される。又定信公は讀書家であり、學者である。而かも其の學說に根據して政策を樹てたのであるから、政策の實行に矛盾なく、組織的に首尾一貫してゐる。定信公をして更に永く政治を執らしめたならば、我國近世に於ける政治家として一層の成績を擧げしめたこと、信する。

又定信公は學者丈けあつて、當時既に衰退を辿りつゝある學問を奨励する政策とし學制の改革を斷行した。之れが即ち世に所謂異學の禁令である。寛政二年五月老中の公から林大學頭に達した關係文面は左の通りである。

朱學之儀、慶長以來御代々御信用之事にて、既に其方家、右學風維持之事被仰付置儀に候得者、無油斷正學相勵み門人共取立て可申儀候、然所近き頃世上種々新規之説を爲し、異學流行風俗を破候類有之、全く正學衰微の故に候哉、甚不相濟事にて、其方門人共の内にも右體學純正ならざるもの折節は有之儀に相聞え如何に候、此度聖堂御取締嚴重に被仰付、柴野彦助(栗山)、岡田清助(寒泉)儀も右御用被仰付候得ば、能々此旨申談、急度門人共異學相禁之、不限自門他門申合、正學講究致し人材取立候様相心得可申候。

と云ふのである。茲に注意すべきは朱子學を以て正學となし、其の以外學を總て異學と稱したのである。然るに定信公は又一方に於て學問の流儀に對し斯やうな事を述べてゐる。

學問の流義は何にしてもよく候、何の流義もよき事あり又あしき事あり候、たゞその人により候事故、流義せんさくはすべからざることなり、朱子の流をくむものは偏屈におちいり理が過申候、關齊の流をくむものゝつゝ多は今の朱子學より苦しく陋假多く候、徂徠の學は文過て惰弱にしかもせまく候、もと學問は聖人を學ぶ事にて何の流と申事は決して無之事なり、それを文學せんさく音義せんぎに流義を立候は、馬鹿のせんさくに候、何の流義にてもその學者の行ひ第一に候、さてせまくなく時勢人情をしりたるものに候はゞ、かく別の博學になく候とも、これを師とすべしとある。

二 定信公の育成時代

定信公は寶曆八年に生れ、文政十二年五月十三日享年七十二歳で卒去してゐる。徳川幕府の政治勢力衰退の末期に當り、老中に就任したのは天明七年六月時に歳三十歳であつた。寛政五年辭職してゐるから政治家として在職七年間に及んでゐる。特に定信公(松平子爵家の記録)の遺著宇下人言の一節と、定信公が幼時の傑作と云はれる自教鑑及び和漢二様の座右銘并に花月草紙中の小品文三篇を撰出し、而して此の内の宇下人言は定信公の自叙傳である。書名の四字は諱の定信を分解した型のものであらう。又自教鑑は定信公が十二歳の頃の作筆で、君臣父子夫婦兄弟朋友の常道を簡結に書き現はしたものである。而して其の言ふ所に一條の眞理を寓して常人雜行の訓言たるを失はない。又其の座右銘を一讀すれば、定信公の鋭き感情より進る寛容、用意、周到とを云ひ現はしてゐる。又以下小品文數種は定信公の性格を躍如たらしめてゐる卑近の文字である。

宇下人言卷首の一節

寶曆八年歲星戊寅にやどる十二月廿七日生る生れてより虛弱なりければいたつきにのみかゝりて生育のほどたのみなかりしとぞ伊東江雪法眼など云ふ醫師灸藥をほどこしたりければやゝ長じぬ(生

母は香詮院といふわが名は賢丸といふ)

五つの春二月田邸災あり予は乳母の腹にして上苑(吹上をいふ)の瀧見の御茶屋へのがれたりいまでもその災火のさまおぼえてゐたるなり上使ありて御城へ退き侍れとの仰にて悠然院殿寶蓮院殿高尙院殿御はじめとして予が如きまでも皆々のほりたり將軍家治公いとまめやかに仰ごとありてくまの御恵み浅からずこのとき百猿の御巻物と山本太夫の奉りし伊勢の御はらひは賜はりしなりそのときしばらく御城にゐたりければ心や鬱し侍らんとて吹上の上苑にともなひ或は能興行ありたり悠然院殿寶蓮院殿は五六日もやたちけん宮内卿殿の別業の芝といふ所にあたるをかりてすみゐるとて御城をば退り出給ひぬ予らは久しく御城にはゐたりけりいと御恵浅からず將軍家にもことに鐘愛し玉ひける御事とてのち／＼にかたりさかせ侍る事なりそれより田邸の別業よつやの里に假のとのづくり出でさなければ予らもみな御城をば退り出侍りぬあけのとし田邸の御やかた出来にければみな／＼うつりぬ。六つのとしに大病にかゝりたりいくべきほど心もとなかりけれど高島朔菴法眼(そのころ祐菴といひて田邸の臣なり後種姫君にしたがひたれば法眼にはなりぬ)等おほくの人すし打つどゐて醫しぬ九月の頃平愈す。

七つの頃にやありけむ孝經をよみならひ假名などを習ひたり(書と學問の師は大塚大助孝緯といふ)

八つ九つのころ人々みな記おくもよく才もありとてほめのしりければわが心ながらさもあることよとおもひしぞはかなけれその後大學などよみならひたる頃いくかへりをしへられ侍りても得覺え侍らずしてさては人々のほめのしりけるはへつらひおもねるにこそ實はいと不才にして不記臆なりけりと八つ九つのころふとさとりぬこれを思へばおさなきときほめのしるはいとあしきことなるべし十あまりのころより名を代々に高くし日本もろこしへも名聲をならさんとはかりけるも大志のやうなれどもいとおろかな事にぞ侍りけれその頃より大字など多く寫して人の求めに應じたりけり皆々こひもとめしもへつらひのたねにおひ出し事なればこのもとめに應じてかきけるこゝろいと淺かりければ十あまり二つのころより著述をこのみて通俗の書などあつめ大學の條下にあふ事々をかきあつめて人の教戒のたよりにせまほしく思ひたちてかきけれどもふるき事もおぼえ侍らぬうへ通俗の書はいつはり多しと聞ければやめたりいま思へば眞西山の大學衍義の旨趣に類したる大旨なればあつめ侍らざりぞ幸ともいふべきにぞ此頃より歌もよみたれどみなこしをれの類にて覺えもし侍らすまたよる人もなければみづからよみて反古にのみしたりすゝか山の花のころ旅人の行かふさま畫きたるを見て「すゝかやまたびちのやどは遠けれどふりすてがたき花の木の下」とよみたるも十あまり一つの頃にやありけむ

十あまり二つのとき自教鑑といへる書をかいて大塚氏に添削をこひたればそのうちの書にしては見

よきなりいまでもあり清書のころ明和七つとあれどもそは五年のころよりつくりたり父上よろこび給ひて史記を賜ふいまでも藏書になしぬ十あまり一つ二つのころより詩を作りけれど平仄もそろひかねて詩ともいひがたきほどなり雨後の詩に「虹晴清夕氣雨歇散秋陰流水琴聲響遠山黛色深」七夕の詩に「七夕雲霧散織女渡銀河秋風鵲橋上今夜莫揚波」とよみたるも多く師の添削にあひたればかゝることばとはなりたりける

此頑より弓猿樂をこのみてならひぬ馬術劔術槍術もこのころよりなしぬされども弓と猿樂はことに好みたり弓は夜となく晝となくいたりしかば十あまり五つの頃にやありけむ市川といへるあたりにて白鷹をも射とめて高尙院殿より矢の羽など賞に給はりし師にとひて弓道の密旨さぐりてそのむねに射ばやと思ひしに業つたなくして理高かりしかばつゝふくせをやみていと拙なくなりたりけるこれもまた人のほめのしりしにぞわれもしらずに心の高くなりたりけるぞあさましけれどもとろかなるものは何事をなしてもおろかより失するぞせんかたなき吾師常見此弓傳のたゆるをなげきて弓書のこりなくわれに傳へぬ予が拙手いかで傳を得んと辭しけれどもしゐてあたへしかば封じておさめ置たり天明六のとし岡田平右衛門射をよくしければこれにより／＼傳へ侍る事なり猿樂は觀世太夫織部といへるにならひうけたりかなしき心うれしき心つと／＼その情にあふやうにと心がけたりこれにひま失ひしぞ今さらくやみてもかひなし十あまり六つの頃よりしてつゝに廢し廿のころよりたへてせざりしな

り今はいむといふほどに思ふなりものゝふてふなかにも王侯貴人が盛久をまふてみづから盛久になり敵にとらはれてさらるべきに信ずる佛によりて命全きとて敵のまへにて一さしうたひまひていさみたるやうなる事はかりにもなすべき物にやまた班女になりて人をかこち熊坂になりて物うばう情をなすなどいふも汗出事る事なり武士のなすべき事にはあらずかし。

自教鑑

夫レ天地ニ陰陽アレバ人ニ夫婦アリ夫婦アレバ父子アリ父子アレバ兄弟アリ兄弟アレバ君臣アリ君臣アレバ朋友アリ是レ自然ノ道ナリ

一、凡ソ父母ハ慈ト教トヲ主トシ子ハ愛ト敬トヲ主トス

一、人ノ子タル者ハ能ク父母ニ事フルノミニアラズ又我身ヲ慎ミテ父母ノ憂ヲ遺ス事ナキヲ第一トス古ニ曰ク父母ハ唯其疾ヲ患フト然レバ別テ疾ヲ慎ムベシ

一、父母在ス時ハ遠遊セズトイヘリ是亦父母ノ憂ヲ恐テナリ況ヤ一朝ノ怒ニ其身ヲ忘レテ其親ニ及ス事ヤアルベキ

一、子ヲツダツル道ハ禮義正シク嚴ナルベシ苟ニモ愛ニ溺レテユルカセニスベカラズ

一、子ヲ教ルニハ幼ヨリ善ニ導キ惡ニ馴レシムベカラズ然レバ友ヲ擇ブベシ水ハ方圓ノ器ニ隨ヒ人ハ

善惡ノ友ニヨルト云フ事格言ナリト知ルベシ

一、寵愛ノ子タリト云フトモ兄ヲサシ置弟ニ家ヲ傳フベカラズ是ニヨリテ國家ヲ亂シ事コソ其タメシ歴然タレ

一、人ノ臣タルモノハ唯其君有ル事ヲ知リテ身アル事ヲ知ラズ國アル事ヲ知リテ家アル事ヲシラズ臣タルノ職此外アルベカラズ

一、君ノ臣ヲ使フ事禮ヲ以テスベシ君ノ一言ニヨリテ臣義ヲ致ス事アリ又然ラザル事アリ凡ソ君德アレバ臣是ニ從フ事草ノ風ニ靡クガゴトシ

一、人ニ君タル者ハ先其德ヲ明ニシテ民ヲ治ムベシ民ヲ治ルハ慈悲ノ心ヲ第一トス

一、君ノ心正シケレバ善人近ヅキ正シカラザレバ佞人近ヅク佞人近ヅケバ君ヲ迷ハシ邪路ニ導ク深ク戒ムベシ

一、凡臣ヲ使フニハ其臣ノ安クシテ勞スル事ナカラントヲ欲スベシ

一、夫ハ唱ヘ婦バ從フベシ是レ陰陽ノ道ナリ凡ソ妻ヲ娶ルハ子孫ノタメナリ賢德ヲ本トス容色ニ迷フ心アルベカラズ又其人ノ分限ニヨリテ妾アランニ是亦賢ヲ擇ブベシ容色ヲ寵愛スベカラズ

一、兄ニハ恭愛ヲ致シ弟ニハ慈愛ヲ致スベシ共ニ父母ノ遺體ナレバ相互ニ親ミテ疎ニスベカラズ
一、朋友ハ物ヲ言カハシ事ヲ頼ミアフモノナレバ第一貞信ニシテ相欺カザルヲ本意トス

一、人ハ益友ヲ近ヅケ損友ヲ遠クベシ己ニ諂フ人ハワキテ害アリト知ルベシ

一、凡ソ人ニ交ルニハ敬ヲ主トスタトヘ酒宴ヲナシ歡ヲ盡ストモ禮容正シク敬ノ心ヲ忘ルベカラズ
一、口舌ハ禍ノ門ナリ口ヨリ出テ我身ヲウシナフ

一、己が不機嫌ニマカセ人ヲ疎ニシ其禮ナルベカラズ又己ニオアリトモ是ヲ以テ人ニホコルベカラズ
一、凡ソ天下ノ人ノ中ニ貧賤ナリトテ賤ムベカラズ富貴モ貧賤モ皆天ノナセルナル死生命アリ富貴天

ニ在リ命ナクバ富貴モウケマシ
一、不徳ニシテ富貴ナレバ驕ヲ生ズ必ズ其富貴ヲ保チガタシ

一、凡ソ人ハ慈悲心厚ク人ヲ憐ムヲ第一トス又勉メテ眞實ナルベシ内ノ誠ナク外ノ飾ヲ專ニスル者ハ必久シカラズシテ變ズ譬ヘバ紅葉ノ華ヤカナルハ忽ニ色ノ變ズルガゴトシ

一、人トシテ萬事ニ思慮ナキハ惡シサレド私意アルベカラズミナ學問ニヨルベシ
右ハ自ラ戒メ己ト同ジキ童蒙ニモ告ゲントテ明和七ツノ歲睦月ノ初武城ノ側ニ誌ルシタヲ保チガタシ

座右の銘

表面

一、寧靜是養心第一法

- 一、謹謙是保身第一法
- 一、讀書是廣知第一法
- 一、勤儉是治世第一法
- 一、含蓄是待人第一法
- 一、慎交是遠害第一法
- 一、安詳是應事第一法
- 一、知足是享樂第一法
- 一、存厚是召福第一法
- 一、寡慾是延壽第一法

裏面

- 一、夜更けてことふとも初時鳥雁がねはかならずうとくすべからず枕にかよふともとがなきものは花の香遠寺のかね霜夜の虫の音はことにあはれなり
- 二、にくくともゆるすべきは花の風月の雲うちつけにあらそふ人はゆるすのみかは
- 一、野分のあしたの庭の面ならで亂るゝをゆるすはあらざるべし落花落葉の狼藉はゆるすのみかは酒のみだれは其類ひならず

- 二、月はいつとても親むべしされど過しをしたふも苦し行末を思ふもうるさし只むかひてこそ腰のあたりにていかづち鳴出侍らすば共に如ともありなん花の下臥もをかし
 - 一、あるもなきにおとるは誠なき人の才女のさえいなづまのかけあふと見し夢
 - 一、うたてきものはみな月の鶯落葉の風にさわきたる
 - 一、おぼさをいむものは茶器酒のさかな遅ざくらりうたんの花ほとゞぎすすむし
 - 一、よきはよくあしきはうたひものやめる女風流も其のうちなるべしわがほどをしりなすべきことな
- くてこそいはめしひて古を好み月花をめぐつていかでいはんよすがら月みんよりは日を悟むにしか
- じ

- 一、うづもれてをかしきものはあらじ子の日の小松の夏草にかくれたるはをかし
 - 一、思ふにたがうて嬉しきは八月十五夜のはれたる五月雨の雲間の月幼きとおもふが文つくり歌よみ
- たる

- 一、うとむべきものは歎きいふものはよそ見ぬりくつ午祭のつゞみのおと蜘蛛のいあしだのあとすゞめねこ鼠はなほにくむべし折もころしづべくおもふは蠅故ひるいづるはことにこそ
- 一、尊むべきは人にことなる所とたふとむまじきはひと異なるさまの人
- 一、消る時をゆるして雪を見雫の月を思ひて夕立にあふべし梅が香を櫻の花柳の枝になどはおもふ

まじきことなり花の紅やなぎのみどり心をわけてたのしむべし

一、たれりとおもふべきはわか身たらすとしてよきものはつとむべき道

一、樂しきとおもふが樂しきの本なりいかで外にもとむべきと樂む翁いふとぞ

軍の道

いくさの道とてさま／＼のながれをわかちかどたて、競ひ街ふともがらおさまれる代におほく出來ぬるもをかしかつてむかしの軍のこともしらす今はた斯くかはりぬべしと心つくこともせずいつもわがながれくむ人を敵としていくさする心なりやとさかしらするをもきかぬさましてゐし翁ありけりある夜夢にいくさするところを見けりかの常の心から人より先に何くれとすれどかねていひしごとくはあすまづかたきよせ來るときこえしかばいで物見といふ事つかうまつれといへどだれも出でこずせんかたなくみづからのり出して見しやいづこにかくしをけるつはものゝあるべきやいかなる森林より速矢は射すやと思ふのみてかたきのけしきみるひまもなくこぜりあひなどはじまりたらばみかたにはこれぞと思ふものもなければと思ひつきてまづ鞭を打ちてかへりぬいでこの手に足軽くばれよといくどこゝろみなれし事にもあらぬに夏草はいと高し土地も平らかならねばしゐてくばり置きにし人も見えわかすはやかたきは近よりぬ今やかたきの方より弓とりまじへてうち出すべしとおもふに鳴神の

ごととして鞠のやうなるものゝ二ツ三ツおちたるにぞかねて思ひしとだがひたればいかゞはせんと思へどもせんすべなくやり携へてすゝむべしかの一番二番のいさをしはさらなり場中やりわきなどさま／＼の事あるをといさむれどかたきのかたには長柄もみえずたゞ馬にのりたるもの弓などもちてかけ出出るにぞかくはいくさせぬものなり道しらぬ人のする事よといへど誘ふ人もなし采配とりてかの定めのごとくふりたれどつはものどもはかたきの方ばかりみゐたればさいはいのふりざまみるものもなしつゝみなど數の掟もあればそのごと打ちたれど耳にもいらすねざめのかねの音さへ折々はよみたがふこともあんなるにまして心も身にそはぬ折なればよみゝる人もあらじかしせんかたなくてふと見ればかたはらにもろこしの七ツのふみを明らかに常にはさま／＼いくさの事など言ひ争ふをのこあればかゝるをりはさすかたのもしくそれに語らひみれどたゞにことわりのみ言ひてとみの用にたつべからずはやかたきはいとちかよりぬいかに／＼といひつゝふすま踏みささてひたあせになりてめざめたりとぞかのこしのくにのをのこよその國の水にあひしにもたとへつべしとかや。

ある山里

ある山里ありけり人もいと多くすみ居てなにもしき事なく家々皆富みたりぬ糸とりはた織りて衣とし自ら作りしいねむぎかり收めて一とせの食とす外にもとむることなければその里年を逐ひて繁昌

す海も遠からねどもよもに山をへだつれば關を置きてこと里より物あきなふことを禁ず魚は月にいくた
びと定めて乾したるを買ひ來りて村のうち賣りひさぎて喰ふなりこと村へいづる者もなければうらや
む心もなしこと村よりいと高めればこゝへ魚など持ちこしたらばめづらしさの餘り打こぞりてかひな
んと思へどもその村の掟たゞしくしてやぶりかたしある浦の長としごろ心にかけて居けるがかの山里
のうちにも心合はするものありければそれと調じあはせていほなどうりくることをゆるされぬいでや
とて持ちこしたるがめづらしきうちは鯛よすゞきよとかひにけりまたこと浦の者うちきよてむかしよ
りかの山里へうらまほしくおもへど掟あればもだし居しなりかの浦より魚ひさぐときゝぬ浦にへだて
のあるべきやとてまたもちこしたりもはやかの里人とゞめんやうもなしこゝかしの浦よりもちこし
て名もしらぬいを見るは珍らしといひしかそれもつねになりければかふものもなく山こえきし魚お
ほくくされぬとて浦々よりはうらみなどいひぬその里のわかきものはことうらの人々にまじければ
昔よりもてきしふりもたがひつゝ魚なくてはものくひしやうにおぼえずみづから織りてしきぬきんは
面ふせなりとてこともの好みぬるふりとなりてければとみ榮えたる里なりしが衰へ行きことざとの
人々あまたいりくればあらそひごともたえざりしとかや。

兩頭の蛇

むかし兩頭のくちなはありしときけばとてくちなはのおなじほどなるをとらへて二ツの尾をしかと
ゆひてはなれざるやうにして庭へはなしたり一ツは南のかたの草むらさしてゆかんとすれば一ツは北
のかたの林へいらんとしとみにゆかんとのみして一ツとところにのみ居けりたはぶれにあり立ておどろ
かすればいよゝいどみあひて一ツ所におどけおけりいかゞすらんとをりゝみたるが三日計へて二
ツのくちなはやわらぎてこゝろをとにもあはせ尾のかたをなはのごとくにして頭を二ツならべて行く
にぞつねのよりははるかにすみやかにはい行きけりけに人も心のひとつなれば目も耳も心にしたがひ
て見きゝし手足も一ツ心なればこそかゝりけれもし一ツゝの心ならば右の手は左を凌ぎ左は右をそ
ねみ手してとらんとすれば足はよそへゆき左は左へゆかんとすれば右は右へゆかんとして一ツも人の
事たることはあらじかしさるにいにしへより國のつかさたるものらあるはそねみにくみ又はかたみに
しのぎなどしてたゞにわが威をふらんとするは何の心にやあらん國家の事をよそにして只わが身ある
ことをのみ心とするにやかくては亂れざる因はあらじをわか身にのみかかづらひてその事をおもはぬ
はたとへ何の才あり何の力あるものとか何にかはせむ。

三 定信公の青年時代

青年時代の定信公は、あまり健康でなかつたので公自身も長命は難しいものと諦めてゐた様であるが、そう思ふた公は其の短い一生の間に人として充分の務をした、此の世に生れて來て草木と同じやうに朽ち果てるのは遺憾であると考へて、日夜勉強をされたのである。十七、八歳の頃には朝起きて身仕度を整へ食事などする間も書物を手許から離れた事がない。常に書物を座右に置いて朝から讀書に親んで居つた。讀書が終ると劍術や、弓馬の道にいそしみ、それから晩になると晝間讀んだ書籍の抄録、拔書などをする。斯くして毎日勉強を續けたのである。

定信公が讀書に如何に苦心されたかに付いては、公が讀書効果録と云ふものを書いて居る。委しい事は其の記録に依つて明かになつて居る。而してこれは安永七年から同九年迄三年間に亘るが、年齢で云ふと二十一歳から二十三歳までの間である。其の間如何に多數の書籍を讀み、如何なる種類の書籍を讀むだか明かになつて居るが實に大變なものである。即ち一年間の讀書數は四百六十冊程で到底普通人の企及ぶ處ではない。公は餘り勉強された爲に健康を害し、背や肩が痛んで讀書を續ける事が出来ない事もあつたらしい。そういふ時は近侍のものに自分が口述をされて筆記させ、そうして出來た本に國本論と云ふ著述がある。しかも此の本は五冊であるがそれを僅々十一日間で淨書までも出來

たと云ふ事であるから其の勉強の程が推察されるのである。又そういふ風にして公が讀書の傍ら著述された著書が現在で知られて居るものが約百三十と云ふ大變な數に上つて居る。

定信公は讀書をしながら又著述をされたのであるが、その他抄録筆寫等もされて居る。それが積り積つて文政六年頃までには實に二萬卷の書籍を書いて居る。これは勿論自分一人ではなく近侍のものにも命じてやらせたけれども二萬卷と云ふ書籍を寫して居るのである。自身で寫したものの内には四書五經或は榮華物語、伊勢物語、夫木集、萬葉集、六家集、二十一代集、枕草紙、源氏物語等であるが、殊に源氏物語は七度、二十一代集は二度も同じものを寫して居る。而して源氏物語は一日に九十枚を寫された事がある。習字に就ては京都の持明院家に入門されて立派な字を書かれた。それから和歌の方も大變上達されて現に公の詠まれた歌は澤山残つて居る。

學問の方面に付いては以上の如くであるが武藝の方はどうかと云ふと劍術、柔術は素よりいづれも名人の域に達する程に勵まれた。又弓術も萬人に優れて居る。又公は西洋の兵制を研究され、遠西軍器考と云ふ書物を著はして居る。これは即ち當今で云ふ軍備に熱心であると云ふことを物語るものである。

四 定信公の編纂事業

定信公が考古學上に貢献せられた事業中一生を通じて名編纂とし、最も賞讃に價するものは古畫類從の編纂である。此の編纂は我國考古學上、藝術學上から觀ても非常に有益なものであるが、此の書は残念乍ら當時出版されなかつた爲にこれを知られてゐない。公の此の編纂は集古十種の編纂よりも最も多くの力を要したものであることは、其の編輯の資料をとる爲に全国各地の神社佛閣若くは名家に貯藏されて居る繪卷物を取り出し悉くこれを摸寫したものである。今日に於て公の後裔松平子爵家に貯藏されて居る同書は大部分散逸したそうであるが、而しなほ現在存するものは少くない。左の同書目録は子爵家にある同書實物に依つて調製されたものである。

- 一、曼茶羅 二卷
原本石山寺所藏
- 一、永觀堂融通念佛繪拔書 一卷
原本寛正五年四月二十五日の奥書あり
- 一、融通念佛緣起 二卷
原本元徳元年八月八日の奥書あり
- 一、源氏繪卷物 二卷
原本尾張徳川家所藏
- 一、執金繪卷 一卷
良辯僧繪詞
- 一、帝王像 一卷

- 一、大臣八十公像 二卷
- 一、福富草紙 一卷
- 一、蒙古襲來繪詞 二卷
- 一、おちくほ 四卷
- 一、伊勢物語繪卷物 一卷
原本京部土佐家藏
- 一、平茸草紙 一卷
- 一、執金剛神緣起 一卷
一條大閣所書、土佐將監所畫
- 一、行事繪 一卷
- 一、彌陀緣起 二卷
原本鎌倉光福寺所藏文和第四
曆暮前下旬の奥書あり
- 一、在柄天神繪卷 七卷
- 一、春日驗記 二十卷

- 目録 一卷
- 別卷 一卷
- 一、石山寺緣起 七卷
- 一、平家物語繪 十四卷
樂翁公作

- 一、灌頂卷 原本木下所藏、後京極攝政良親筆 一卷
- 一、男色繪 原本醍醐理性院所藏 一卷
- 一、袋法師繪卷 一卷
- 一、源氏灌頂繪卷 住吉法眼繪、後白川院宸筆 一卷

此の書は如何なる内容のものであるかは其の開卷第一に記された、左の凡例に依つて知ることが出来る。四門をわかつて 大形 服章、宮室、器財、兵器

宮室の門には城郭、榮壘の如きも祠廣、寺觀、市肆、店舗、馬舎、園圃或は垣牆、門戶、屋壁砌礎のたぐひもある。

器材は供御儀物を初め舟車、輿轎、工匠、利用、庖厨、家什、傘笠、杖鞋のたぐひである。又左記公の抜文は此の書編纂の苦心をもの語つてゐる。

春日權現驗記廿卷、故あつて勸修寺家より、朝に奏して一切神庫を出すことをゆるさず、もとより摸寫の本勸修寺家の外、一切無之事なり、それらの事定めざる前、田安御屋形にて近衛家へ懇願し給ひて、不殘摸寫出來之處、祝融のため鳥有となる、その後再びその御企ありて又々近衛家へ懇願の上十卷餘摸寫出來せしに、黄門君かくれたまひてより遂に中絶、その後に至り、神庫不出の規定出來して、企て及びがたき事になりたるを、松山少將軍と余と、さまざまにはかり、森可林とて、

田安より余につき來るものあり、かれは勸修寺家の親族なり、それによりて摸寫して黄門君の志をつかまほしき事をあつく懇願に及ぶ、許容なりがたき所、誠實の情を被察、勸修寺家より鷹司關白殿へうつたへ、それより御氣色をうかゞはれて、遂に當家の外へ出すべからざるのよしにて、摸寫の免許を得、年月を積みて二十卷成就、實に難得珍寶、難求の奇寶也、後世能能秘藏すべきもの也

文化四卯七月廿四日

左近衛權少將兼越中守源朝臣定信識

記する所の公の抜文に據つて見ても如何にこの繪卷物の摸寫に苦心されたかが窺はれる。此の他に公が苦心の編輯にかゝるものゝ内に有名な集古十種がある。此の書畫は當時既に上本出版されて廣く世人に知られてゐる。又公は全国各地の古社寺建築物の構圖或は古瓦古墨蹟又は古代衣裳の裂地類を名稱の詳かなるものを蒐集してゐる。又古武器の研究製作にも力を用ゐてゐる。

五 定信公の晩年

定信公は領内の子弟に學問、武藝獎勵の爲に領内の須賀川と白川に學校を建て白川の立教館に於ては自身も學校に於て柔道を教授されてゐた。水泳の方も獨り自分許りでなし子弟を導く爲に築地の屋敷の附近に水泳場を設け、其の季節には水泳の練習に努められた。

公は又醫學教育にも力を用ひられ、當時神田佐久間町にあつた躰壽館と云ふ多紀桂山の經營する私塾を助成して、半官半民のやうな經濟組織にされて、更に京都から福井楓亭と云ふやうな名家を招いて江戸醫學の進歩發達に努力された。

公は子供と云ふことに付ては非常に周到な同情を以て考へた方で、學校育以外に自分が召使つて居る子供には絶えず仕事を與へて居る。例へば公が書齋に讀書して居る隣の部屋に子供の侍者を置いたが、これを唯置くと居眠りばかりしてゐるので何か仕事を與へないといかぬと云ふ趣旨から自分で必要な手仕事をさせて居る。斯ういふ風に終始いろ／＼な仕事を與へたのである。文政六年迄丁度公が白河の藩主になられて約十年ばかりの間に、隣室に居る侍者の子供に寫字をさせて本を寫させし出來上つた寫本は六千卷ある。其本を悉く自藩内の學校或は寺子屋の様な處へ分與した。それから自分の手許に居る子供の外に、其の家庭に居る兄弟の二男三男に何をさせたかと云ふと、植樹することを獎

勵してゐた。而して前に植ゑた木が積つて寛政十一年迄に白河藩内に八十萬本の立派な山林が残つて居る。青年の植ゑてくれた處の苗も斯く繁つたといふて公が喜んで詠んだ一首がある。

生五茂る道のゆくての松杉も

ふたばの昔誰に問はなん

それから後人材の養成と云ふ事には非常に注意された方である。必ずしも其の藩の人でなくても他藩の人でも發明でよく物の出來るものは何とかして養成してやりたいと云ふので、貧しい者には路費を與へて昌平費に入れる。公は備後國鞆の裏に横溝恒三郎といふ一人の神童が、遠く出て修業することが出來ないといふことを領内の白雲といふ僧侶より聞き傳へ白河へ伴れて來て、一廉の人物になるまで修業させたと云ふ話がある。又一方に於て老人をいたはり大老になられる前に尾張に於て古老會を開き、七十歳以上の老人を集めた處二百二十人來集した。而して公のいふには、天明の饑饉で心配したが、今日では皆の生活も大分豊かになつたので七十歳以上の者が二百二十人出來て此處に集つた譯だが、この年を合算して見ると一萬七千八百歳になるといふて喜んで詠まれた歌に、

仙人の流すくまばやいく千代の

齡の淵を水上にして

公は子供と一諸に水の中に入つて魚をとり、或は自分が先に立つて水練をした。だん／＼と日本は

外國に船を動かすといふことが必要であるから、池でも海でも泳ぐといふことをさせなければならぬと云はれた。築地の屋敷の庭の池で、公自ら這入つて魚とりや水練をしたのである。或る書生が池から上つてそうして湯で體を拭いたといふて公は大變立服した。戰場には湯で體を拭くと云ふやうな間はないといふことを云はれた。公は築地に浴恩園といふ庭園をこしらへて多くの人も自由に遊ばせる事にしてゐた。これは俱に興に樂ませてやりたいといふ事から浴恩と名づけたのであると云ふ。公は又益壯館といふものを設けられて小姓等に侍べつてゐる者共に對し、公の同伴をしてゐる間の時間を利用してこの館で柔術擊劍、鎗、馬術等の稽古をさせた。又藩士の子弟も來たり會し自分の子供も來てこの稽古に加はつて居つた。その頃公は七十歳の身を以て其の衝に當つたのであるが如何に意氣の旺んな方であつたか、窺はれる。斯くの如き勤勉努力と云ふものは何人も手本とすべきである。

松平定信篇終

相馬藩と二宮尊徳

第一章 財政及經濟

一 忠胤と藩政

相馬氏はもと下總國相馬郡御厨郷に居城し、奥州行方郡を併せ領してゐたが、師常六代の孫重胤の元享三年一族を擧げて行方郡に移り、専ら此地に居住してゐた。然るに元弘建武の兵亂に相踵いで世は戰國時代となり、群雄割據して互ひに攻略を事とするに及び、相馬氏は南標葉、北宇多の二郡を略取し、徳川氏の世に至り三郡六萬石を領有すべき朱印書を賜はつてゐる。

相馬家は其由來する處遠く七百五十年の家名を傳へてゐるが、それだけ自ら其祖法とする處のもの有りしならんも、徳川氏以前は興亡成敗常なき時代であつたこと、文物未だ開けざる等の爲め一藩の制度も從來の慣例とか、口碑に依つて之を決むると云ふことになつてゐた。然るに承應年間忠胤出でて藩主となるに及び、萬般の制度を樹立し、庶政其緒に就き、國家永遠の基礎が確立されたのであつた。

茲に其概要を窺ふに、先づ一藩の盛衰消長は徴租の如何に在つて、是れ亦同時に民命に繋る處のものであるから、公最も之に重大關心を置き、微細に涉つて注意を拂ひ、賦課の制を定めたのである。相馬家は明暦二年領内の總檢地に着手し、同三年に至つて成就してゐるが、此時の田制に據れば、田地の等級を定めて、上々、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下の九段に分け、一段の中を更に三段に細分し、合せて二十七段の制を設けてゐる。畑地の等級も之に準して定められてゐるので、是等等級を細別せるは、要するに土地の肥瘠、交通の便否、水利の通塞等を考慮し、輕重厚薄なきやう徴租の公平を期する爲めであつた。次いで村位を制して、矢張り上中下の九段に分け、此處に於て徴租の標準となるべき定積なるものが確立された。けれども時に天災時變あつて豊凶一ならざるを以て之が考慮斟酌を加ふるの必要あり、茲に於て檢見の制を設け、有司をして其地を巡視せしめ租額を増減するの餘地を存せしめてゐるのである。

是等全く民の負擔を公正にし、聚斂を防止すると云ふ民を愛憐する仁政より出でたもので、此田制と共に改善せられたのは藩士の祿制であつた。之より先き大膳大夫利胤(忠胤の祖父)の時、幕吏某曰く、今や昌平公務の用費少からず、而かも戰國の時の如く衆士を養ひ置かば、遂には財源の出づる處なからん。故に幕府の軍役兵騎の外は皆之を減じて公田と爲し、其生財を以て公務を奉じ、武備を固うすべきなりと、利胤之を父義胤に諮つたのであるが、義胤の曰く、亂世に當つて衆士を養へるも邦

家を保たんが爲めであるから、時宜に従ひ之を改むるの要あらんも、諸士は皆粉骨碎身して以て國家に功勞ありしものなれば、今國用不足なればとて、其忠誠を棄て、庶人に下すは如何なるものか、須らく別に扶助の道を講ずべきなりと、利胤之を以て尤の事となし、郷村諸士秩祿の多寡に應じ役金を課するの制を設けた。是れ實に慶長十八年である。其後五年を經過せる元和三年に至り郷村の諸士其の負擔の重さに堪へず、將來此課金を收むべき方法を訴へ、之を免除するか、永暇を賜はらんかの二途が其一に出でられんことを以てしたのである。利胤其情を憫むと雖も、内外の事情は其課税を免する能はざるに依り、止むを得ず其請を容れて五百八十三名の臣籍を除いたのである。然るに義胤の時に至り祿制を調べ、其連訴祿を沒せられた者の子孫を救はんとするの意志ありしも果さなかつたが、忠胤其遺志を繼承し、明暦二年之を斷行したのである。

茲に其重なるものを擧ぐれば、諸士の采地或は甲乙兩郷に跨り、或は丙丁の村落に散在する等錯雜を免れざるが爲に、高百石以上の士には同一地域に於て采地を給すること、但し土地の遠近及び村位の如何に依り自然幸不幸を生ずることになるから、是等は抽籤を以て定むることゝ爲し、又百石以下の士は其采地少なければ、之を遠方に配當するは意なき沙汰なりとて城市の附近宇多郷に於て給することにした。そして二十八石以上の采地賦税は自ら之を徴收するを禁じ、一旦之を公廩に納れ、諸士は公廩より之を受くるものとし、之を藏米(或は廩米)と稱してゐる。藏米の給與額は藩士一ヶ年の食

料外は總て金子に替へて給するもので、米の賣拂地たる江戸相場即ち毎年十月十日、十二日、十四日三日間の米價を平均し、之に一割の利を附し、金十兩に米何俵と云ふ標準價格を定め、何某の物成、年貢米、幾許と計算して給與するものである。此一割の利を附せるは、運送船難破の時の補充に供せんが爲めであつた。そして此時米一苞の量四斗を改めて三斗二升俵としたのであるが、其改正の理由詳ならざるも、種々の點に於て改装を便宜としたものであらう。茲に於て大帳なるものを創製して、賦税の公平が期され、國家經濟の大本が確立せられた。歴代の財政此處に基據してゐるもので、年々の歳入出を始めとして、軍用、備荒、農林、國産、開墾、水利、土功、慈惠等の資金悉く備はらざるもの無かつた。後世相馬家の財政窮乏し、充胤の弘化中二宮の興國安民法を施行するに當り、既往百八十年間の徵租を考査して其分度を確立したが如き全く忠胤の大帳創始の賜物であつた。

公が税制等を改めて士民の負擔を輕減し、其積年の苦患を除くや以上の如くであるが、更に藩士にして種々の事情より其責任を果すことの出来ない者や、未だ其恩恵に浴せざる者の多數あるを知つて其境遇に應じ夫々其志を得せしむるやう方策を立てゝゐた。即ち明曆三年三月騎馬の士にして馬無くしては緩急の用に立難しとして、百石の士五人に五十石の加増を與へて、役馬の飼養に之を供す。又由緒ある家柄、技量ある士に増俸を爲し、或は二三男を召出し新知を給せる者頗る多うかつた。即ち萬治元年正月家臣に知行の朱印を與へ、又元和の連訴に與からざる郷村の士三百一名に祖先の舊功を賞

し、各鎗一本を與へ、之を三百一本の古給人と稱してゐた。又連訴に坐し采地を沒せられた者の子孫の流離落魄せるを憫み、藩中に令して其所在を搜がさしめ、荒地を與へて之が開拓を行はしめ、以て其絶家を興し、祖先の祀を繼がしめてゐた。又家臣にして一旦知行を與へたるものは、之を世祿と爲す。月俸家は一生を扶持し、若し月俸家不幸にして死去したる時には、其嗣子の仕途に就くまでは之を扶持し、或は其遺族老人女子のみにて全く出仕の途なき者も其者の一生は之を扶持するの制を設けてゐる。又從來江戸詰の家臣には江戸に於て俸給を與ふるが故に、藩地に於ける給祿は之が爲めに減ぜらるゝの規定となつてゐたが、公の時に至つて其減俸をも回復するに至つたのである。

次に國家の安泰を期する上に勤儉貯蓄の精神の涵養高調となるのは自然の理で、公が家中の士に儉約を勵行すべきを教諭し、祿高百石に付き毎年金壹兩を貯蓄せしめ、災厄等不時の用金に支出せしむる其備金としたのである。又負債は家計を紊るの因となればとて、二十八石以上の士の互ひに金録米穀の有利貸借を爲すを禁じ（二十八石以下月俸家は小身の故を以て之を許す）若し身代不如意にして費を他に仰ぐ必要ある場合には、藩に公借を請ひ、藩は百石に付き拾兩までは一割の利を以て貸下を爲し、年賦返済を許すべき旨を令してゐた。其利を徵せるは、之が懲さんが爲めであつたと云ふ。

藩政の府たる公署の配置分課其職制吏員の服務紀律處務等甚だ整備したるものがあつて、是等後世の鑑となるべきもの尠くなかつた。今茲に其詳細を記することを得ないが、明曆元年七月本城内に

新に政廳を設け是れ會所と共に一切の政務を管掌する機關とした。是等を統轄する老臣を郡代、家老といひ、藩主を輔弼して一藩の政務を左右するの重職である。從來人主の最も苦む所は、祖先以來門閥を爲せる功臣の跋扈であるが、之が爲め政治は往々閥族の専斷する處となつて、人材登用の道が塞がれ、惡弊を生ずる場合が多い。公は是等に鑑み截然一門閥と執政との區別を設け、即ち門閥は公族にして其地位遂に執政の上に在つて、藩主の諮詢に答へ、樞機に參與することあるも、其本分とする處は軍職を奉じ、藩屏の任を果すにあれば、時に必要上執政することあつても、御頼み家老と稱し、閑班に列するに留どまるものと爲し、郡代家老は弘く藩中より人材を拔擢し、之を薦擧するを要するものとした。是れ權柄を抑へて人材に道を開ける、公の聰明なる其深慮より來たものであつた。明暦二年政治の得失を處斷するは衆議に諮るに在りとし、會所に評定を開いて其審議を盡さしめてゐる。公會で藩吏に其勤務心得を示して、

諸役人何事ニヨラス、一同相談致ス時ハ、過有之ニモ御咎大勢ニハ可被仰付様無之、萬事自身ノ分別ヲ能極メ組中ニモ可申付、若自慮ニ不及時ハ相組ノ物頭在郷中頭相談致シ事ヲ究メ、相組ノ頭へ申達可遂披露、若組中急ニ不申付不叶義ハ屹度申付埒明後可申上、若過有之モノ自分ニ極ル時ハ一身ノ越度ニ可相成、相役ニ一同御談致トモ他人ニ咎ヲユツルハ曲事也。但内々ニテ相談ヲ致シ分別ヲ借ルノ類ハ誰ニヨラス可有之、何事モ廣ク僉識シテ私ノ分別不致御奉公可勤也。

と告諭してゐる。要は一個人の私心を用ひずして、衆智を盡して、慎重に事を決すべきことを教へてゐるのである。公は如何に公正なる論議に傾聴し、輿論を尊重してゐたのは、徳公遺範にも、

平生政務ニ非議アラシコトヲ恐レ給ヒ、會所ニモ度々御下リ有テ評詔ヲ聞カセラレシカ、或時御意アリケルハ仕置ノ事ハ十人二十人ノ分別ニテハ叶ヒ難キモノ也。世ノ批判ヲ聞クコト第一也。又批判スルモノモ政事ノ惡シキコトヲ陰ニテ云ハン者ハ不忠ノ至也。指出公儀へ知ル、様ニ批判スルコト第一ノ忠節ナレ。若シ其批判スルモノ存違ヒ仕置ノ善キヲ惡シト唱フルトモ公儀へ知ル、様ニ云ハン者ハ全ク惡シカラス。却テ忠節ノ一タルヘシト御意アリシナリ。

とある。

尙ほ公は人の心の善導、社會教育と云ふことにも深慮を拂つてゐたので、其自筆に、

徒らに日を送らんよりは五人組衆は寄合互の心底露程に残さす語り、我惡を人にいはれ、人の惡を我もいひ被申候ハ、互の心底自然と能くなり可申候。各の心さへ善になり候へば、仕置と申事も入不申候。左候ハ、我等事は不及申諸親類の苦迄助かる事にて候。寄合被申候時分は互に心を不殘不飾被申出事何寄忠孝たるへく、若し心を飾り偽て懺悔せは是可爲不忠者也。

兼て申す通寄合の衆中萬事心底を不殘可有相談年寄共の身の上不限寄合の仲間存寄候事有之候ハ、互に申合吟味可被致候。箇様ニ申候上は彌以心底残り申間敷候へ共、此上なから各心を願み心

底不殘様致候事第一仕置の何よりの可爲忠信候。以上。

と、公はいかに常識の發達した賢君であつたかは、種々の逸話にも現はれてゐるが、一例として一侍童を召抱へるにしても、當局役人の審議を盡し、尙且つ藩地公術の評決を得て然る後に之を採用してゐた。一藩の主たりとして自分勝手に之を專斷すると云ふことが無かつた。公の政治は何處までも公明正大衆議輿論に據つて之を決してゐたのである。

次に又公は四民教化と云ふことにも大に力を注いでゐたので、當時此地僻遠に在るを以て文化未だ開けず、従つて一般士民の行儀風俗も野卑賤陋たるを免れなかつた。茲に於て公共行の正しき者は之を賞して益々勵まし、其行の惡しき者は之を戒めて善道に導いてゐた。そして一藩の教化を徹底せしむるには、民の上に居り、民の儀表となるべき藩士をして、先づ學問を授け、禮儀廉耻の心を起こし士風を練磨發揚せしむるより先んずるは無しとし、茲に明暦元年萬年山長松寺を開いて講學の所とした。之より先き寛永の末年釋千江なる者中村城下に僑居し、藩士の其才學を聞き、來り學ぶ者多うかつたが、其後故あつて去つたので、此時忠胤の招命に應じて再び來たのであつた。けれども不幸病に犯され彼は間もなく死去したので、彼の推舉に依る學僧釋極園を招聘して一藩興學の師としたのである。

尙、亦公は寛文三年正月諸役所日記を設け、日々の事柄を大小となく悉く之を記録せしめ、以て執

務の便に資すると共に後日の稽參に供す。又祖宗の事蹟の湮滅するを憂へ、家臣中津朝睡をして古文を書檢覈せしめ、口碑雜説を取捨して史記を編纂せしむるなど、是等文教事業に力を盡してゐたのである。されば忠胤の時代より藩内好學の風隆んになり、教化大に開け、士民の風俗亦漸次改まるに至つた。公は民政に専ら意を注ぎ仁政が行はれてゐたので、庶民其業に安んじ、勤勉、儉約、貯蓄と云ふ美風が其處に現はれ、是等後世相馬家に其範を垂れてゐるものである。

二 益胤時代の財政難

相馬家は忠胤の時に庶政其基礎を爲し、其子昌胤父の遺志を繼ぎ國家繁榮の策を立て、原野の開墾なども相當行つてゐたのであるから、此頃相馬家は其財政を豊富にしてゐたことは謂ふ迄もない。けれども時勢は元祿と云ふ天下擧げて驕奢に流れた時代を背景として、幕府の公課に繼ぐに儀禮造營等公私の出費多端を極むるに従ひ、歳入の之に伴はざる状態となつてゐたことも止むを得ざる現象であつた。果然中村藩は元祿年間財政收支を償はざる状態となつて、茲に其策を講じなければならなくなつた。先づ檢地の令を出し、領内田圃の改測を行つたのである。是れ從來田圃の測法は緩に過ぎてゐた爲めと、新墾地にして未だ賦税に至らざるものがあつたからで、此時嚴密なる測法が行はれた爲め、茲に三萬八千餘石の新田を見るに至つたのである。是等に對する課税と他方藩士の俸祿を借上げて辛うじて國用の不足を補充して來たのである。

元來中村藩は徳川氏の初期に六萬石の知行を拜領してゐたのが、寛文、貞享、正徳頃盛んに開墾行はれ、元祿頃には從來の所領額に更に三萬八千石の増加を見、都合九萬八千石となり、正徳享保頃には租税拾七萬餘石を出し、人口九萬餘と云ふ富裕なる國家となつてゐた。茲に領内擧げて衣食の道を得、擊壤鼓腹の樂土が期待されなければならぬのであるが、事實は全く之と反對の現象となつてゐた。

年々財政の窮乏を告ぐるに至つて、之が苛斂愈々加はるに従ひ、農民其負擔に堪へず一家を擧げて他領に移住する者が多く現はれて來た。之が爲め田圃を荒廢に導き、藩庫の收入次第に減出すると云ふことになつて上下の困窮益々其度を深刻にするのみとなつた。搗加へて天明の大飢饉となり、此時中村藩は收穫殆んど皆無に等しい凶作となつてゐたので、餓殍路に横はり、荒田現はれて、農村の疲弊甚しく、之が回復一朝一夕の業にあらず、文化年中には人口僅か三萬餘と云ふ劇減を生じ、年々の藩の負債も積つて二拾餘萬兩一書に參拾萬兩となりと云ふ巨額に達し、之に反し租税僅かに五六萬石に過ぎないと云ふ、一藩の困窮茲に於て全く極つたのである。

益胤は積年の疲弊に凶荒の餘殃未だ去らざる文化十一年に封を襲いだのであるが、此頃如何に財政に困難を告げてゐたかと云ふことは、同年三月家督となる早々百石以上の役人に藩費の増大に對し其出資の途なき爲め、此上は常用の品々を節約するより他ないと其覺悟を申渡してゐるのである。

百石以上の役人へ申渡趣

追々承知被致候通御勝手御幕方は迄も御不足之處、去秋山中作方皆無内郷山家筋青立之場所所有之、御收納相減候上、山中御手宛種穀并極難之者御扱も有之、殊去春中より江戸表御差支ニ付、追々大金爲御登、其上御大禮御物入并不時御入用既五千兩程御繰出相成候ニ付、右之分御不足相増夫々御出高見込置候分御目當違ニ而、大層成御不足相成、加節より上々様御定用并御中物成扶持方可被相

渡様色々、江戸表迎而も秘然と御差支ニ而爲御登御登御金申來候得共、調達の手筋無之、殊夏立御廻米五千俵程積立候筋ニ候得共、前段之通御不足故御廻米可致様無之、江戸御通方迎而も一圓御目當無之、御兩境上々様へも御日用而間差上、御家中物成扶持方如何様共差略を以被相渡、其外之儀ハ一圓御疊被置、秋まで之御通方仕候外無之處、殿様御發駕之御時節相成候處、前條之通御暮方ニ御坐候御者、御登之儀ハ無理成差略を以可仕候得共、多分御役場可蒙仰羨御相違有之間敷、右御入用等迄御手當無之而ハ不相成儀ニ候得共、外ニ手段も無之、在々御貸上金ニ而も被仰付候外無之乍去夏中より格別之御物入ニ而御貸上被仰付候面々多分ハ上納仕候上之儀割合通上候義ハ千萬無心許、尤上金相滞萬端御手廻リニ而御不都合之義有之而ハ不相濟儀、何れ御役場御入用ハ勿論御兩境之御物入不容易、且ハ御家中年來重御借増有之、一統難澁今日を憂々御奉公相續候儀、此未渡方等拔群相滞候而ハ助命難成程之面々も可有之成、御難場之御時節相至候段、六右衛門(小幡氏家老)出府前相達御殖候處、無御據儀此上御上御登り御役場御入用等御繰出ニ相成而ハ、御家中其外御手届兼候上、在々御貸上等被仰付候而ハ、猶更一統難澁彌増候義深思占、假令公邊少々之御不都合相成候共、御定例御發駕御延引被遊候段被仰出候。扱又御家督初而之御參府之處御時節柄御家中在々御惠之爲御延引被仰出候儀、誠ニ以恐入奉存候。斯迄之御時節恐察仕、何分取續相勤候様可被致候。以上。

文化十一年三月廿八日

次いで同年六月百石以上の役人役所持へ同一趣旨の申渡をしてゐる。

百石以上之役人役所持へ被仰渡候

一、同承志之通去年中江戸表へ莫大之爲御登金ニ而必至と御差支、當春ニ至り御收納米丸御遣拂ニ相成候事故、御家中物成扶持方月割相滞、隨而諸役所御定用也憂々御渡被置候處、此節江戸表御違之事共有之必至と致差間最早御難場ニ相至候處、何れニも御取續難成當分、御他借連も一切調達筋無之、既ニ上々様御日用ハ勿論御定飯も上兼候程の御時節ニ相至候。御家中迎而も右ニ淮し候次第、右ニ付爲相續態々詰合勘定奉行下リニ相成候處、難被打置義爰許上々様定用并諸役所拂方諸渡方共ニ一圓ニ盆前御疊被成候程之御目當ニ而誠一日切之御當用而已被相渡、江戸御入用金少々宛に爲御差登候外有之間敷旨、具ニ兩殿様へ御耳立候處、無御據御時節其通ニ仕候外有之間敷被仰出候。夫共家中月渡并無勤より御雇御合力之儀ハ格、少々宛も盆前被生渡精々評義も申達置候。尤諸役所入用も盆後ハ調達筋之御目當も有之間何分被渡度、是又評義申達置候。右之次第ニ候得ハ篤と勤辨仕、諸役所之面々其廉々ニ而持切候程之存入ニ而御入用何分相省候様心掛候様可被致候。前條之通御譯柄に御坐候得ハ此節一統精分相盡候様可被致候以上。

文化十一年六月廿一日

此時實に一國の君たる者の常用は勿論定飯をも供すること能はず、又家中の俸祿をも支給することを得ざる状態となつてゐては、其窮迫の程度も思ひ遣られるものがあり、そして他借も一切調達筋無く、此上は唯だ極度の省略をするより他に途がないと歎息してゐるのである。

公の襲封せられた文化十一年は、其損耗高五萬六千五百石と云ふ不作となつて居り、又其翌十二年も同様五萬七千餘石の損害となつてゐたので、借財は益々増大する一方となつて、藩財政は愈々行詰り、諸費の節約は一層緊要となつた。此頃殿中に於ける火鉢までも廢止したと云ふのであるから、他は推して知るべきである。國用の不足は自然藩士の俸祿にかゝつて來るので、彼等は連年の借上げの爲めに益々困窮に陥り其日其日の糊口にも覺束ないと云ふ状態となつてゐた。益胤是等を見て憂慮措く能はず、其困憊中に在るも是等打捨て置き難しとし、一時の應急策として拜借米と稱し、食糧貸下を行ひ、其方法としては祿高百石の者は二俵、夫より以上五十石毎に壹俵宛を増し、百石より百十五石までは半俵を増し五十石以上は二俵半の割合を以て貸與すると云ふ苦策を立てゝゐたのである。

公の時代には災殃頻々として起つてゐたので、文政八年も水旱打續いて五穀熟せず、山間の田圃の如きは收穫殆んど皆無の状態となつてゐた。社倉米などを出して、之が救済に供してゐるが、更に進んで天保年間の大飢饉となつて、領内擧げて飢饉に悩むと云ふ慘狀を呈した。茲に於て諸事の節約は益々峻嚴となり、公は遂に常食の半ばを減じ、神事佛事をも省いて窮民の救済に執掌すと云ふ、一藩

の衰弊實に茲に至つて窮まれるものがあつた。公が襲封後間もなく藩政の改革を志し、諸費の緊縮産業の振興、備荒貯蓄等大に盡策實施して來たのであるが、種々の天災事變等の爲めに其進行が妨げられ、其大成を見ずして終つたことは甚だ遺憾である。

三 改革政治と藩費節約の斷行

連年の財政的疲弊、借財の漸増、家中の困憊、農村の荒廢等は等益々其度を深刻にするのみで、最早此上安閑を容さざる状態となり、益胤茲に一大決意する處となつて、文化十三年改革政治の斷行となつて現はれた。先づ之を實行する上に役人の改廢が當然必要となつて來たので、即ち佐藤孟信を市井の間より起用して、國老の重任に置き、草野正辰の隱居禁足を免して郡代の要職に就かしめ、今村秀興、紺野知義等を拔擢して、出納の事に當らしめてゐた。此改革政治を成就せしむる爲めには、協力一致事に當るに非ざれば到底成し難きを以て、門閥の勢家堀内玄蕃を起して國老の椅子に坐はらせ上下に些の間隙無からしむることに努めた。更に進んで文政元年に至り、組頭池田胤直を郡代役勝手掛と爲し、同二年に國老に命じて佐藤孟信の役を繼がしめてゐる。是等人選に遺憾なきを期してゐたので、其改革も着々として成果を擧げてゐたのである。

此改革政治の眼目とする處は、藩費の緊縮に在ることは云ふ迄もなく、六萬石の財政を一萬石の格に縮少し、諸般の經濟を一萬石の諸侯に則り、五箇年間大約を勵行し、此間決して他より米財を仰がざらんことを期してゐた。先づ益胤自ら其範を示さんと粗衣粗食を敢行して、之を一般士庶に及ぼしてゐた。文化十三年四月公書を老臣に賜ひて其改革の要綱を示してゐる。其大要は「衰廢再興の事は

先代以來銳意盡力する所なるも、天明凶饑以來三十有餘年未だ其功を見ず、國家の存亡期し難し。今や諸政を改め便法を立て、我等一身も艱難に甘し、辛苦を嘗め民と苦樂を俱にせんとす。願くは卿等士民に諭して、衣服飲食を節し、質素儉約を守り、風俗を厚うし、孤寡を憐み、荒地を墾し、戸口を殖し、専ら勸農撫恤に盡力せよ」と縷々懇諭する處あつた。そして公は此間に處して、物好みをせざる事、平素は綿服に限る事、食は一汁一菜の外は求めざる事、酒宴を聞かざる事、年限中は諸儀式を略する事、出入の徒者を減する事等の箇條を以て、此非常時に對する覺悟を述べてゐた。そして一藩節約の制を左の如く定めてゐるのである。

御 定

- 一、年始廻禮無用。
- 一、武藝其外稽古初の節暮後迄滯坐無用。
- 一、松の内小供共おきちはりはへ或は祝として紙取通の義無用。
- 一、正月十四日御家中かし鳥無用。

付右に準し候物貫無用。

- 一、御役被仰付候節引後聞合初寄合次第酒相出候義不苦、肴は二種たるべし、拜領魚鳥たりとも右の内の事。

但暮後迄參會無用。

一、御知行頂戴御役祝隱居家督婚禮等の節客無用。

但婚禮の節役付ハ格別見廻掛りの者へ盃相出候義無用。肴ハ前條の通。

一、神事佛事の節客無用。

但佛事ハ寺にて執行可致。重き法事宅にて行候義勝手次第。酒相出候義固く無用。

一、料理ハ一汁二菜の事。尤輕き品取用可申事。

但香物は外たるべし。

一、御一家并御家老年始御代參御代香の節、若黨草履取の内一人召連候事。

一、御用人以下常草履取の廉たりとも無僕年始勝手次第。

但御代參御代香の節は草履取召連可申事。

一、御一家御用にて郷越の節上下五人口取共に。

但御家老は上下四人口取共に。

一、御家中婚禮の節座間配當減少方心得次第。

一、諸社御代參。

御物容様組頭ニ而引受可相勤事。

一、御家老江戸往來の節上下三人本馬乘掛壹疋御供の外具足箱持參不及。

一、御用人以下江戸往來上下二人輕尻壹疋。

一、百石以上江戸往來草履取召連候廉二人にて壹人召連可申事。

但一人登りの節は是迄の通。

一、御用人以下卿越勤の節歩行の事。

但二人江輕尻一疋一人の節ハ歩夫一人。

右之通御年限中相守可申候。

一、音信出産錢別見立振舞停止被仰付置候。取緩無之様改而被仰付候。

一、あさひの櫛かうかへかんさし無用。

但右の外用ひ候共かんさし一本たるへし。

一、青紙の日傘并青蛇の目の傘無用。

一、金銀のさせる無用。

一、江戸表え用事の外書狀取通無用。

御家中衣類の定

一、年始歳暮たり共次肩衣并上下夕着縞形付無紋にても不苦。

- 一、男女上着羽織共に綿布たるへし、下着は紬太織以下に可限事。
但他所へ参り候節並他所の者え參會の節或は野馬拜見たり共同然。
- 一、裏付肩衣無用。
付薄肩衣無用。
- 一、單羽織絹以下取用可申事。
付薄羽折絹紗無用。
- 一、袴棧留以下取用可申事。
但裏付共勝手次第。
付夏袴ハ麻平以下取用可申事。
- 一、妻女の帶縮緬八丈龍紋絹以下不苦事。
付腰帶も同然一幅物は無用。
但どんすもふるの類外數品ハ無用。
- 一、帷子ハ男女共に晒布以下の品取用可申事。
- 一、停止の品拜領たりとも無用。
- 一、六拾歳以上の男女拾歳以下の子供肌着ハ是迄の通不苦。

是等の外に在郷給人郷土百姓に至るまで之に順應する儉約令が施されてゐる。此頃諸式の簡略素化が行はれてゐるが、幕府に供方の減少を願ひ出て其許可を得、即ち天明四年の供方は駕廻り侍八人、先供九人、手廻りの者二十八人、明勢三十人あつたものが、祥胤の時に至り之を減して駕廻り侍六人、先供六人、手廻りの者二十八人、明勢二十六人となり、更に益胤の時に至つて徹底的省略を行ひ、駕廻り侍及び手廻りの者を省いて、先供壹人、明勢六人と云ふ破格の減少を行つたのである。

公は此大英斷を以て大省略を行つたのであるが、猶足らざるを以て已むを得ず諸士の俸祿を節減して、百石以上百石取は五人扶持、百石餘は百石に付二人扶持の割合とし、其餘は借上げ、百石以下知行取米歩一へ五割増扶持切米取三割増其他在郷給人に至るまで各借増しを以て補ふこととし、從來の借金は永年賦償却と爲し、新に負債を起さざることと定め、一時中絶してゐた諸役所勘定簿の總目録を再興して専ら藩財政の基礎を確立したのである。

公は天明以來凶饑相踵ぎ戸口減少領内驛々の人馬も減少せるにも拘はらず、街道の往來は頻繁となつて、窮民を使役し、農馬を驅つて驛々繼立に當らしめ、爲めに荒地開作の本業を怠り、家計益々困難する状を見て、默視するに忍びず、幕府へ領内九ヶ宿の人馬賃錢の五割増の請願を行つたのであるが、遂に其三割増の許可を得て幾分を補ふことを得たのである。公は又藩士の衣服飲食、郷村の風俗等の取締に懈怠なきや否やを深く憂へて、之が注意を與ふると共に、荒蕪の開墾、殖林の保護獎勵等

國產の樹立は云ふ迄もなく、苟も將來國家繁榮の基礎となり頽勢挽回に名案を有する者は如何なる人を問はず其献策を要望してゐたのである。文化十三年四月公重臣に賜つた書に、

當家累代不如意之處、天明卯年大殿様御代初凶年ニ而人別夥敷減荒廢之地多く收納高拔群減少、其頃人民之爲め拜借金御願、其上勸農之儀專御世話有之、家中共迄一致ニ荒地發返候事に取掛候趣、公邊へも被仰立置種々御趣意も被仰出、追々人別相増候様相成、中殿様御代々も不相替御差圖も被爲在候處、近來ニ至最初の順々も參兼却而人別も又々減候様ニ相成、既に卯年以來三十四年ニ相成候得共、其驗無之、此節秘至と差支家々大變と申程に相至り、先年矢矧橋御手傳以來格別之公務も不蒙仰候儀ハ、畢竟勝手向難澁之趣追々入高聽御仁惠を以是迄も御宥免に相成候儀と誠に難有事に候。然る處此節儀等家督掛之儀、此上如何様の公用可蒙仰も難計候處、此節參觀も不相成程之差支如此年來勝手取直にも至兼候而ハ先年拜借金之節被仰渡候趣も有之儀、不相替政事不行届等閑之致方と御沙汰ニ相成候而ハ無申譯事ニ候。誠に家之危難目前之儀と不安心に候。依之能々嚴法を相立候而取直之手法吟味可有之候。我等身廻之儀如何様の艱難不自由有之共少も不厭候。國家の存亡ハ民と俱ニ致候存慮ニ候間、此所能々心得居候様ニ存候。尤衣食住其外物好等都而悉質素ニ致候得共猶不相當と存候儀も有之候ハ、無遠慮可申聞候。

一、兩御隱居様之儀ハ乍此節何分御不自由不被遊候様致し、差上度存念ニ候得共、誠ニ此節必至と

致差支ニ付御省略方吟味之趣追々申聞、無餘義事ニ候得共、何分拔群御不自由不被爲在候様評議可被致候。

一、家中共年來重借地申付置、別而近年極難ニ相成段悼入、何分以歎ケ敷候。我等家督掛之儀夫々手當申付度存念之處、其儀及兼候上、猶又借上又勤役宛介相減、其上諸廉人少迄申付候儀、此節不得止事歳と乍申甚無理成事斯申付候。我等の心中察し呉れ可申候。

右之趣能々相談可有之、猶別紙書付之趣各勘辨之上夫々申付候様可致候。以上。

書 取

一、諸廉人少ニ付てハ若年の面々役付候儀も出來兼、自然と勵も薄く怠に可相成と存候。在郷中頭の儀ハ勤功の爲めに候間、近來の通九人に申付可然候。

但右に准外廉相増候儀ハ先用捨可然候。

一、家中共衣服飲食其他萬端質素に可致候。我等前に出候共、如何様の龜服にても不苦候。尤妻女杯の儀ハ猶更の事に候。妻女服飾等制し兼候儀、其面々の恥辱にも相當候儀能々可申付候。

一、近來在方風俗不宜男女不相應の着服其外奢かましき事共有之哉に給人郷土共心得違無之様能々可申付候。

付百姓共の儀ハ寛政酉年公儀より御觸の趣を以能々教諭可致候。尤も博奕の儀は嚴重に撓倒可致

候。

- 一、第一勸農之儀、先年公儀え御届致置候趣を以能々永久の事を計り少も無怠荒地發返の儀嚴重に評議可致候。
- 一、大殿様厚き思召を以て追々被仰出置候通り在々にて不生不育の事能々取直候様教諭申間敷候
- 一、鰥寡孤獨のもの隨分勞り無油斷夫々憐愍可致候。
- 一、我等野廻の節農業取掛居候者制に不及旨可申付候。尤格別に出精目立候様の儀有之候は、爲尋候義も可有之候。
- 一、在郷出役の面々何分質素心掛萬端省略可致候。民の苦は賦の重きにより候得ハ、掛り物相省百姓共くつろきに相成候様ニ取扱肝要候。
- 一、在中の儀ハ郷村其所々により風俗違も可有之儀毎度申付置候通り郷々代官一統の見合なく取扱可申、兎角下方の役人共より申立候のみを取用ひ、下の儀を深く不存不行届候得ハ、不直の事共も致出來、百姓共難義衰にも相成候儀、此所能々勤矢有之様可申含候。
- 一、在郷役人多勢にては掛り物多く却て百姓共難義に相成候事共も可有之哉、減少方可有之哉、吟味可致候。
- 一、當時の差支に泥み一時の功をのみ心掛、永年の爲に相成候義を取失ひ候義無之様可致儀肝要ニ

候。

- 一、山林諸木伐取候事年々繁り取立候事ハ怠候哉、山林之儀は容易に成木致兼候儀永久の爲大切な事に候。毎度大殿様にも厚御世話被爲在候儀怠り不申様可致候。
- 一、漆の儀ハ高峯院様格別被仰出、以來大殿様にも御世話被爲在何分致増長國産に相成候様可致候其外永久爲に相成候國産の義有之候は、向々功者を撰み何成共取立候義肝要ニ候。
- 是等種々教令を發して藩政の釐革、衰運の挽回に一意邁進してゐるのであるが、積年の衰弊は素より容易に改まる筈もなく、家中の困窮、農村の疲弊等其處に甚だ憂慮すべきものあり、茲に上下一致の一大決意を以て其目的の貫徹に努めなければならぬことを重臣に告げてゐる。即ち其直書は左の如きものであつた。

當家數代の領地我等に至り當主たる事は天命自然之處乎、福を得る事不存寄仕合候。廣徳院様御書ニも六萬石は六萬石の六萬石と思召有之、御遣書も候へハ全我物と心得萬端に疏略油斷有之候而ハ背天命本意不相立事ニ候。然る處累年不如意勝手差支家中共數年莫大の借増悼入誠に歎々敷事無此上、寢食を安んぜず候。依之平生身廻之義ハ萬端質素第一心掛候得共、永き内には自然と怠の程も無心元、若し其色見候ハ、誰によらず無遠慮意見可申聞候。遠慮深く差控候様にてハ可爲不忠候。借家中共近年別而重き借知候處、譜代之面々故社此節之難澁をも不厭無懈怠勤吳候も誠に以寄特之

事令満足候。此上何卒一致の精力を以追年順道に趣分限相應ニ公務相勤候様勝手取直し、宮内敷へ讓渡致度心願候

一、卯凶作以來別而勝手向差支候趣は追て奉入御内聽御事有之故、公務向是迄も御除偏ニ上之御仁惠之程難有事に候。然る處我等家督以來定法參觀さへ難相成及遲滯候義、尤勝手差支ハ不得止事儀と乍申、奉對將軍家へ何共恐入義、先御代ニも年末參觀御滯も有之上之義決而以難相成事ニ候。役人共ハ勿論家中共一統嘸氣之毒可致事ニ候。向後參觀交代是非遲滯なき様致度、役人共一同精々其心得有之様可致候。

一、追々申出置候通、土地人民政事第一之至リニ候處、國之元ハ民ニ候得ハ、郷村預役人共能々丹誠を致し、人別相増候様可致候。窮民撫育不届ニ而ハ我等の政務ニ無詮事ニ候。小子も年若殊に不徳の事あれば、萬端不行届事而已候得ハ、偏ニ右之補佐頼事に候。能々此旨を勘辨致取扱候様可致候。以上。

酒は禮儀を紊し、家法の緩となり、有害無益なればとて、自ら節酒して家中を訓誨してゐる。

家法の緩と相成候本は酒より甚敷ハ無之候。酒興長候得バ、上下禮儀を亂し過言妄言悉く酒に譲り、面々怠り之仲立に相成候。依之家法潤色之本は酒盛之節を守心得違無之様可致候。尤群飲佚遊ハ正徳二年觸出之公禁に候。第一我等事ハ分量五六分を過し不申様精々心掛候。伺公の面々迎も可爲同

様、廣徳院様御壁書ニも酒ハ三献に過へからずと有之候。自分參會役祝も知行附與又は隱居家督婚禮等の節ハ爲取替一通りの外亂酒ニ不及様ニ相心掛役祝義之節法度之取成を越候様之義、全先官之越度たるへく候。役廉より仕落等有之時一席と名付、酒を以償候様之義ハ頗下輩之沙汰ニ候。以來斯様之儀有之者其廉之先官越度たるへし。見廻掛りの者へ酒相出候事群飲ニ不相成心得專要ニ此場之緩有之者亭主の越度たるへし。

但養生酒相手を求へからず。右三献の心得を忘るべからず。

右等の越深致勘辨我等寸志を繼吳候而家中共迄申含候様致度候。

文政元年寅八月

次に公は一藩の經濟生活を潤澤ならしむる爲めに、起發家來と稱し、家中に地方片付毛引地等の土地を渡し、新に農民取立の趣意を發表し、願に依て之を許可することとし、之を以て將來租税の増收と家中の俸祿の補給とを謀つた。又農民舊來の弊風を改め時間を節し休日を減ぜんことを以てしてゐる。即ち代官并に在郷役人に教諭して、

去る子年より令改政郡代在住申付置候處、郷村混雜を糺し舊弊を退け仕農勸之起發相増候事全く當役の勤功に候。然れども我等願くは百姓の腹に入り、彼等が腹より舊弊を直し度き所存に候。領分は片鄙にして世間に不渡日々に己々が怠りある事を知らず、是則其地に付たる舊弊なり。早天に耕

し、耘りて朝飯に戻る是は朝氣の鋭なる時を稼き、曙天一時の業は夕陽一時の業に培して、果敢行
事旅行を以て知るべし。月日神事佛事の休みと云事あり。此數多きハ農の怠り也。怠る時は外なら
ず唯自分々の苦辛年暮につまらる。大祭ハ格別休日ハ月に一度たるへし。之等の事は令を下すに
及ばず。當務の者心得居り、右舊弊を取退けること自身に百姓家ニ立かゝり、朝々自ら起して進め
或は神事佛事にかこち怠りて、此面々の難艱を拓くと知らざる事を諭し勵ます事、主役の信切に止
り候得ハ、何れも我等に代り彼を導く事肝要なり。

とある。

文政五年は改革満了の期に當つてゐるけれども、未だ其目的を達することが出来ないと云ふので、
更に六箇年の延長を爲さんとし、左の如き令書を發してゐる。即ち「去る丑の嚴法一世之大業候處、
何れも非格の勵勤を以て五箇年之星霜を凌候志は上古に不劣勤方と深く頼母敷存候。然る上ハ十分の
手宛遣度候得共、舊來の衰弊數年ニ難補。若姑息を生し不量出入紹弛するに至ては、再之危難不遠事
ニ候條、今般期年之驗而已可也之緩方申付候。扱又治世二百年來之間無貴賤皆御先君様方之御高恩祖
先之勤功餘澤を不蒙者はあらず、依之不相替難澁忍兼候得共、君臣一致の勢力を以て六年の嚴法を相
守期後榮候儀肝要也」とある。尙亦老養幼育の途をも儘ならぬを自分の不徳と爲し、即ち「此節御家
中の面々追々年を重ね難澁相募平生扶助の行作奴僕の業を免かれず。實は老養幼育の兩道も不任心相

怠り深く相歎候段、一々御賢察被遊候所、是全親子の罪に無之、御當代に至り初て此域に入候儀ハ御
上の御不徳と思召候得バ、猶更以不被爲忍御見聞云々」と自責してゐる。

公の士民を見ることが慈母の赤子に於けるが如くであつたから、下も亦上の意を體し、節約勤勉能く
其改革政治の精神を遵奉し、或は開墾に、或は備荒に着々として其實を擧げつゝあつたことは云ふ迄
もないが、併し長年の疲弊は一朝にして改めらるゝものでは無かつた。

四 社會制度と救荒

益胤は積年の藩政の頹勢を挽回せんとして、諸費の節約等緊縮政治を斷行する他方産業の開發、國產の扶植等に心力を傾け只管國家興隆の策を立てゝゐたが、歲に豊凶あるを以て國家經濟を確立する上に缺く可らざるものは、實に凶荒に對する備糶制度である。公既往の事實に鑑み、之が設備の一刻も猶豫し得ざるものあるを痛感してゐたけれども、一藩擧げて疲弊著しく、士民の困窮容易ならざるものある時に際し、直ちに之を實行すると云ふこと困難なる状態にあつたので、先づ之が開始として文化十三年城内西館役所の傍に倉廩を設けて、之を社會と稱し、神佛に奉納の心得を以て糶一升以上、鳥目百銅以上を蓄積せしめたのであつた。次いで同十四年十月令を發して其蓄積の急務を説き、之が獎勵をしてゐたのである。

論語曰、足食足兵、是萬古治國確言也。天明年間、飢饉蓄積不足、至販珍寶兵器、不能救焉。遂轉死講整、散亂四方者、不可勝數。自是以來、食者多、耕者少、是以國用不足衰弊、追年不可以補也、公深憂之、不安寢食也、於是卑宮室、菲飲食、發庫販珍器、每鄉置社會、爲水旱之備也、夫食與兵、猶兩輪於車、不可闕一也、雖治平之備既存、闕兵之備猶未矣。於是乎、有餘之財無細大貯之、設民備餘計之法、今日凡餘計者庸人之所忽、而君子之所慎也。積小成大則其勢至叢輕折軸、勿謂小而

積焉、雖百萬之衆無兵何以乎戰矣、治不亂者、五尺童能稱之、欽勿忘之。

文化十四丁丑十月

斯くて文政二年群臣と相謀り、財政困窮の場合ではあるが、備荒貯蓄の一刻も猶豫すべからざるものあり、什器其他を賣却しても、金五萬兩を貯蓄せざるべからずと決したのであつた。其用途としては、第一に非常圍として壹萬俵（外に三千五百俵）を城下侍人別二千四百人（四俵つゝ）の扶持米と定め、千五百二十六俵を出家、山伏、小人、諸職人、同心、馬取等人別七百六十三人（二俵つゝ）の扶持米として、二千二百二十五俵を城下町中、給人、郷士、山伏、虛無僧、町人、人別千四百七十七人（一俵半つゝ）の扶持米に宛て、三萬三千二百十四俵を在郷、給人、郷士、出家、山伏、社人、足輕、長柄水主、山先、百姓、人別三萬三千二百十四人（一俵つゝ）の扶持米とし、之を合せて總扶持米四萬六千八百六十五俵と算し、それに江戸中村經費として五萬俵を加へ、概算拾萬俵其代價を二萬五千兩と豫算し、第二に壹萬兩を年限明借金扱とし、第三に壹萬兩を公務金とし、總計四萬五千兩即ち概算五萬兩を以て非常時の扶持米並に諸經費と定め、更に左の條項に依つて之が蓄積を決行したのである。

- 一、御儉約向御日用相省候儀は勿論、御取締御引方尙吟味の上御餘澤御積貯非常御備と被成候事。
- 一、去丑十月より御通方の積餘分の御出方有之の分、多少によらず御引放、非常の御備と被成候事。
- 一、諸役所にて御遣出し御引放し非常御備と被成候事。

但何れの廉にても格別の働を以御入劣の節有之候ハ、其時々評議の上是亦御備に相廻し可申事。

一、廉々より御預け被置差略致來候米金、此度より非常御備と被成候事。

一、御兵具并御常用御品の外御重器たりとも御拂の儀、此度格別の被仰出を以、些少の御品々迄御取集め御賣拂非常御備と被成候事。

但御兵具ハ格別ニ付不御取立分計御拂被成候。諸役所預の品本帳常預帳外の御品々迄取調差出可
遂評議候。

一、山林御要害たりとも格別の御故障無之場所ハ、御拂非常御備と被成候事。

是等祖先傳來の什器寶物をも賣拂つて、非常備金に供すると云ふ、全く益胤の英斷より出でたもので、是等什寶の貴重なるまた森林の保存すべきを知らざるに非らざるも、藩民の生命には替へられぬものがあることを自覺したからである。實に忠胤の六萬石は我れ一人の六萬石に非ず、六萬石の六萬石と云ふ民本思想は公に於て最も能く繼承されてゐるもので、民を思ふの真情甚だ濃かなるものがあつた。斯様に公が備荒制度を立て不時の窮民救済に遺憾なきを期してゐたのであるから、文化文政の凶荒に際しても一人の餓死する者なく、また封域を去つて他國に流亡する者も現はれなかつたのである。

文政八年は水旱打續き五穀稔らず、山間の田圃の如きは收穫殆んど皆無の状態となつて、一藩擧げ

て飢饉相を深くしてゐたが、此年濱藏も焼失してゐたので、江戸廻米は一粒も運搬せられず、上下の困窮實に名狀すべからざるものがあつた。茲に於て公自ら領内を巡視して、其慘狀を備に見極め、役吏を督して之が救恤に奔走せしめ、此時嚴重なる儉約が勵行されると共に從來貯蓄されて來た社倉米を出して其救恤に供したのである。殊に藩士が連年の貯蓄借増等の爲め其生活甚だ困難な状態にあつたので、此時免相三分の救済法を講じ、また二十八石以上の者に對し、社倉米を貸與して、其生活を助けてゐた。其翌年も社倉より五千兩を出して窮民救済の費に充てゝゐたので、連年の救荒に多額の米金を費消し、社倉は茲に於て全く空乏を告ぐるに至つたのである。

然るに凶荒に對する備は缺くべからざるものであるから、如何に財政困窮しても之が對策を講じなければならぬものとし、其後も諸費を節約して之が貯蓄に心力を盡して來たのであるが、茲に再び天保の大飢饉に遭遇したのである。天保四年の凶作は中村藩に於ては其收納米僅か二萬俵の數を出でなかつたので、公此春既に凶荒の襲來を憂慮し、領内の米穀を買收し、又江戸に於て雜穀を買ひ集め之を海路領地に送り、社倉の蓄米四萬俵に加へ、之を倉廩に貯へたのである。此時領内擧げて飢餓に瀕してゐたので、同年九月公領内一人と雖も亡失するが如きことなきやうと、重臣等を督勵して其救恤に全力を擧げてゐたのである。

當作方之様子委細承届候處、悉く凶年と致規定候。家中未相愁年改之半不圖天災を蒙候儀、不徳之

我等社稷存亡之大事甚可恐之至に候。依之身元臨時之儉素を盡し、嚴法十七箇年の間一同丹精ニ依て備置候米金社會散財致し、天明度之災を以て後年之戒とし、國中の四民一人も亡失せしむべからず、兼て心願ニ候。則取扱之趣意家老一同に申達候條致承知候上、一門之因を以補餘闕家中初下民之艱苦ニ先立、趣法之通り無事に相凌候様致指揮度彌頼入候。此末我等行狀之上存付候儀ハ無腹藏可申聞候也。

天保四年九月

尙亦一門家老等に諭告した自書の寫は左の如きものであつた。

國に九年の貯有時ハ家事を平體に養ふこと勿論なれとも、苟も三郡の地を安堵せしむる事は祖朝之御力計りにあらず、家中各の民なり。然るに元祿年中人別八萬八千餘人天明元年ニ至り五萬餘人減じ、天明四稔の死亡離散一萬六千餘人既に三萬二千に減す。再ひ復して今三萬八九千に及、凡五萬餘人の人別失したれば、五萬石高を失す。殘る三萬八千餘人の高を以元祿の度附與し、家中の高へ自配當し、依而文化丑年當時之分量を精密に圖りて、百石ニ付五人扶持に割直し、大を損し小を増すの配當を定むといへとも餘澤米貳千俵ニ過ず。拾ヶ年にして貳萬俵を可積、貯所六ヶ年にして百石六人扶持に直し、聊艱苦を緩めしむ。此年より江戸にて千兩中村にて二千兩之積不足を生ず。拾ヶ年にして貳萬兩之不足有之べく、の處、悉嚴法を用ひ、諸役所丹精之力に依て米金貯或ハ家法を沾却し

て妙見社會と稱し、或は非常の封金と稱し公用軍用飢饉の用心に當置といへとも、三郡皆無すれば三郡の飢を凌ぐに米九萬俵に及、金一萬兩不足あり。是を才覺す。家中平年配當に依る時ハ一方は餓死するものあり。國の本を失ふ故に我等食を削て飢る民に配す。家中冬食を削て艱苦せしむるハ面々の民に配する食也。必ずしも我等が身帶の爲に削る食と不可思、抑文化丑年改正せしむる時も百石五人扶持にして、餘ハ借知と唱ふ借知といふハ終に返すべきものを借用といふ。右にいふ三郡の民も我等が爲計の民にあらず。家中の爲にも民也。其民を亡失して面々の高失ひたり。我等といふとしく高を減したるもの也。減少の高を以精密に配當する事文化國の政也。依て借地の唱ひ、實の事にあらず。以來我等分量相應の配當に唱へて不實の名唱ふる事無かるべし。當凶作の飢饉を凌事ハ敵の鎗劍矢炮を防に不異、敵の鎗劍矢石に命を落す物五穀盡て命を落すもの二つの物差別なし。前車の戒あれば天明度死亡壹萬六千餘人、飢饉を防く力なきハ武門に智勇なきか如し。怨敵を防く時は各智力を見届て怨敵退治の所存を聞届て、我意に應したるとき安心の謀事を申付る也。今飢饉を退治して味方死失に逢ざる勘辨を聞届、我意に應したるを以て飢饉退治の大事を八右衛門に申付也。當凶安危を彼に任する上ハ我等始彼の欲する所に任かせて、大小事共彼か智力を用ふへし。則各々一方の兵を任する意也。大小事とも彼か意を拒む時ハ、彼に弱みを負すに當て勝利を失するもの也。溺者牛にすがるるときハ強者も共に溺るゝか如し。彼が功不功ハ天の照覽に任せて賞罰を用べ

からず。

天保四年十月

斯くて池田大夫に此救荒の大事を委任したのであるが、素より此大任の一人の能くする處のものでないので、惣家中に登城を命じ、君意のある所を傳達して、藩士の覺悟を促したのである。此時の申渡書は左の如きものであつた。

就當凶作御圍穀御發四民御救の御政ハ、抑和漢の定例三年耕して一年の食を餘し、九年耕して三年の食あり、三十年にして十年の貯あれば、九年の水、七年の旱にも民無菜色道理候得共、三十年ハ人の一世にて十年の貯を積事至難なる次第候。凡生財之道爲者多食者寡量入爲出、一年の租税を以國用を制し、四分ケ一を備る法にて、年々豊凶に依て食量を定、縦令ハ日本の平食五合扶持ハ豊年之上食、不豊凶年ニハ四合位中食、歉年ニハ二合五勺、下食として不作之年にも儉約して圍置候故に三十年の人ニ至て十年の貯を得る事に相聞候。乍去聖人と雖も初より六年九年之貯を積へきにも非ざれば、或ハ三年或は一年にして凶に逢くともあるべし。當其時ハ臨機應變之術を盡し、萬民無飢渴ニ政を被執候事に可有之候。然ハ平常之御政としても民ハ邦本、本固ければ邦安しと申通り、上君之天職ハ封内之民父母と奉仰、子之如く御愛し被成、又民百姓之天職ハ農桑艱難之業を務め五穀を生して貢と成し、其貢を受て國用俸祿を節にして御普代將士文武の官職を任し工、商は農器日

用之物の有無を通し、君臣上下分を定、禮儀を守、夫々之天職を勤て、邦之本たる百姓の艱難の業に進み、生涯安穩に過す様に御撫育被成候ハ、御仁政之根元に御坐候。況や如當凶作ハ三年六年之御貯有之ハ無事に御取救被遊度御尊慮に候得共、各承知之通り五百年來三郡之盛衰一度ならず撥亂以後明暦元祿之頃迄ハ惣人別八萬餘人ニ而十二三萬の御高を耕し、御收納十四五萬俵御相當之所、其以來御公務御要用繁く連々人軒相衰ひ、安永之末五萬人餘御出米十萬内外御勝手向御不如意之所、天明元年御手傳御大用御勤米金悉く御遣拂相成候砌、同三年大凶御國家御危難ニ至、公邊御拜借金御願重御指控迄被仰立御救被成候折柄、翌辰年疾病流行死亡離散之者壹萬六千ニ及、大別三萬人餘相減し、高俊院様、昭饒院様頗る御艱難を以て種々信切を被爲盡、四萬人都合ニ相復し候得共、荒廢之地夥敷民家容易ニ引立兼、年々御半高餘之御損毛六萬俵前後之御收納御家中御扶助御難澁御出入不相當故、積年御借財相嵩、幾度か御改革御主法被相立候得共、長さハ五年短さハ三年にして御手戻り、御當代文化戊亥之頃ハ其年御出米青年丸に御遣拂御借金高貳拾萬兩に及、一切融通相塞、同子年に至り御衰廢相極候ニ付、同丑之御改正御上非常之御艱難被爲盡、御出米御配當御經濟出入之曲尺を渡、古今無類之御嚴法被仰出、一同嚴命ニ應し五ヶ年之辛苦を相凌候故可也之御餘澤有之、文政巳之程御扶持御緩御惠金等を以跡五ヶ年之御嚴法御相續御趣意被仰付候處、此年大旱魃午之洪水、又未之旱損、申之水損、酉之大違作、戌年豐熟たりと雖も、前條御大難ニ付、御手宛金被下

猶又十ヶ年之御年延、同冬立御廻米破船豐作之詮無之、同亥年より御暮方御不足相生し、臨時御儉約被相盡候得共、八手防御門番等之御公務御兄弟様方御義理合之御縁組、御年限境御借財向御扱并海上捨火災等之御手宛莫大之不時御入用、其上御家中之上にも風破水損御扱養育料、普請金拜借米或ハ盜難病難御救年々歳々御世話有之候。御金高不一方事ニ候。然れとも御改正之初社倉御造立非常貯之御主法厚被仰出、御上下艱難の中より五萬俵之御備米出來候處、去々卯之春世上米拂、底在々飢渴之體故、農料一萬俵御貸出、當春以來追々ニ拂米殘穀四萬之數ニ而甚御手薄ニ付、夏中より種々御評議之上御上非常之御難苦を御保、衆に御先立被遊、八月中旬より一統扶持割相立江戸表御買米御手宛有之候得共、御府内も至て米穀逼迫少分之御買入雜穀類御足次追々下帆致候。殊ニ當作之有様ハ山中皆無并山手筋海邊中里にも皆無同様之地所多く甚た不同、其上刈上候得ハ、見分と違取箇薄く米性至而不宜、三俵ハ二俵の用を成候程故、民家彌飢渴之體悼入事ニ付、仍而御收納不及二萬俵、天明凶作よりも相減じ、以先代より無之、御不純恐入、天災近國一同之凶作故他方より穀類可求術も無之、御國中ハ御國之有米を以て一人も餓民無之様御取扱之御主法可相立之御旨、御誠一にて被仰出、且つ天災へ對候御憤も被爲有、御常飯をも御減少御定用半數御引方上々様御定式悉相減候ニ付、御神事御佛事御規式向も御省略嚴重之御儉約を盡し、乍當分御收納米農家取入米并餘米御買上彼是御圍米と合式及九萬俵候。御分散御家中を第一として大を損し小を益候御救方御封内

周く行渡候。御主法ハ當物成渡免相六分御年限中御約束之通り二分、御足之免八分ニ相定候所、少出米ニ而難凌面々差見、秋中被仰付置候扶持割を以て被相渡、御金繰り御不足故江戸中村御用達中出金被仰付候處、御藏元共今以御受不申上、旁御難場に候得共、御家中之儀ハ深く御勞思召故別段之御旨を以別紙調之通百石ニ付金壹萬兩壹分づつ御手宛被成下、大殿様御定用御減少之内より鹽壹俵宛被成下候段被仰出候。扱又前段之通天三以來民力相衰御出米少く御半高餘之御損毛諸廉御扶助方悉相減候得共、御公務事ハ御見略難相成向も有之、御經濟出入御不足ニ而御出米を割渡候。此節之御分量を以農民を御撫育被成候ニハ御上計之御力ニも無之、御普代之面々迎も御供ニ御世話申上候儀相定候本意ニ而、先祖以來當年成或ハ二三十年成御恩祿之下ニ妻子を養成候事ニ候得ハ、平常之被下物迎も御出米御相當之御配當ニ候間、元祿以前本知へ對し御借地と唱來候得共、其實ハ御高御出米減候得ハ、面々知行扶持方も自然と相減候道理故、兼而被仰付置候通り御年限中之御宛介を平地と心得、御借地増之唱ハ名而已ニ而無實筋ニ候間、以來ハ實事相當御減知と覺悟仕、追々御出米増之上ならでハ御増方無之儀と被相心得、別而當年ハ五十年來之大凶、御國家之御大事御領分一同御救之御修法を深相辨、御上下一致之勢力を以て、御上之御片腕とも可相成儀候間、一代一度の御奉公と相心得勤役之面々ハ勿論一統正心誠意を盡し、來秋出作迄御上之御厄介ニ不相成様心掛無事に相凌候儀肝要ニ候條、追々被仰付候、御都合能々可相守事に存し候。此段申達以上。

天保年間は連年に亘つて凶作となつてゐたが、社倉等の備荒制度が行届き、窮民救済に最善を盡してゐたので、領内に一人の餓死者をも見ず、此大凶事を無事通過することを得たのである。天明の凶饑には數萬の餓孚氓を出してゐたが、天保年間は之にも増さる凶作であつたが、而かも財政の最も困窮してゐた際に於て、是等の犠牲者を出さなかつたのは、全く公の仁政其惠澤の領民に普く徹底してゐたことを語るものである。

五 充胤の財政救済

益胤は天明凶荒後の衰弊せる國家を繼承し、文化之後改革政治を斷行して、只管其復興挽回に努力したので、此頃庶政緒に就き、興國安民の實を擧げつゝあつたとは云ふものゝ、公の時世は年來の疲弊に加へ天災事變頻々として起り、是等の爲めに妨げられて、充分其目的を達することが出来なかつた。然るに天保六年之が遺業を成就すべく立つたのは、實に充胤であつた。公の封を襲いだのは、天保の大凶作時に直面してゐたので、之が救荒に盡すと共に藩頹勢の挽回に其使命を帯びてゐたのである。

充胤天保六年五月初入部を爲し、鰥寡孤獨の者及び七十歳以上の老人に仁惠を施し、また刑辟を緩めなどしてゐた。同七年二月鎮守妙見社に參籠し、五穀成就萬民安全の祈禱を行ひ、次いで領内を巡視し、九十歳以上の老人に守札供物餅及び肴代貳百銅、七十歳以上の老人には守札供物及餅を與へ、鰥寡孤獨の者は之に準し、孝子貞婦及び子供大勢撫育行届ける者には、鳥目壹貫五百文或は壹貫文、農業出精の者には鎌壹挺、極難の窮民には米壹斗六升宛を惠與してゐた。其他農家にして食料不足の者には、農料として米を貸與し、其軒數三千八百七十六軒、米の總額六千八百四十六俵となつてゐた。そして此時凶作後の領民救恤の爲め江戸參勤の延期を請うて許されてゐるのである。

然るに此歳も春以來氣候不順となつてゐたので、五月江戸に廻送すべき租米の發送を止め、既に廻送したものに對しては其發賣を中止してゐたのである。又六月諸卿の窮民麥を收穫せるも食糧に窮せる際として、秋の種麥など貯ふべき力なき者には米と交換せしめて、種麥の貯藏を行はしめてゐた。此米三千二百二十三俵、交換の種麥は六千四百四十六俵であつた。斯くて公自ら領内を巡視し、郡代以下村吏を集めて、百姓撫恤の法を訓示し、其功績ある者には、祿を増し、賞を與へ、農業に出精の者には一軒鳥目五十文及び酒肴料を與へて、之が獎勵をしてゐた。又老農を招いて本年の秋收如何を諮詢し、尙亦五ヶ年間荒畑を貸下け、大根蠶豆豌豆等の副食物を栽培すべき旨を令してゐた。六月役吏を遣して畑の開墾を督勵し、各部落に共同畑を設け、蕪、大根、蕎麥の類を栽培せしめてゐたのである。是等全く凶荒を豫知した其對策であつたが、果然此年も秋の收穫期となつて凶作となつてゐたのである。因つて救荒令を出して、其救濟の大綱を示し、役吏をして其依る處を知らしめたのであつた。其達書は左の如きものである。

近頃凶歉シキリニ至リ國一年ノ蓄ナシ、今年又饑ス、政ノ第一ハ君ノ心ノ信也。民君ノ心ヲ知ルトキハ、艱苦シテ恨ナシ。士節ヲ守テ忠アリ、農工商事ニ從フテ業アリ。信ハ誠ナリ、誠ハ天ノ道コレヲ行フハ人ノ道ナリ。故ニ誠ハ天地神明ヲモ感セシム。況ヤ人ニ於テヤヤ。天地ノ災ヲ戒メ恐レ、人事ノ誠ヲ盡シ、盡セハ天ノ作セル災ハ尙道ルヘシ。モシ誠ヲ盡サスンハ、自ラ作ル災ハ活ヘカラ

ス。夫レ民ハ邦ノ本稼穡艱難ノ業ヲ勤メ、五穀ヲ作り出シ、貢ニササケ、工商ニ通シテ自食スル天職ナレトモ、五穀熟セス、食盡テ先ツ餓スルモノナリ。君ノ君タルヤ、民アルカユヘニ上君ヲ父母ノ如クニ仰クナリ。然ハ則テ父母食テ子飢ルモノアラシヤ。君食ヲ分テ民ニ與フ、天理人心ノ誠也。臣君ノ誠ヲ知ルトキハ臣モ亦食ヲ分テ民ニ與フレハ、艱苦ヲ守テ業アリ。飢ルモ敢テ恨ミス。

- 一、索鬼神 一、禱而不犯 一、發倉廩
- 一、量穀用制食法 一、輕租稅 一、緩刑罰
- 一、息絲役 一、土功不興 一、天子素服乘素車
- 一、君食不兼味 一、大夫不得造車馬
- 一、舍山澤禁 一、凡有禮節皆縱減省
- 一、凡行喪禮皆從降殺 一、移民移穀通有無
- 一、禁所以害穀物 一、防盜賊

此周禮十二荒政其餘ノ箇條百凡アレトモ夫ヲ行フ所以ノモノ一也。一トハ則信誠也。右之通御大意ヲ以

殿様今年御政ヲ被爲執候處、此方共始代官其以下頭々肝煎村長ニ至ル迄何モ御政事御手傳申上ル役目ナレハ、彌人心ノ誠ヲ可顯ト存候。扱東照宮天下御一統以來二百餘年ノ間銘々此地ニ生出刀ノ一

度モ不拔シテ安穩ニ妻子ヲ養フ事皆以國主ノ御恩澤也。於亂世

權現様ニモ五十何度ノ御難場井伊本多榊原ノ三傑其餘御普代毎度抛身命御忠節申上、銘々ノ祖先祖先モ三郡ノ古戰場給人モ百姓モ幾度カ命掛ノ御奉公仕候事ヲ思ヒヤリ、治平ノ上凶作ニ米金ヲ散シ飢渴ヲ救ヒ、誠ヲ顯シ、御奉公可申上事戰場ノ御奉公ヨリ難カ易カ、言ストモ知ルヘキ事アレハ、一同深ク覺悟仕、郷々救方之御主法代官中へ御任被置候間、萬事指圖ニ隨ヒ可抽忠節儀肝要ニ存候。

此綱領に立據し、救荒の方法を案出し、八月役吏を領内に遣して、人民所藏の米穀を調査し、檢糶の解を作つて有無相通するの理を諭し、家族一ケ年の食糧一人に付米三俵を殘し置き、其餘は悉く之を賣上げしめた。そして大阪より救濟米貳千石購入の許可を得、又出羽越後其他近領より穀物購入の準備に着手した。此時癸巳の例に依り大儉約を令し、公自ら食を省き、大小の諸臣には二合七勺の面扶持とし、窮民には壹合八勺の米を給する制を定め、其他穀物を消費すべき酒醬油菓子等の製造を禁止、普請賦役等を止め、或は麥蔬菜の種子を給して其耕作を監督し、或は糧物の料として雜穀海草を拂下げ、或は鹽噌を與へ、或は節食養生糧物調理の法を教へ、或は村醫を遣して病者を治療せしむる等凡て前代に於て施せる所行はざるものが無かつた。尙又他藩より流氓し來れる窮民の爲めに各所に接待所を設けて粥を給し、或は紙衣懷藥等を與へて飢寒疫病を防がしめた。そして他方は等の財用に充てんが爲め幕府に哀訴して公金を借用し、或は江戸其他の富商に情を訴へて資金を調達せしめ、以

て其救濟に遺憾なきを期してゐたのである。

天保七年は其秋の收穫僅に四千八百俵と云ふ、殆んど皆無に等しい凶作となつてゐたので、此時領民七千八百二十四戸四萬餘人を救濟せる物資は悉く之を他より仰いでゐた。同六年八月より翌七年秋に至る之が救濟の爲に支出せる米穀は四萬七千六百二十八俵、此代金四萬八千五百三十二兩に上つてゐる。當時財政の困難の際之が救荒に如何に苦心せるかは想像するに難くない。而かも充胤は此間に在つて數回領内を巡視し、老を慰め幼を憫み、糧食採收又は耕耘に勤むる者には賞を與へ、困窮飢渴に瀕する者には食を給し、更に亦責を一身に負うて、五穀豐稔領民安泰を神佛に祈願する等百法其救荒に手段の限りを盡してゐた。天保四五の兩年には先君益胤が藩内に救荒の解と稱する心得書を出してゐたが、此時にも之を藩吏に頒つて、其救荒に便じてゐたのである。同八年正月嚴冬に入り、山野に採集すべき物もなく、其糧米も殆んど盡き果てんとしてゐたので、藩士を始め農家一同に救助米を賜はつてゐる。そして窮民食を擇ぶの餘裕なく攝生を怠る處より疫病に罹る者が多く現はれたので、居宅内外の清潔法や沐浴節食避邪の法を書いて領民に諭し、山間の僻邑には特に醫師を遣して、養生法や治療豫防の事に従はしめてゐるのである。

此頃江戸より茄子南瓜菜豆夏大根等の蔬菜の種子を購入して之を農民に與へ、また種穀百三十五石を米澤より買求め、之を播種せしめたけれども、天候未だ順に復せざる爲めか、種子悉く枯腐して發

芽する至にらなかつたので、四月に至り更に種穀三千七百二十九俵を貸出して播種せしめたが、其發芽せるもの僅に半數に過ぎなかつた。茲に於て疎植の法を立て苗を讓る者の陰德陽報の解を作つて、互ひに相推讓して有無相通することの美德なることを教へたのである。二月より四月にかけて大阪秋田房州等よりの買米も到達したので、是を或は賣却、或は貸附け、又或は救恤する等百法其推排給與に善美を盡してゐたのである。

苗讓ルモノ陰德陽報ノ解

夫レ當年苗ノ仕立能イタス者ハ兼々心掛ヨロシク、靱性ヲ吟味シ、苗代拵モ念入浸シ時萌シ時、蒔キ時ノ時候ヲ得テ蒔付、或ハ例年ヨリ苗代ヲ倍シ、又始蒔損シテモ後蒔ヲ手厚ニシテ能出來タル者アリ。如此者ハ如何ニモ賞美アルヘキ事也。然ルニ世上一統苗不足ノ年柄國民共ノ田地不植時ハ再ヒノ凶作ノ如ク身命猶危ク歎クヘキノ至ナラスヤ。サレハ餘アル者ハ勿論タトヘ七八九分ノ苗持ハ世並ノ不足ヲ思ヒ合セ六分通ニ植渡シ、常ニ三十把植ハ十八把ニ減少シ、不足ノ者ニ讓リ合ヘ助合ヘ四分五分六分ノ苗持ハ其儘ニ薄植シ、一二三分ノ苗持ハ一二三分通ノユツリヲ受ケ、夫々ノ謝禮ヲモ云フ心ニナリ相互ニ誠ノ心ヲ盡シナハ、苗無ノ患ヲ免レン事、御國內一同農業ノ本意ニテ天意ニモ叶ヒ人心モ和合シテ、必ス豐熟ノ驗アルヘシ。云々。

此年も公江戸參勤の猶豫を幕府に請ひ、領内を巡視し、役吏の賞與、老幼孤獨の慰藉、窮民の撫恤

勤農特志者の表彰等専ら力を救恤に盡してゐた。同八年幕府に捧呈した參勤暇願書なるものは、當時救荒の實情を詳細に記してゐるのであるから、其全文を左に掲載することにしよう。

私儀寡德薄徳ニテ過多ク領國事凶歎薦ニ臻リ領民及困窮候儀ト罪ヲ一身ニ負、天災ヲ恐慎寸志ノ愚誠盡度心願ノ筋并舊家ノ事患難ノ終始兼々歎訴仕候處、深蒙御明察出格ノ御仁免ヲ以參勤御用捨被成下、重々難有仕合、御蔭故救荒政務留守中ノ仕置モ可也ニ申付、今度參府仕候處、一凶取凌ノ主法今以難見居條々不少、此末如何可相凌哉、痛心至極奉存候。扱又去年四月頃ヨリノ不氣候凶荒ノ兆相顯衆人ノ所言、近ク已年遠クハ天明ノ鑑ヲ以作毛ノ程ヲ論候へ共、豫人知日、難及ハ天災ニテ追々重月漸ク相極リ、九穀不實木實諸菜等悉不熟三郡六百年來ノ領地古今未曾有ノ大凶絶作御届申上候通ノ大損毛殘高僅千九百石餘、地方諸掛ニ用候得者、一粒ノ收納無之種方等モ指支、殊ニ文化程度ヨリノ嚴法節儉ヲ以蓄置候米金去ル已ノ凶僅以來困民取救方或ハ農力米等、追々散財領分中非常困甚手薄惣テ穀類拂盡人命旦夕可相迫有様、豫備ノ手當向精々配慮仕、上下一體嚴重ノ儉約可相企旨政令ヲ下候處、至六七月困民共小熟之麥作程迄喰潰候體故、代米貸渡爲相圍、城中不用之地自身歟ヲ執、陸田開發ヲ試、隨テ藩中大小給之屋舖内開發仕、農家一同蘿蔔蕎麥之類人力次第爲蒔付候得共、心組之拾分カ一モ其用不相成、八月中ヨリ私始家中下々迄減食之法相定、其外一式ノ定用向大饑ノ古例ニヨリテ貶損降殺仕、封内一統天災相當ノ艱苦ヲ守、一統食量ヲ餘シ、當春夏ノ衰腹ヲ

補候趣法相立候得共、迪モ領邑手限救方難行届儀指見候ニ付、兼テ信義ヲ通居候用聞ノ者非常ノ節ノ約定借財買米等近領ハ勿論、遠境迄手筋ヲ以及實談候處、世上一同之違作穀價騰昇致金銀融通指塞案外調達不仕、大阪表出羽越後之賣米或ハ近頃所望米手配仕候得共、海陸之遠路引著兼候内寒雪ニ向運漕澁滯仕次第ニ凶飢ノ模樣著舖愚民共所業不穩、辛苦艱忍不心得之者ハ耕作障竊盜等有之、他方之惡黨モ入來候哉。在々火盜之難平年ヨリ多ク刑罰ヲ加候者モ有之、斯テ人力而已ニテハ此末ノ災害難遁哉ト相恐、天地神明ノ加護ヲ蒙度、十一月中旬七日ノ齋戒仕、鎮守妙見ヘ祈願ヲ籠、僧社ノ行法ヲ假テ國家安全萬民災除ノ信心一七日之參詣、次ニ南郊半里程ヲ隔候古社八幡ヘ同様日歩仕候誠意自然ト流布致、遠近運歩之者不少當節農民艱苦ノ體ハ秋中ヨリ初冬迄麥畑ヘカヲ用、青立ノ稻藁刈取ニ暇アラス。海山之糧物取集一日之勞力僅一日之食ヲ足候而已ニテ他術無之、農業之先務秋田打等怠居候處、惣而人生幸福之祈ハ自己之本業ヲ勤テ信心ヲ凝セハ、其報ヲ受事無疑、縱令一家之内壹人病ヲ受クレハ、其患難補一夫、不耕ハ壹人飢、一婦不織ハ壹人寒ルノ道理ヨリ一教令ヲ下候處、諸民振動シテ秋打ヲ興起シ、雖然時節後候得ハ、例年之通難出來、彼是仕候内冬藏之節至候得共、上農之家モ如窮人氣財用共相届、舉貸或ハ典質之モノ力薄ク臨時ノ質屋勝手ニ申付候得共、兎モ角モ米金逼迫故麥熟マテノ間取凌、常産無目當者一同悲歎仕候形爲誠ニ以可愍之至候。於是人氣ヲ勵凡天地ノ心ニ於テハ人ヲシテ死ナシムル道理無之、カ、ル天災ヲ降事人事之怠ヲ戒、世

界ノ人ノ惡ヲ改善ニ歸ル様ニトノ懲シメニテ、人亦天地ノ心ヲ以心トスルモノナレハ、如何ニモ天災ヲ恐慎私意ヲ去リテ正道ニ就天理人心ノ誠ヲ盡シ、天意ニ叶教令ニ隨ヒ候得ハ、一民モ飢亡無之事候。左ハアラシトモ衆人凡愚ノ上ハ私情食慾ノ爲ニ本心ノ正ヲ被奪、或ハ怠惰ニシテ禍ニカ、リ、或ハ過食シテ病ヲ受クルノ類自分招災ニテ離散死亡ニ及者ノ多カラシハ甚可歎事ニ候得共、聊カモ不厭艱苦人事ヲ盡時ハ草根木皮魚鱉螺蚌食スルニ餘アリ。況ヤ合勺トイヘトモ救米手當ノ有之ヲ哉、或人ノ農書ニ壹人一日壹合ノ米アレハ飢亡ヲ免ルト言リ。正舖天明ノ饑饉合勺ノ穀力守テ無事ニ農業ヲ勤ル者見覺聞傳ヲ證據顯然タル事ナレハ、彌實意ヲ與ヘント教解ノ折柄十一月四日夕大阪廻米雇船松榮城下東壹里餘原釜沖ニ着帆ノ處、數百里ノ海上不平生憎雪時化高浪ニテ掛留リ多ク荷打破船無心元、船頭水主拾壹人諸神ヘ立願髪ヲ切勢限ニ相働候得共、彌雪風甚敷助船手當致候得共、難乗出趣注進申出、同五日迄一終夜上下ノ心勞無限、臨時ノ祈禱精誠ヲ盡シ、漸ク六日曉ヨリ風浪相鎮リ何分陸上ケ爲致度、人命ニ相拘候穀類ノ儀、同朝尺雪ノ内ヘ出歩致、最寄祈禱所ヘ直參早卒原釜ヘ參著致候處、諸村陸上人夫解下拾壹艘引揃置候ヘ共、寒雪烈風猶難止手足寒働自由ナラス。依之於目前焚火爲致酒飯等相與ヘ勢ヲ付、廿俵三拾俵位宛荷輕ニシテ翌朝ニ至無滯荷揚仕候。不慮ノ急難人力ニハ難及程ノ處實ニ神明ノ助ヲ得候半ト相祝勞力ヲ賞シ、金子鳥目夫々遣シ歸路ノ序飢民ノ軒ニ臨ミ、救米鹽噲手藥等ヲ與ヘ、及暮ニ歸城仕候。同月十八日發足領内中央通巡村供方省略、

家老用人近習貳人伽醫茶坊草履取又供迄合貳拾三人晝泊共上下同宿ノ賄民間雜食ヲ用ヒ、夫馬運送ノ者壹里半貳合與ヘ、往來七日寒雪堅氷踏テ步行仕、飢民ノ軒々ニ立掛リ、去秋ヨリ食法ノ救米與置候得共、菜色浮腫等ノ者鹽噌干魚手藥等ヲ遣シ、寒氣凌難モノヘ、紙子衣ヲ遣シ、疾病ノ者在醫ヲシテ病ニカ、リ候例モ俗民能見覺居候間、養生諭解學小冊通俗文ニシテ村々ヘ相渡、醫師廻村ノ上申諭サセ、九十歳以上老男女ヘ爲養生膳所米五合宛、八十歳以上ヘ肴料百銅、七十歳以上ヘ五十穴宛遣シ、糧物取秋田打一凶凌主法ヲ守、出精ノ者賞美、鳥目百銅ヨリ壹貫文迄甲乙ヲ糺テ之ヲ與ヘ、通行筋ノ外右ニ順シ、役向ヲ以之ヲ扱申候。同廿日曉標葉郡受戸濱ヘ大阪回米船神明新造着岸寒中海上所々不穩岩城領仲作ノ作ヘ入津致、雪時化ヲ受難凌上荷五百俵陸上荷輕致シ相防候ヘ共、迎モ來春迄河掛致候テハ人命救方ノ圖ヲ外候哉ト身命限相働、押テ乘下候趣注進申出、早速荷揚手當仕候處、風並惡敷果敢取兼候由ニ付、浪江町番町ヨリ壹里餘、受戸村ヘ罷越シ度、往來手當仕置候、同所本陣給人ノ用馬ヘ鞍打家老用人共ニ乗切走著候處、辰巳風烈敷靜下難掛體候得共、原釜著船ノ例ヲ以一同ヲ勵シ、晝夜不厭運ヒ取藏入致候様及指圖、幕頃ニ至候歸陣仕候。右廻村中代官以下在役人於目通救荒ノ主法通ニ申渡、委細ハ家老ヨリ執達シ、別テ肝入村長ハ一村ノ風俗可否盛衰ニ拘候役目ノ本意入念ニ申付、諸向取締廿四日歸着御普代ノ諸士一致ノ勢力ヲ以、私ヲ保護仕艱難ノ中ヨリ米金指出、同輩危急ノ者助合致度旨、願ニヨリテ相當ノ手當仕、上下暫靜謐ヲ唱ヘ歲末ニ

入り定例大晦日ノ夜ヨリ妙見社中小院ヘ參籠、元日二日三晩ノ通夜祈願主意有之、無異越年仕、正月五日九日ノ積雪ニテ日切凌ノ窮民共可及飢渴哉、役々廻村手當申付、歲粉荒和布圍等ヲ分ケ與ヘ爲相凌、同月廿二日吉辰ニ付農事始二夜三日潔齋國社詞堂ヘ直參、祝文ヲ捧ケ庭中ノ小藉田朱耜ヲ執リ一揆仕、家老以下農官長百姓銘々神酒赤飯ヲ爲取、次ニ五穀ノ種ヲ附與シテ領民農桑ノ基業ヲ示候。去ルモノ日ニ疎シト申通、人情トシテ誠心モ永ハ守カタクモノ故、同日ヨリ一七日行方郡太田村初封ノ地ニテ舊領下總ヨリ移來候古社妙見并小城跡野馬樹場妙見ヘ萬民安穩ノ祈禱修行仕、同廿八日直參路次舊冬ノ例ニ習ヒ飢民手當賞罰向取扱、去秋以來救荒助力トシテ米金指出シ、或ハ近村合壁ヲ惠施候者賣譽イタシ、四五日近行仕、二月七日城下近村道程二里隔候磯部村海岸潮除土手並松植次相怠候ヘハ、潮風吹上リ田地實不宜候ニ付、自身植付ヲ試、役人共一同自身働取掛ケ一月數千本植立、領分海付ノ村々右ニ准シ民力ヲ不費役々自身働申付、歸路最寄手廻リ小人共艱難ニ付一同同住居ニ臨ミ惠米ヲ與ヘ老人ヲ勞リ歸足仕、廿二日常式五穀成就祈禱鎮守妙見二夜三日勤行申付、且流行迄ニハ無之候ヘ共、端々村々疫癘有之、病難除祈念直參仕、直様發途山手通リ村巡歩仕、十四五里南境熊川驛迄四日積ニ罷越シ、通行筋在家一同所々ニ揃置、每軒右守札洗米遣シ、農業出精ノ者ヲ賞シ、飢民ヲ惠、其數先般ヨリ多シ。在々餘米所持ノ者共賤價ニ賣上、人命救一助トイタシ候。冥加ニヨリ可爲幸福ノ旨賞詞之卷物一軸宛遣シ、荒政ケ條取締當節凌方申諭、抑天地ノ間ニ

人ト生テハ天ハ如父、母ハ如地、養ハレテ領主地頭ノ恩澤ニヨリテ今日ヲ安穩ニ過スモノナレハ、一國中一家ノ思ヲナシ、米金ノ餘アル者ハ足サル者ヲ惠ミ施シ、粥糧物ヲ用足ル者モ不足者モ艱苦ヲ一ニシテ一凶ヲ無事ニ凌、天地ト父母ト領主ヘノ恩報答也。シカレ共食物ヲ可求便者又ハ糧物ヲ用テ穀氣ノ薄者ヘハ去秋ヨリ手當米ノ下ル政事向ハ公邊ヘモ申上、此節迄在邑數度ノ廻村面々様子モ見届候處、日限アリテ來月中旬江戸表ヘ參府留主中第一心勞ハ遠國米未參者不致、參者次第田植頃ニ至リ農力米相増度、兼々諭置通り領分中一人モ飢亡無之様ニテ食ヲ分テ取救候。誠一ニテ大勢ノ困民共救米莫大ノ事ヲ能々思ヘハ此節ノ手宛米少シモ不足ニテハ存ヘカラス。一粒成一碗成信實ニ之ヲ用ヒ何成共糧ニ可成者ヲ取集置、農時ヘ食量ヲ持殘シ稼キ働ヘキ肝要ノ時節益々誠ノ心ヲ盡、喰込費ナク萬事儉約ヲ盡シ、過食不養生ヲ能々慎息災ニシテ農事出精シ、無程五月在著ヲ可相待旨申渡、種粃不足ノ者ヘハ過半及貸與、海手通り巡村イタシ、廿九日歸城仕、人軒檢點致候處、去ル者多ク來ル者少ク追年荒地開作ノ主意ヲ懷キ來候。來民共并巳ノ凶災ニ苦候流民無故障者ハ、開發ニ付置候者共合勺ノ手宛米ヲ不足ト心得、出走致候者大畧貳百軒ニ至候處、他邦モ同様難凌、此節歸參仕候者モ有之、又老衰長病體ノ者疱疹流行病死ノ者平年ヨリ多ク出生ノ者ハ少ク、彼是千三百人餘ノ減少相見、其外往來ノ乞食手間取體ノ者行倒等例ヨリ多ク養生手宛等仕、出所不相知病死ノ者假葬立札等入念申付、右體ニテ爲指異變無之候。家來共留主中仕置無油斷主法ヲ堅固ニ守護致候

様申達、當月十一日發駕道中供方悉ク省略仕、領分通行筋在役人中ヘモ同様申渡參勤仕候ヘ共、難止心勞往末如何成行可申哉、隣國他邦ノ政事向寄々承繕候處、平常ノ經濟農餘アリテ士商足ラサルモ亦士餘リアルト如中、非常ノ年ニ臨一方ヲ缺キ一方ヲ補候類ニ相聞候所、私領邑ノ儀元祿年間ヨリ百有餘年家中不如意、天明三年饑饉打續人軒悉ク相減シ、其廢衰文化度ニ極リ、既ニ可及亡國體故、父長門守代改革相立、開國ノ嚴法精誠ヲ盡シ、他邦ノ振合ニ候ヘ者五七年ニハ主法成就可仕候ヘ共、天明ノ餘決猶難補畢竟四民一ニ及困窮居候爲ニ御座候。依之積年重世強志力行無之テハ其功續難相成儀ト覺悟仕、人一度シテ能セハ己コレヲ百度スト如中、廿ケ年ノ間粉骨仕、或時ハ水旱ノ患モ有之、種々難苦ヲ經候ヘ共、興復ノ色未相立内、巳ノ凶荒ヨリ當大凶無類ノ難場是迄六七ケ月無別條相凌候儀、年若未熟ノ私一己ノ力可及事ニ無之、全ク父長門守代嚴法以來得人心候餘力ニテ病中ナカラ政事後見モ仕候故ニ御坐候ヘ共、不得止分量外借財ヲ以救米ヲ買集割詰ノ穀數遠國米未着岸不仕、萬一海上變難有之カ、又ハ麥熟相違於有之ハ彌以及大難、飢民取救御盡乍見離散死亡ニ爲及候儀、悲歎ノ至リ何共口惜次第ト憤發仕、願クハ天人一理ノ誠信ニヨリテ海陸無難ト見合置候處、人心私慾ノ爲ニ救米ノ食法ヲ費シ、救荒ノ政令難行渡候ト深淵薄氷ヨリ猶危ク日夜戰兢仕罷在候。伏テ願クハ前段危難御憐愍ヲ以參勤中御火用ノ御砌ニハ候得共、入筒ニ拘候公務筋御用捨ヲ蒙リ定例御暇被成下、一時モ早ク在著仕領分取救ノ主法異變無之様相勤度心願、御手前様迄奉達御内

聽置候。

天保八年酉三月

一、猶又大久保加賀守様公用人岡田左太夫方へ相達候内調御發駕ノ節御持參左ノ通リ申十二月十八日發足同二十四日迄日數七日巡村ニテ取扱ノ次第。

一、郷方役人目前ニ相出直ニ申諭、委細ハ家老ヨリ執達別紙。

每度爲指登置候間、御増補被成御指出ニ變度候跡モ是ニ準。

一、供廻リ家老而已僕一人共以下二人三人ニテ寄合ニ僕一人召連可也ニ用辨間ニ合上下都合拾參人ニテ巡村仕候。

一、馬駕籠ナシ。

一、料理ハ代官并御手代ノ手料理申付身廻リノ者ヨリ付添致差圖、有合ノ雜穀草根木實等ノ糧飯又ハ粥等へ一汁一菜其所有合ノ輕野菜取用申候。晝ハ一汁香物斗。

一、供廻リ一同三度ノ賄粥糧物一汁香物斗。

右之通省略ニ付料理人不召連候。

一、上下著替ノ衣服并用人以上夜具其外ノ手道具又ハ困民共へ惠與候品々爲運送相出候歩馬定ノ賃錢ノ外ニ、一里ニ付壹人へ玄米貳合并休泊所何分人足不相出様申付候得共、不得止兩三人宛相出

候者ハ一日壹人ハ玄米貳合宛遣申候。此米壹俵壹斗八升五合四勺。

一、盆民ノ軒へ臨軒別廿六軒ニテ人別百五十六人へ懷中藥廿六貼、味噌壹斗四升、紙衣拾疋、玄米壹升五合、鳥目貳百文遣申候。

一、老人共泊宿へ呼出、手足不叶難出者子供名代相出飯米兼テ致減食置候ヲ持出、九十歳以上男女十四人へ白米七升遣申候。八十歳以上貳百六十壹人へ鳥目六貫百文、七十歳以上千貳百九十八人へモ鳥目六拾四貫九百文遣申候。

一、田地并山野ノ糧物取出精モノ六百六人へ鳥目九拾參貫七百文遣申候。

一、寒雪ノ砌度々相廻リ困民ノ軒へ臨一凶凌方致教諭候。太儀ヲ勞リ代官七人郷手代三拾三人へ木綿頭巾壹ツ宛遣申候。

一、右同斷晝夜ノ指別無ク相廻不行跡者遊民取締方變候ニ付、郷目付七人へ木綿羽織壹枚宛遣申候。

一、年柄用繁ニ付肝入八百貳人へ金壹朱宛村長貳百四拾四人へ鳥目百文宛遣申候。

正月廿七日發足同晦日歸城、領分行方郡中太田村安置致置候鎮守妙見社へ先例ノ通一代一度國家安全ノ爲、一夜參籠ノ上身體直拜仕、同郡小高村へ安置致置候鎮守妙見社へモ參詣仕、右行戻困民共ノ様子見届取扱候。

一、供廻リ上下省略方其外都テ舊冬廻村ノ通リ。

一、舊冬取扱候者へ引續候國民へ立入取扱并廻村道筋ニ無之、困民へ役々相廻リ取扱候軒數千六百三十六軒へ紙衣五十七疋、半圍ノ味噌共都合六拾石餘、鹽拾六石餘、藥百三拾六貼并干魚等遺申候。

一、右同田地并糧物取出精ノ者五拾六人へ鳥目七貫貳百文、米貳斗遺申候。

一、農民共食養生山野ノ糧物製方避邪ノ法指南方ノ書手醫者へ取調申付、右調ヲ以テ軒毎ニ相廻リ教諭致候様在醫拾七人へ申付、右太儀ヲ勞リ金壹分又ハ貳朱宛遺申候。尤極難百姓共藥料調達出來兼候者へハ施藥仕候。

一、泊宿へ在役人共相出直ニ申諭候次第別紙標葉郡へハ家老郡代斗相廻シ申付候。

一、品々爲運送相出候歩馬一里ニ付、壹人玄米貳合宛并休泊所へ相出候人足一日壹人ニ付、玄米貳合宛遺申候。

米高三斗貳升

酉二月廿二日發足ニテ廻村供廻リ、其外省略方都テ是迄廻村ノ通ニシテ同廿九日歸城仕取扱方

一、右役人へ直ニ申諭候委細ハ家老ヨリ執達別紙。

一、鎮守妙見社ニテ當年五穀豐熟領民安全病難除祈禱仕、右備候法米壹包守札壹枚宛六千九百七軒へ遺申候。

一、田地出精糧物取出精當凶凌方心掛宜敷者六十人へ鳥目拾壹貫文遺申候。

一、極難者七十壹人へ懷中藥一貼宛并味噌壹升宛遺申候。

一、餘米有之候者共領分中爲救、安直ニテ米雜穀指出候者共貳百貳拾人へ家老中連名褒美ノ卷物壹軸宛遺申候。

一、休泊働人足并荷物運送ノ歩馬へ先々之通割合ニテ米七斗貳升五合四勺遺申候。

在邑中追々取扱候次第

一、伺濟ニテ大阪表買米積下船ノ内松榮丸壹艘舊臘四日城下ヨリ壹里餘東原釜濱へ乗下候處、翌五日曉ヨリ雪時化ニテ海上浪立次第ニ大浪ニ相成リ破損ノ程危キニ付、直ニ出張致最寄祈禱仕、家老用人郡代勘定奉行等召連、解下拾壹艘取掛置嚴重ニ下知ヲ加ヘタルモ、水主人足手足寒へ働モ不相成ニ付、焚火爲致酒飯ヲ與へ、船頭水主へハ金子鳥目ヲ爲取、勢ヲ増同七日迄ニ米貳千五百五拾俵無滯陸上仕候。

一、右ノ外時節柄難海追々引着候分モ有之、出羽越後等ノ米ハ未タ引著不申、殊ニ山中ハ別テ絶作ニ付、種糶不足分近領ヨリ買求爲蒔候手宛ニ御坐候彼。是追々米穀數萬俵買入候手宛ニ御坐候。

一、菜大根其外畑物種去年買入ノ不宜不足ニテ困民共難澁仕候ニ付、去年夏中ヨリ御府内并近領ヨリ買入手宛仕候。

- 一、前代未聞ノ大凶國家ノ大事追々諸社ニテ祈願モ仕候へ共、此末領内安全病難除祈禱城内鎮守妙見社并城下ヨリ半里程南へ安置致置候鎮守八幡兩社ニテ舊冬十一月廿二日ヨリ一七日祈願、歩行ニテ家老并役人共ヲ召連日參仕候。尤領分中ノ農民共右ノ次第具ニ及承難業ヲ勤メテ供ニ神佛ヲ祈ノ心入ニテ寒風ヲ犯シ氷ヲ破リ思ヒ々々ニ田打候。其上ニテ郷々鎮守へ參詣仕候。
- 一、圍置候蔵粉四石餘并燒酒粕四拾俵賣下シ小前難澁ノ百姓共へ遺申候。
- 一、小人諸職人同身町人等年柄不養生ニテ病氣等無之、爲論方家中ヨリ役人相廻シ并醫者ヲ廻シ煩候へハ養生ヲ加へ、其内藥料モ届兼候者へハ米味噌并施藥仕候。
- 一、家中始扶持人其外百姓町人迄糧物仕付、山野ハ勿論荒蕪ノ地開發爲致、去秋ヨリ麥大根菜蕎麥粟其外無年貢ニテ爲仕付申候。
- 一、穀物ヲ害スル物相禁候爲メ酒造ニ室糶菓子酢醬油仕入差留申候病用藥製入用而已他領ヨリ買入役邊ヨリ切手ヲ以テ爲調申候。
- 一、糧物領分中ニテ用候爲漁師共ニ荒和布爲苧取買上ケ置追々拂又ハ惠與申候。
- 一、隱居長門守手元ニテ召仕候女貳人指紙六人暇ヲ遺申候。
- 一、海濱潮風除林手薄端ノ所ハ兩年ノ凶作ニモ別テ障多ニ付、去年中ヨリ植次候所、當年ハ民力薄下々共手足用兼候ニ付、城下邊ノ濱手へ直ニ家老用人郡代其外召連自身ニ植立手初仕、其後追々

役人自身ニ植次爲致今來永久手宛方相續イタシ人氣ヲ勵シ置申候。

- 一、城下町ニ罷在候普代小人ノ内難澁者へ立寄軒數四拾三軒へ救米ノ外ニ玄米貳升宛七拾歲以上壹人男女三人へ味噌壹升宛遺申候。
- 一、靈山續ノ山中へ郡代勘定奉行相廻シ在役人へ申諭、并八十歲以上老人男女廿七人へ鳥目百文宛七十歲以上百八人へ同五拾文ツヽ遺申候。
- 一、城下政事取扱役所へ出席城下町給人、郷士并又家中、小人、普代、馬取、諸組、同身、諸職人、町人共相出、當凶凌方教諭、家老ヨリ申渡候別紙。
右之者五百拾壹軒へ病難除守札壹枚、洗米壹包宛遺申候。七十歲以上老人男女三拾四人へ鳥目五拾文宛、八十歲以上男女五人へ同百文宛遺申候。
- 一、家業出精者六人へ鳥目八百文遺申候。
- 一、去々巳年違作ニテ家中始扶持共難澁仕候ニ付、定貳宛介ノ外ニ今年春ヨリ追々安直拂米仕、隨テ百姓共ニ農力薄難澁致候ニ付、追々拂米又ハ農事貸付米種粃手宛等仕取續置候處、夏中ヨリ不氣候大凶ニ相成候ニ付、去年九月ヨリ家中壹ケ年米三俵ノ割へ少々宛金子指添取扱并圍置候荒和布安直ニ相拂申候。家中以下右ニ順シ夫々手宛仕、糧物荒和布モ時々拂又ハ惠候モ有之候。在々給人郷士其外百姓迄身證ノ貧福ニヨリ一日壹合八勺ヨリ三合五勺壹合位迄救米仕候。荒和布モ惠

又ハ拂道申候。此末農事ニ至候ハ、農力米并種粃モ貸出候手宛ニ御坐候。
右之通ニテ去年二月ヨリ此節迄取扱候穀數凡壹萬百八拾三石餘、荒和布四萬貳千八百貫餘ニ御
坐候。

一、金錢不融ニテ小前ノ者共致難溢候ニ付臨時ノ質屋誰ニヨラス勝手ニ申付候。

是等充胤の救荒濟民の事に當る到り盡せるもので、藩主自ら非常時に對する覺悟を決め、一汁一菜
と云ふ身邊極度の省略を行ふと共に、藩民に對しては恰も親の子に於ける如く、役人を督勵して協力
一致の精神を強調し、貧富の懸隔を調節せしめ、夫々境遇に應じ適當の救恤を行ひ、如何なる偏境の
民と雖も其恩恵に浴せざる者無からしめたのである。されば相馬家は此頃財政最も困難に陥つてゐた
のであるけれども、其救濟法が行届いてゐたので、此大難を無事に切抜くことが出来たのである。

然るに連年の凶荒に領内の疲弊著しく、之が士民の救濟に殆んど餘念なき状態であつたから、益胤
以來樹立した國家永遠の策も此頃となつては全く閑却され、殊に文化時の改革の時貢税の六分の一、
米壹萬七千四餘苞を除き古復料と稱し、年々荒撫開發、新戸取立、壽命養育、修堰築塘、凶荒豫備等
に供して來たものも、天保の凶饑後は全く中絶の姿となり、加ふるに打續く不幸災難に苦める農民は
此頃自棄の念を起して漸く惰氣を生じ、又大小の役吏を始め家中の如きも奔命に疲れ、活氣に乏しき
状態となつて、茲に相馬藩が重大危機に遭遇したのである。

そこで充胤大に發奮し、其頹勢の挽回に専ら意を注ぎ、藩臣を督勵して、古復料の再興を企て、堰
堤を築き、道路を修め、荒蕪を開き、育兒の法を行つて人口の増殖を圖り、租を免し、賦を軽くして
其生活に餘裕を與へ、或は五人組十人組の制を勵行して、隣保相輔け、吉凶相慶吊するの實を揚げ、
協力一致して業を勵み、産を興すの道を教導して來た。尙又儉約を行ひ、餘財を蓄積せしめんが爲
に、家屋衣服の制より冠婚葬祭の法を設けて、其冗費を防止するの策を立てるなど、只管國家豐饒の
策に腐心してゐた。次に農業の其根元たる耕種肥培の法に最も意を用ひ、拔穗撰種堆肥の製法、苗代
の整地肥培、本田の耕耘移植除草、干燥米の調製俵装の一定、秋耕等其指導方法に極めて懇切丁寧を
盡したものである。其遺法は長く傳へられてゐたもので、其一例として、即ち種子とすべきものは、
先づ拔穗を爲し、浸種に先つて能く之を吹出し、次に水撰を爲すべきことを教へ、堆肥を説いては、
肥は田畑の魂なれば、藁一本、塵一つと雖も肥塚に上げ置くべし。塵積つて山となるといふ譬ありと
いひ、耕耘は力めて之を深くし、移植は土地の肥瘠によつて植付の本數を定め、碁盤の目の如くせよ
除草は一番取り最も大切なれば襦袢の中に在る赤子を保育するが如くせよ。二番三番も草の立たぬ内
に力めて除くべし。刈つた稻は必ず架に掛けて充分に干燥せよ。米の調製は綿密に俵装は必ず法の如
くせよ。と極めて懇切情義を盡したものであつた。

公が農政を確立し、農民の恪守すべき事項を細大となく定むると共に開墾、植林、産馬、魚具、禽

獸の保護蕃殖、製鹽、樺織等の道に至るまで、是等殖産興業に臣民を督勵して殆ど寧日無しと云ふ状態であつたが、積年の衰弊既に病の膏肓に入れる如きものあつたので、如何に上下一致の誠意を盡すと雖も、容易に其回復の徵候現はれなかつた。此良策の大旱に雲霓を待つが如きものあつたが、此間に於て二宮尊徳なる者あり、關東諸國に彼の創始せる興國安民法なるものを實施し、之が効果の顯著なるを傳聞し、充胤萬難を排して之を採用せんことを期したのである。是れ實に中村藩財政復興の關鍵を握つたものであつた。

第二章 中村藩と二宮尊徳

一 富田高慶と二宮

二宮尊徳は小田原の民家に生まれ、幼少にして父母を失ひ、極貧の間に人と成り、夙に一家の復興を志し、艱難辛苦すること多年、漸く宿望を遂げ祖先の靈を慰むることが出来たのである。彼の誠實なる篤行と財政的手腕は當藩主小田原侯の知る處となつて、彼を吠吠の中より擧げ、藩衰弊復興の重任を負はせたのであつた。彼の仕法が同藩に施行せらるゝに及び、農民安堵の道を得、風俗和順、推讓の美風行はれ、訴訟争論を聞かずと云ふ秩序整然たる社會が其處に現はれたのである。是れ實に二宮の仕法を行つた結果に因るもので、又彼の徳化の然らしむる處に他ならなかつた。是等天下の耳目を聳動する處となつて、當時財政不如意に陥つてゐた諸藩の彼の盛徳を仰ぎ、其仕法の惠澤に浴せんとする者の多く現はれたのも異とするに足らないのである。

之を今中村藩に觀るならば、時恰も天保の大凶荒後にあつて、累年の財政的疲弊に此凶作をも手傳へ、農村の荒廢、士民の困窮極度に達し、而かも此頃となつては、度々の災禍に人心常規を逸して絶望的となり、前途暗澹として再興の曙光さへ失はれ、一藩の危機刻々迫ると云ふ實情にあつた。國を

憂へ民を思ふ君臣手を拱いて何等爲す處を知らずと云ふ、全く進退谷まされる境地に置かれてゐたのである。此間に於て二宮尊徳の在ることを聞いたのは、全く空谷の跫音とも云ふべきで、彼は全く相馬家よりすれば救世主の如く輝いてゐたのである。

中村藩に其人ありと知られた富田高慶は、夙に藩の窮乏を救済せんとするの熱意を有し、江戸に上つて屋代弘賢其他の碩學の門を叩き、聖賢の道を究め、國家興復の理を求むる甚だ切なるものがあつたが、未だ其意を得ず、偶々野州の人奥田幸民なる者と遇ひ、二宮の宇津氏の采地に於て衰邑興復の舉を聽き、これぞ我が求むる處の師ならんと、欣喜雀躍する處あつた。そして彼は直ちに野州櫻町に行き、二宮の門を叩き、弟子に就かんことを請じたのである。此時江戸より大儒來たとの喧傳が諸村に行はれてゐた。高慶は一日尊徳の門下源吉、太助の二人を介して、二宮を訪ふたのであつたが、其時彼は「我れ安民の業に忙し儒者などに會うて閑談するの餘暇なし」と、言を左右にして容易に會はなかつた。然るに高慶は益々二宮の人格の高さを知り「これぞ果してわが師なり、今直ちに面謁を得ざるは、我が誠意の足らざるの致す處」と深く自省し、昔時熊澤蕃山は中江藤樹を敬慕し、二晝夜廬下に立つて漸く其許諾を得たと聞く、數日數月は吾に於て何かあらんと、茲に大に決意する處となり陣屋の近村谷田見村太助の家に寓り、持久策に出でたのである。此時諸村の子弟彼を聞いて入門を請ふ者多く現はれ、専ら讀書を授けてゐたと云ふ。又此頃諸侯旗本其他遠近より其良法を二宮に請ふ者

日に次ぎ陣屋に門前市を爲すと云ふ状態であつた。けれども彼は孰れへも容易に面謁を許すことが無かつたと云ふ。是れ二宮は好んで人の師たることを欲しなかつた爲めである。

高慶は此状景を見て、屢々陣屋に到り、戸外に立ち障子を隔て、二宮の高説を聽き、其異常非凡なるに益々感激し、門弟たらん決意を一層鞏固にしたのである。斯くして數ヶ月に及んだものであるが此間二宮も度々高慶の舉措を門人より聽いてゐたので、彼の決心の牢固として動がすべからざるものあるを知り、二宮遂に左右の者に語つて「相馬の儒者初めて謁を乞ひしより既に半歳となるも未だに去らず、是れ腐儒の類とは異なるものならん。彼を伴ひ來れ」と、茲に於て高慶歡喜踊躍陣屋に到り初めて謁を二宮に得、門弟たらんことを請ふたのである。當時の儒者なるものは、單に知識の浩博なるを衒ひ、社會の實際に甚だ迂遠なるものがあつたが、斯の如きは體驗より出發して眞理の奧義に達した其實學を尊ぶ二宮よりすれば、全く價値なき無用の冗物で、されば彼は所謂世の學者なる者を評して「世ノ儒者ト稱スルモノ、例ハ漆モテ塗レル盆ノ如シ、塗盆ハ漆ノ爲ニ水分ヲ吸收セス。儒者ハ己レカ學ニ自負シテ人ノ言ヲ容レス、曰クコレ聖賢ノ道ニアラス。曰ク異端邪說ニ近シト、自說ヲ主張スルモノナリ。我レ何ソカ、ル塗盆ト談スルヲ好マンヤ」と冷視してゐる。是れ初め儒者たる高慶と其面會を避けてゐた理由であつた。

二宮彼に面謁するや「子夙に江戸に學んで志を得ず、我が門に來たると、果して何を學ばんとする

のか、われ素より聖賢の書を修得せるにあらず、唯だ己が工夫を實行せるに過ぎず。何んぞ人の師たるを得んや」と、高慶答へて「小子が學に志せしは他意在るにあらず、故國年來の極窮を再興して、君父の意を安んぜんと思ひ、不敏をも顧みず江戸に學びしも何等得る處なし。然るに先生一度び法を布くや、禍轉じて福となし、貧者變じて富裕となり、無頼遊惰の民化して勤勉敦朴の風となり、衰を擧げて廢を起すの法顯著たるを聞く。小子若し夙に之を知るならば、何んぞ空しく江戸に學ぶの愚を爲さんや。先生願くは小子が微志を憐み教導し給はんことを」と、茲に於て二宮は彼の言を容れ、暫く塾に在つて帳簿調への助手を命じ、相馬六萬石の衰廢は必ず再興することが出來ると言明したのであつた。

高慶此言を聞き、意中大に怪む處あつたので「我が藩の衰廢は一朝一夕にあらず、今や殆んど其窮極に達し、之を恢復する亦實に至難の業なり。然るに先生の言を聞けば、其再興の甚だ容易なるもの如し。敢て其高説を承り度し」と云つたのである。二宮之に對して「茲に數樽あり、苞裝して開かざる時は、樽中何物在るを知らざれども、一度び錐を指して洩るゝ所の一滴を味ふ時は、樽中酒なりや、酢なり、將た醬油なるやを知るを得べし。子は即ち中村藩の一滴水なり。我れ今既に其一滴を嘗む。豈樽中の其何物たるかを辨せざらんや。子は小臣の次男にして尙且つ深く國の衰廢を憂ふ。今や一國窮已にまれり。上は藩主大夫より、下は士庶人に至るまで其恢復を渴望するや知るべし。既に

上下擧げて恢復を渴望するものとせば、何んで再興せざらんや。近き將來に於て其端緒を開くも亦知るべきなり。是れ即ち我が報徳の道、其國に行はれて、再興の容易なりと爲す所以」と、高慶之を聽して、其活眼達識に愈々敬服したのであつた。

高慶親しく二宮の風采に接し、屢々其言行を見聞するに及び、愈々其大徳偉材なるを知り、彼を敬慕する念が益々加はつた。彼れ願ふに、前きに國家興復の志を抱き江戸に學ぶこと十年、此間碩學鴻儒而かも有名の士は訪はざる處なかつたが、終に自分を承服する人物を得なかつた。けれども今此の大人に接して幸に從學するを得たのは、維れ將に天の我を援くる所、年來の宿望を達することを得るも、此時に在りと、日夜刻苦精勵尙ほ足らざる有様であつた。時に二宮彼に仕法取扱の書類を出して其整理を行はしめた。是れ即ち其事業に關する經費の計算書である。高慶何意なく之に從事してゐたのであるが、或日二宮其傍に坐して曰く「相馬六萬石再興の道理此書中に顯然たり、子之を解したるか」と、高慶驚いて「是れ金銀の計算書なり、何れの處に一國再興の大道ありや、小子未だ解するを得ず」と、そこで二宮また「子日夕此調査に從事して、其理を悟る能はずとせば、何を以て我道を學ぶことを得んや。宜しく工夫すべし、是れ唯だ一片の計算書のみ非ず」と鞭撻する所あつた。

其後二宮雖形帳に番附を命じて「此番附は我が門に来る者多しと雖も、之を満足に誤らざるもの尠し。子之を能するか」と、高慶笑つて謂へらく「番附の如き兒童も能すべし、假令何千何萬ありと雖

も我に於て何かあらんや」と、即ち取つて之に着手したのであつたが、忽ちにして誤脱したのである。そこで二宮曰く「之をしも能すること能はざるもの何を以て國家興復の大事を遂ぐる可得んや。事は大小となく誤り易きものなり。そして常に行ふ所のものは過ちあるも知り難し。今此番附を以てせば了然たるを得、些々たる小事尙ほ斯の如し。國を興し、民を安んずるの道に於て尙ほ過なきや、慎まさんばあるべからず」と、是等高慶の其道に入るの初めて、眞理の遠大なる處になく、却つて平凡の間に横はる、其定理實學に就き大に感悟する處あつた。爾來彼は内に在つては、其説話を聴き、又仕法諸帳簿の書算編製に従事し、外に出でては、各地の仕法村に在つて其施行の實務に服し、修學駁々乎として進んでゐたのである。

二 二宮仕法採決の障礙

高慶の二宮の門に入つてより自國の衰弊を挽回救済する道は、二宮仕法を置いては他に良策の無きことを確信し、只管相馬の君臣を説くに、興廢舉衰の良法たること、勸農撫育の仁術たる所以を以てし、且つ二宮の盛徳偉行を語り、或は仕法書を示し、又は當時執行の各地に於ける盛徳風化の實況などを記述して、あらゆる其領解に努め、一日も早く此仕法の自藩に行はれんことを切望してゐた。高慶入門の翌年二宮に隨ひ小田原に越く途次江戸を通過する時、相馬邸に草野大夫を訪ね、初めて二宮の大徳、斯道の大體を説いたのであつたが、草野も之を聴いて、彼の偉徳と仁術に感激し、手書を二宮に送つて高慶の訓育を托するに至つたのである。高慶も入門以來二宮に就いて實地修業に餘念なかつたので、其實學も大に進み、之が願末を書いて相馬の要路に送り又草野も高慶に依つて聞く處の良法を在國の池田大夫に示してゐたので、是等二宮仕法の概畧は中村藩に紹介されてゐた。そして此頃池田と草野の二大夫は相謀つて、高慶を國に下し興復の實際に當らしめんとしてゐた程であつた。けれども高慶は時機尙早なるを察し、歸國を辭したのである。

其翌年中村の郡代一條某君命を帯び江戸より歸國の途次、櫻町に來り二宮に面會して國家興復の策を聽かんとしたのであつたが、此時二宮は「我れ主命を受けて此地の民を安撫するのみ、何んぞ相馬

領有の事を與り聞かんとするか」と面謁を拒絶したのであつた。けれども一條の歎願切なるものがあつたので、高慶をして彼に應待せしめ、左の趣旨を傳へたのである。

國家ノ貧富百姓ノ苦樂郡村ノ盛衰ヲ以テ野州奥州ノ別アラン。此國ニシテ再興ノ道ナラハ、四海何レノ地カ再興セサルノ國アラン。然レトモ遠路ヲ隔テ微細ニ仁術ヲ示スト雖トモ疑惑百出能ク之ヲ解スルコトヲ得ンヤ。且ツ本源ノ分度定ラサレハ姑息ノ仁トナリ、又ハ聚斂ノ災害ヲ開クニ至ル。故ニ先ツ以テ領中ノ一村ヲ舊復シ、實業ヲ以テ示ストキハ人之ヲ疑フモノナシ。上下之ヲ見テ可ナリトセバ、幾百邑ト雖トモ其道ハ一ナリ。是ヲ推シテ領中ヲ再興スベシ。若シ不可ナラバ速ニ止メンノミ。可ナル時ハ用キ、不可ナル時ハ止ム。一金ノ用費ヲ出サズシテ國家再興ノ業ヲ試ルコト亦善カラズヤ。云々

一條國に歸つて之を群議に諮つたのであつたが、群臣中には疑惑を抱く者現はれて、論議紛々、其決むる處なく、甚だしきは興國安民の仕法を罵詈誶すると云ふ状態となつた。高慶遂に之を聞いて、時機未だ到らざるを知つたのであるが、唯だ黙すべきにも非らずと、一書を作つて在國の要路に送つたのである。其略に

一村興復ノ委任ニ關シ、一條歸國シテ復命スル所アリト雖トモ衆議決セズ、疑惑盛ニ起ルト聞ク、元ヨリ國家百年ノ荒廢ヲ再興セントスル實ニ一國ノ大事、輕々シク發スベカラズ。況ンヤ當今疑惑

ヲ挾ムニ於テヲヤ。先キニ先生一條ニ面會ヲ許サ、ルノミアラズ、一言ノ直答ナキ所以ノモノハ、二十有餘年丹精ノ大道、一面ノ談論能ク盡シ得ベキニアラズ。故ニ談論ヨリモ實地ノ正業ヲ以テ示スニ如カズト、余ニ内示セラレシモノニシテ、又一條君命ヲ奉ジ、遙カニ來リテ道ヲ問フニ答フル先生ノ處置ナリ。先生ノ盛徳ヲ感ジ、其法ヲ信ジ、上下一致シテ興復ヲ委任スト雖トモ年限中種々ノ障碍ヲ生ゼシハ、他諸侯ニ多ク見ル所ナリ。然レトモ其初メニ當リ疑念ヲ挾ミ、議論紛々タルモノ未タ之レアラズ。余初メヨリ他郷ニ流浪苦學セルハ全ク一身ノ故ニアラズ。不敏ト雖モ國恩ノ萬分ノ一ニ報ゼンガ爲ノミ。幸ニシテ當地ニ來リテ報德ノ門ニ入り、諸侯封内ノ仕法ヲ目撃シ、先生萬事ノ所業皆コレ誠忠ノ致ス處ナルヲ知レリ。野州トナク、小田原トナリ、苟モ良法ノ下ル處ハ盛ニ風化行ハレテ感情興起シ、國家再興ノ道、コノ仕法ヲ措テ他ニアラズトナシ、既ニ從學コ、ニ四年、而シテ相馬積年ノ荒廢ハ上下舉テ再興ニ盡カスルコト幾星霜、然レトモ今猶荒蕪開ケズ、人民殖セズ、又如何トモスルコト能ハザルナリ。若シコノ良法ニ賴ルコトアラバ、終ニハ國家復古ノ基ヲ開クニ至ランコト必セリ。會テ草野大夫ノ求メニヨリ見聞シタル處ヲ記述シタルニ、却テ疑惑ノ種トナル。コレ我が寒心ニ堪ヘザル所、夫レ古ヨリ如何ナル誠忠ノ人ト雖トモ世上ノ誹謗ハ免レ難シ。何トナレバ人情ハ驕奢安逸ヲ好ミ、怠惰ニ流レ、遂ニ國家ノ衰弊ヲ求ルモノ往々ニシテ然リ、此ノ弊風ヲ改メザレバ、百歲ト雖トモ再興ハ期スベカラズ。諸民ハ弊風ニ泥ミ、舊染ノ汚俗常トナ

ラバ、假令仁術ヲ布クト雖トモ、之ヲ矯正セントセバ、忽チ怨望起リテ誠忠ノ士ヲ誹謗スルニ至ル、云々

と、先生先きに小田原侯の命を受け野州に来て此仕法を行つた時も、私慾勝手の輩は其誠意ある行爲を却つて誹謗嘲罵し、上役人尙亦之を非としたのであつたが、小田原先君の明は信任厚く、終始一日の如くであつたから、今日に至つては、其誠意貫徹し、百姓安堵の地を得て百事改まるに至つた。是れ全く先生の徳化の然らしむる處で、今や四方其盛徳を慕うて、國家興復の仕法請ひ、相武常上野の五ヶ國に蔓延するに至つた。非常の大徳良法に非らざれば如何にして此所に到ることが出来やう。けれども土地廣く人民多き處未だ悉く先生の大徳を察知する能はざるものあらう。或は初年の誹謗に惑ひ、或は己が私慾の爲に誹毀する者もあらう。諺に郷人の善者は之を好み、其不善者は之を惡むと、又た木高ければ風雨之を折り、行高ければ人之を誹ると、是等縷々數千言二宮の高徳、其仕法の善美を説いて餘す處なかつた。けれども時未だ到らずして群議の採用する處とならなかつたのである。

曩には兩大夫が高慶の入門以來一年を経ざるに、彼を歸國せしめ、直ちに郡邑に之を施行せしめんとせしが如き、また今郡代をして苟も一國の大事を歸國の途次之を問はしめたるが如き、孰づれも輕擧の謗りを免れなかつた。或時高慶二宮に隨つて江戸に上り、一日草野大夫を訪ね、一條群代の櫻町に來た顛末を語り、「一村委任の事國家再興の基たるに、何が故に藩論決定せざるか、國家興復の良法

眼前に在りながら、之を用ゐることを得ざるは、全く小事に疑念を挟みし結果に因るものであらう」と、之に對して草野は「先生の自國の爲めに斯の如き誠意信實を有せらるゝ、感謝に堪へぬ。一條の國事を問ふのことは、彼地一片の通信のみ、我れ深く關知せず。今卿が談話に接し始めて先生の容易ならざる誠意あるを知り慚愧に堪へぬ。」と、茲に於て高慶は會て草野が書を二宮に致して、我が一身を依托すると共に二宮の江戸に來ることあらば、面謁を乞はんとの一言あるを知り、草野に向つて、今や先生は幕府に召されて當地に在り、行きて見へざるかと、直接面會を促したのであつた。然るに大夫は自分は素より之を願ふ處であるけれども、二宮の容易に人に面謁を許さざるの理由を以て躊躇したのである。

此言辭に對して高慶辨明大に盡してゐるので、即ち一條の野州に來て空しく歸國せるに其理由を置か、相馬領難村興復の仕法を問ふに突如として來り、其面談に及ぶも、是れ却つて疑惑異論の種となるを以て、其謁を許さなかつた。元來斯の道は先生二十年來丹精に成る實學で、假令一條賢なりと雖も、僅々數日の滯留に於ていかで領解することが出来やう。斯の如きは徒に談議に日を費すよりも、實際の正業を以て示すに如くはないとの先生の深慮より出でたものである。一村仕法開始のことは既に我れに内談せられたる次第である。今大夫の其謁を乞ふは之と異なるもので、面會して熟談せば、後來相馬に仁術開始の端緒ともなるであらう。大夫にして謁を乞ふならば、先生いかで許諾せざるこ

とあらうと、首尾を盡して説いたのである。

茲に於て草野も大に悦び、其翌日二宮を旅寓に訪ねたのである。二宮草野の誠意あるを知り、直に面謁を許し、終日大道を説く諄々水の流るゝが如きものあつた。草野其至教に接し、歡喜に堪へず、退いて歎じ曰く、「今の世に當り此の如き大人君子のあらうとは、嗟呼何んぞ此人を知るの遅きや。此人を得、此法を自國に行ふ十數年の前にあらしめば、今日は已に國家再興、上下安泰にありしならん。然れども今日敢て遅しと爲さず」と、意中既に決し、微細に涉つて之を藩主に上陳し、書を在國の池田に送り、一日も早く此良法を施行して國家の衰廢を興さんことを促したのである。池田此書を得て大に喜び、之を群臣に諮つたのであつたが、從來の疑惑尙ほ散せず、論難交々相起ると云ふことになつて、如何ともする事出來ず、彼は遂に實績を以て示すの外なしと覺悟し、高慶の歸國して其仕法の開始を希望したのである。そして其廢業を領中の最も極難村と稱せらる、山中郷草野村を指定したのであつた。然るに是れ勿論其仕法の行はれ得ざるには非ざるも、初めての試験村として、衆人を納得せしむる上に難村より開始することは、徒に疑惑を生じ易きものあるを以て、却つて不成功に到らしむる恐れがあつたので、容易周到の上より彼は之に對して左の如き辨解をしてゐるのである。

諸家仕法ノ如キハ開業ノ初年ニ當リ國中一人ノ異議ヲ有セズ、上下一致シテ以テ先生ノ良法ヲ迎ヒタリ。然ルニ今ヤ相馬ハ百年來ノ衰廢ヲ興復セントシテ、是カ仕法ヲ先生ニ請フモ種々ノ疑惑盛ニシテ群議決セズ。此時ニ當リ小子歸國スルコトアラズ、必ズ種々ノ難問アラシク難問ノ辨解易シト雖トモ。辨論ハ却ツテ國論決定ノ障碍トナラン。要ハ只國論ヲ練リ、群議ヲ一決スルニアルノミ。且山中郷草野村ハ國中隨一ノ難村ニシテ容易ニ興復ノ術ヲ擧クルコト能ハズ。今之ヲ先生ニ依頼ス。先生ニハ至當ノ道アルベシト雖モ、仕法ノ順序ハ先ツ一村ヲ興復シ、コレヨリ生スル米金ヲ以テ他村ニ及ボシ、又其米金ヲ繰返シテ他村ニ及ボシ、終ニ國中ニ推及スルニアリ。故ニ其開業ノ始メニ當リテハ優良ノ村落ヨリセハ成功易ク、他村ニ及フモ亦速ナリ。若シ之ニ反シテ難村ヨリ開業セバ、徒ラニ巨大ノ資本ヲ費シ、且ツ成功遅クトシテ相馬ノ損ナリ、コレ我カ仕法執行ニ順逆アル所以ニシテ、逆ニ從ヒハ成功遅ク、順ニ從ヒハ成功速ナリ。順逆何レニ從フト雖モ國家百年ノ窮迫ヲ回復シ、上下安泰ノ場ニ至ラシムルコト難キニアラズ。然レトモ今貴命ニ從ヒ歸國シテ以テ自國ノ爲トナラバ歸國スベク、止マリテ有益トナラバ乃チ止ラン。當年吾カ歸國スルト否トハ實ニ相馬ノ興復得失ノ分ル、處、大夫夫レ之ヲ撰ベ。

と、茲に於て草野高慶の歸國を中止するの餘儀なきに至つたが、高慶後ち中村の藩士某なる者初めより此良法を解せず、仕法の開始に反對をしてゐたのであるから、群議の決せざるも此處に在りとし、草野に之を告げて、彼を江戸に呼び親しく説き諭さんとしたのである。然るに二宮之を聞き高慶を戒めて「善を爲さんとして急に過ぐる時は事ならない。急に過ぐるは是れ大道を行ふものゝ爲す處でな

からう。譬は柿一つと雖も時節が來らざれば、澁去らず、未熟の柿は人之を喰ふこと出來ない。況んや一國の人氣未だ熟せざるに、唯だ上の威を以て令すと雖も、如何にして行はるゝこと出來やう。宜しく大夫に告げてその事を止めよ」と、遂に此議も中止するに至つたのである。其後藩王充胤命じて、池田大夫を江戸に召し、親しく高慶の談論を聴かしめ、又草野と共に二宮に面謁せしめ、茲に兩大夫の一致確信する處となつて、終に此仕法を相馬に實施することとなつたのである。

三 領内仕法の實施

國家の大事を遂行する上下一致の精神現はるゝにあらざれば、之を成就すること困難なりとせる、二宮の高邁賢明にして、而かも用意周到なる驚歎に値するものあるが、茲に藩君の命を受けて草野、池田の二大夫二宮に謁し、誠意を披瀝して、一藩の再興を彼に委任するに至つて、彼も漸く其熱心に動かされ、始めて相馬家の爲めに心力を傾注するに至つたのである。二宮中村藩の實情を概畧承知してゐたので、其所懐を述べて

「貴藩衰廢の根源は附益聚斂に在る。故に始に能く其終を盡し、豫め國用節制の分度を立てされば、縱令一旦復舊に至るも再び衰ふること寒暑の往來するが如く盛衰の循環免れ難からう。若し再興の法を樹てんとするならば、必ず先づ永世の分度を確立しなければならぬ。中古拾七萬苞の租税を出せるは、則ち聚斂の致す所で、其餘殃衰廢の極租税四萬餘苞に減少した。國を興さんことを欲せば、必ず先づ既往徵租の増減を平均し、天命自然の中庸の數を取つて分度を確立せよ。分度とは此自然の天分に依て歲入を量り、歲出を節制するの謂ひで、國家の基礎實に此處に在る。一旦分度確立すれば、聚斂も行はれず、奢侈も發するを得ない。而かも撫恤安眠の用財を生ずること限りない。果して斯の如くなれば、國家永く富盛を保ち復び衰ふることなからう。」と云ふのであつた。

茲に於て充胤藩吏に命じて、寛文五年より弘化元年に至る一百八十年間の徵租を調査せしめ、之を二宮に提供して、之が分度の確立を請ふたのである。此時二宮調書を熟覽して「相馬は舊國であるとは雖も、能くも是丈の記録を存ぜり。他諸侯に於ては二三十年の調査も成し得ざるものある。」と云つて痛く歎賞したと云ふことである。そして彼は既往一百八十年間の盛衰消長の實蹟を精覈し、一藩經濟の分度を立て、爲政鑑を作つて之を藩に授けたのである。是れ實に弘化二年であつた。其分度と稱するものは左の如きものである。

即チ六合ニ基キ六拾年ヲ以テ一周度トナシ、三周度百八拾年天祿自然ノ産ヲ現量シテ節度ヲ立テ、古今ノ盛衰安危ヲ明瞭ニシ、之ヲ天地人ニ配セリ。天一周度（寛文五乙巳年ヨリ享保九甲辰年マテ）平均ノ租稅拾四萬七拾九苞餘、之ヲ以盛トナシ、安トナス。人一周度（享保十乙巳年ヨリ天明四甲辰年マテ）平均ノ租稅拾壹萬八千六拾四苞餘ヲ中間ノ數トナシ、地一周度（天明五乙巳年ヨリ弘化元甲辰年マテ）平均ノ租稅六萬參千七百九拾參苞餘ヲ以テ衰トナシ、危ト爲ス。而シテ人ハ地ニ居テ天ヲ戴キ天地ノ化育ニ依テ身命ヲ保ツ。則チ天地ト一體ニシテ異ナルニアラズ。是故ニ古今三周度平均ノ租額拾萬七千參百拾貳苞ハ盛衰安危ノ兩端ヲ去リテ過不足ナク天命自然中庸ノ數ニシテ、永世經濟ノ大極ト定メ、將來ノ規矩トスベキモノナリ。然レトモ天地モト陰陽アリ。寒暑晝夜アリ。是亦斟酌考量ヲ加ヘザルベカラズ。故ニ古今ノ盛衰ヲ中分シ、陰陽ニ則リ、寛政五乙巳年ヨリ寶曆

四甲戌年マテ九拾年間ノ租稅平均拾參萬八千貳百七拾七苞古ノ盛ナルヲ陽トシ、寶曆五乙亥年ヨリ弘化元甲辰年マテ一周度九拾年間ノ租稅平均七萬六千參百四拾七苞今ノ衰ヘタルヲ陰トナシテ、初節ヲ立テ、此衰時ノ平均ニ陰陽ノ岸天保六乙未年ヨリ弘化元甲辰年マテ拾年間ノ租稅平均度ヲ加ヘ合セテ一百年ノ產ヲ量平シ、六萬六千七百七拾六苞ヲ以テ弘化二乙年ヨリ將來甲寅年マテ拾ケ年間國家經濟ノ分度ト定ム。而シテ弘化元甲辰年ノ租稅實收ハ七萬八千三百九苞ニシテ之ヲ以テ平均分度六萬六千七百七拾六苞ニ對比スル時ハ壹萬千五百參拾參苞ノ差ヲ生ジ、此餘剩ハ全ク平均分度外ニ置クヘキ者ナルモ、文化度以來荒蕪開墾新戸取立壽命養育修堰築塘凶荒豫備等ノ爲ニ古復料ト唱ヘ、年々壹萬七千四百九苞餘ヲ支出シ來リタルニヨリ、此平均外收入ヲ以テ其費用ニ充テ之ヲ繼續スル者トナシ、分度ノ大本既ニ定レリ。向後興國安民法施行ニヨツテ此定則外ニ産出スル所ノモノハ、悉ク推讓シテ方法ノ用度トナシ、未來拾年目毎ニ分度ヲ増シ、一周度六拾年ニ及テ租稅收入既往盛時ノ極數拾七萬餘苞（拾萬九千餘苞ハ國家經濟ノ分度ニ屬シ、六萬六千餘苞ハ分外ニシテ方法ノ用度トナルモノナリ）ニ溯ルノ方法ヲ規畫シテ爲政鑑ヲ作レリ。（相馬子爵家所藏藩記録）

茲に於て國家經濟の大本にして、興復の基礎確立したので、池田大夫此爲政鑑を携へて歸藩し、之を諸有司に示したのであるが、彼等も初めて二宮の深慮遠望なるに只管驚歎し、勿論一人も異議を唱ふる者なく、充胤早速幕府に請うて許可を得、仕法の實行へと進んだのである。そして二宮は公務に寸

暇なき有様であつたから其代理として、斯道に精達した富田高慶を遣すこととしたので、此時彼は始めて歸藩し、從來數年間臥薪嘗膽、切磋琢磨の功を積んだ其の蘊蓄を傾倒して、先づ機運の最も熟した宇多郡成田、坪田の二村より其仕法の開始に着手したのである。彼は歸國早々池田大夫を訪ひ、二村施行準備の調書を示し、談論解説深更に及び、其翌日政廳に出て斯道の要旨を説くこと諄々として數刻に及んだが、聴く者皆感動せざるなく、大夫へ郡代、勘定奉行等其調書を披見して、感歎息まなかつたと云ふ。高慶が野州を發するに當り、二宮は相馬領の其施行法に就いて彼に懇々教諭する處あつた。其大略を摘記せば左の如きものである。

曰ク相馬ニハ相馬ノ法度アリ、一村中ニモ士民ノ別アリテ、新法ヲ行ハントセハ碍障ナキニアラザルヤノ感アレトモ、我道ハ然ラズ、雷ニ其ノ衰ヲ興シ、其ノ廢ヲ舉クルノミ。如何ナル法度ニモ觸ル、コトナク、如何ナル村里ニモ行ハレザルコトナシ。然レトモ若シ村民悅服セサル時ハ姑ク差置クベシ。上ノ威嚴ヲ以テ令ヲ下スベカラズ。人爲テ以テ青稻ヲ赤クセントスルカ如キハ事成ラザルナリ。又曰ク成功疑ヒナキ仕法ナレトモ、初ニ不成功ト見做シ手ヲ下スベシ。我ヨリ違ヒナシト云ヘバ、人其ノ手違ヲ唱フ。我ヨリ手違フモノト云ヘバ人嘲ラズ。若シ人之ヲ嘲リ道行ハレザルトキハ直ニ手ヲ引クベシ。不成功ヲ標榜シタルモノ誰カ可不可ヲ論ズルモノアラシヤ。又曰ク人富ム時ハ善心起リテ恥ヲ知ル。困ズル時ハ善心隠レテ恥ヲ忘ル。恥ヲ知ラシメザル時ハ放僻邪恣至ラザル

所ナシ。故ニ投票ヲ以テ善人ヲ舉ケ向フ所ヲ知ラシム。天秤ノ平ヲ失スルハ重キ方ニ傾クナリ。百戸ノ村落五十一二戸善ヲ知リ恥ヲ知レバ、残り半數ノモノハ自ラ恥ヲ知リテ善心感發百戸普ク投票ヲ要セズシテ可ナリ。曰ク村方一同ノ目鑑ヲ以テ投票シ、高札ノ者ヨリ三番マテ五兩四兩三兩ト賞金ヲ與フベシ。若シ賞金ヲ與ヘテ恩義ニ慣レ將來ノ爲ニナラヌ時ハ、金額ヲ増シ五年賦十年賦ニ貸附ケ、一番二番ノ落札人ニハ銀一枚、鎌一枚ヲ添ユベシ。斯ノ如クニシテ兩三回ニ及ババ村内人氣ノ向背知ルヲ得ベシ。勸善ノ道ハ説カズシテ自ラ顯ルベシ。若シ極貧者ニシテ屋破レ雨露ヲ凌キ難キモノアラバ、一時假ニ藁ヲ以テ葺替へ後投票ヲ以テ相當ノ修理ヲ加へ、又ハ新ニ家作ヲ與フベシ。曰ク智力ヲ振廻シ多端ニ事ヲ設クベカラズ。僅ニ善人ヲ賞スルニ止メ置クベシ。斯ノ如キハ人々意外ノ感ヲ起シ相言テ曰、アレシキノ事ハ誰モ之ヲ能スベシ。焉ゾ仕法ヲ待ンヤト、然レトモ年所ヲ經ルニ從ヒ自ラ事業多端ニシテ殆ント收拾スベカラザルニ至ル。豈事ノ多端ヲ望ムベケンヤ。曰ク兩村ニ今日開業ハ猶早シ、然レトモ白米ヲ飯ニ炊キ其儘置ク時ハ腐蝕スルノミ。兩村既ニ飯ヲ炊ク其儘抛スル時ハ將來國中飯ヲ炊クノ念ヲ起スモノナシ。大井村ニ至テハ譬へハ屋根屋ノ來ルヲ知テ何ノ用意モセズ坐シテ之ヲ待ツ。何ゾ斯ル所ニ屋根屋來ラレ仕法ヲ行へ、我村ヲ起サントシテ、何ノ用意モナク、見物シテ居ル何ゾ是レヨリ手ヲ下スノ理アラシヤ。曰ク我道ハ匹夫匹婦ト雖トモ己カ箸ヲ以テ己カ食事ヲナシ、今日ヲ安泰ニ送ラシムルニアリ。然レトモ三郡一時ニ行フコト能ハズ。唯一

村成就セバ三郡成就シタルニ同ジ、何トナレバ成就ノ村ナケレバ、上下能ク此道ヲ知ラズ、野州ニ往テ見ントスレドモ人々往クコト能ハズ。是レ其三郡中ニ一村ヲ成就シ置カントスルナリ。一村成就セバ野州ニ求ムルニ及バズ。君臣上下就テ之ヲ見ルベシ。庶民モ亦往テ見ルヲ得ベシ。斯ノ如クニセバ三郡何ゾ感憤興起セザランヤ。路ヲ行クヤ一足ツ、地ヲ踏ム、一足踏付ケルトキハ千萬里ト雖モ往クベシ。碁ヲ圍ムハ目ヲ保ツヲ肝要トス。目ヲ保ツテ進メバ縱横自在ニ發展スルヲ得、一村成テ四方ニ施セバ、毀廢ノ憂ナク盛行疑ヒナシ。其本亂而未治者否取テ以テ反省スベシト。(相馬子爵家所藏藩記録)

是レ二宮が高慶の歸國に臨んで教諭せる大綱で、高慶は之を覺書として手記し、金科玉條としてゐたものである。人氣未だ起らず機熟せざる時は強いて行ふことを要せず、民情の向背を察知すべきこと、一の模範村を作らば、他の成功は易々たることなどを擧げて懇切を盡してゐる。

そこで高慶は歸國後直ちに其仕法の實施に取掛かつたのであるが、先づ仕法役所を設けて、夫々役人を取立て、其服務心得を定めてゐるのである。

御仕法心得書

當御領中荒地起返窮民御撫育村柄御取直御仕法之儀ハ誠ニ御國家御再興富國安民之御大業ニテ無窮ノ御大仁ヲ被爲布候。百姓安堵ノ地ニ至リ永久衰廢之憂無之様始ニ終ヲ盡シ御惠恤被爲在候御良法

ニ候得者、誰カ御恩澤ニ感動不致モノ可有之哉。如何ナル荒蕪貧困ナリトモ再興無疑事ニ候得共、村々ニ臨ミ御仁惠ヲ推及シ候面々之誠不誠ニ由テ人氣之向背一村ノ進退ニ拘候而已ナラズ、可ナル時ハ御徳化行レ、不可ナル時ハ御仁惠ヲ奉汚、百姓安堵之道ヲ失候ニ付、誠ニ可恐之至ニ候依之掛合蒙仰候面々御上下之御爲ニ忠誠ヲ勵候儀ハ勿論、平生聊不挾私意専ラ公論ヲ主トシ、村々年來ノ衰弊困苦ヲ相除キ永安之道ニ至候様誠實ニ取扱儀第一ニ候。身ヲ正フシテ下民ヲ正道ニ導キ、舊染ノ汚俗ヲ洗ヒ、淳朴篤實ニ至ラシムル事全ク掛合ノ一誠心ニ在リ。然ラハ平生互ニ己ノ善惡ニ昧クシテ人ノ善惡ヲ論ジ、己ヲ顧ルニ疎ニシテ人ヲ責ムルニ密ナルハ己ヲ修ムルニ心ヲ不用ノ致所ナリ。如何ナル大知ノ上ニモ千慮ノ一失アリ、庸愚ト雖モ一得アリ。長スル所アレハ、短ナル所アルハ萬物自然ノ道理ニテ賢者ト雖モ免レ難ク、マシテ其以下ニ至ラハ猶更ノ事ニ候。然ルニ人情ノ常ハ一身ノ榮利ヲ求メ己ノ長ズル事ニホコリ、人ノ短ナル事ヲ誹リ、其過失ヲ擧ケ、其善美ヲ掩フノ類古今之通患ニ付、若シ如此凡情ヲ懷キ御國家永安ノ大道ヲ擧ケントセバ、僅ニ一村ト雖モ民情浮薄ニ流レ怨望起リ、譬ハ手ヲ以テ江河ヲ拒カントスルヨリモ難カルヘシ。是故ニ人ノ善ハ小ナリト雖モ必ズ是ヲ稱シ、人ノ過失ハ是ヲ不擧竊ニ懇切ノ意見教訓ヲ加へ、人ノ長スル所ヲ貴ビ其短ナル所ヲ憐ミ、是ヲ補ヒ互ニ我身ヲ顧ミ、過ヲ聞ヲ以テ喜トシ、誠意ヲ以テ助ケ合へ、御大業ヲ推立、上ハ君上ノ御心ヲ奉安、下ハ御國民之其所ヲ得、永久御上下ノ御繁榮ヲ以テ無他事致心願、日夜力ヲ盡

シ候ハ、自然其誠意下々ニ至ルマテ貫通致シ、舊來弊風無頼ノ人情モ篤實勤業之所業ニ改リ、御興復ノ御仕法押立可申候。因テ心得方左ニ取調申候。

一、御仕法村々引受出張ノ面々朝廻村不惰村役人ハ不及申小前ニ至迄厚ク御仁惠相辨候様入念ニ申諭シ、第一舊弊ヲ除キ互ニ信義ヲ守リ、村全陸敷専ラ勤業ニ赴キ引立候様實意ニ世話差加可申事。

一、村方ニ臨ミ年來ノ衰弊ヲ立直シ永安ノ道ヲ得候様取扱候ニハ、先ツ第一ニハ其村何ノ業ニ衰廢ニ陥リ候哉ト其衰貧ノ根元ヲ見渡シ、次ニハ土地ノ善惡銘々分限ノ大小ヲ見定メ、次ニハ每家ノ勤惰得失ヲ察シ、且所業ノ善惡邪正ヲ辯シ、一村ノ實事香シク胸臆ノ間ニ致分別、然ル後衰廢ノ根元ヲ除キ、淳朴篤實勤勉ノ道ニ導キ一村洽ク立直候様實世話差加可申事。

一、一村ノ進退所行之善惡勤惰ハ村内ニアルニアラズ、引立掛合ノ誠不誠ニ由ルト申儀ヲ觀念致シ、専ラ下民ニ先立チ勤勞ヲ盡シ、仁恕ノ行ヲ主トシ、一村安堵ノ道ニ導キ可申事。

一、村方孝行人ハ勿論惣シテ奇特之所業有之時ハ、其次第ヲ委シク筆記致シ申上、野州迄モ可申送事。

一、村方心得違ノモノ有之節ハ丁寧ニ利害爲申聞、改心ノ所業相立候様深切ニ取扱可申、僅々一應之理解ニテ承服不出來トテ捨置候テハ、誠心ノ感通可致道ヲ失ヒ候ニ付、再三反覆丁寧ノ教示

ヲ加へ、猶改心之所業相立兼候ハ、外掛合申談教誨ヲ相頼可申事。

一、村々取直ノ儀ハ實ニ御大仁ノ御仕法ニ付、僅一村ノ取計リトモ永久安堵ノ基ニ相成候深ク勘辨致シ取扱可申、必姑息ノ取計ニ不陷様可致義專要之事。

一、諸事村内之者ヨリ申立候事ハ兎角、己ヲ是トシ、他ヲ非トスルノ人情難免事ニ付、必一方ノ申分ヲ取り直ニ理解、又ハ取扱等致候テハ、實事相違ニ及ヒ民心ヲ失ヒ候ニ付、何事ニヨラズ双方ノ是非ヲ能承リ候上散解ヲ下シ可申事。

一、村々ニ臨ミ年ヲ重ネ、世話差加候ニ隨ヒ心易度々立入候者ハ自然愛情ヲ生シ、不近者ハ愛心モ不生道理ニテ、不知々々平生ノ取扱片落ニ相成易キモノニ付、此所深ク心ヲ用キ下方依怙ナリト申様ノ儀無之様扱可申事。

一、何レノ村モ年來及困窮人氣風儀モ不宜相成居候事故、是ヲ一洗イタシ舊復ノ場ニ導候ハ不容易儀、一村之目當ト致候ハ、掛合ノ行狀ニ付、専ラ正格潔白ヲ守リ候ハ素ヨリノ儀、第一誠意ヲ先立萬事一身ヲ慎ミ、諸民ノ嘲リ無之様可心掛事。

二、一村之人民一體ニ見渡シ、大小智愚共ニ永安之地ニ御導キ被下候御仕法ニ付、必愛憎ノ心ヲ生シ、偏頗ノ理解取扱等無之様深ク心ヲ盡シ可申事。

一、一村ノ向背人氣之進退皆是御心法掛之一身ニ歸候儀ハ勿論之事ニ付、村方之不宜ハ村方之所爲

ニアラズ、掛合之所爲不至也ト日々ニ我身ヲ願ミ我心ヲ責テ、萬事實意第一ニ世話差加可申事。
一、村々出張之面々月境ニハ暫時引取所へ相詰、互ニ申談、諸普請諸願向等何事ニヨラズ見込ヲ相立、野州へ問合上ニテ可否承リ取扱可申事。

一、富者奢ニ流レ、貧キモノハ惰遊ニ流レ終ニ貧富共ニ退轉ニ陥リ候ハ人情ノ通弊ニ候間、富メルモノ奢ヲ戒メ、餘財ヲ讓リ、貧キモノ一途ニ勤業ニ赴キ、互ニ讓道之奇特相立候様教誨ニ及ヒ引立可申事。

一、所謂物之不等ハ物ノ情ニテ、村々ノ情實不同、一物毎ニ相當自然ノ道ナキニアラズ。彼ニ是ニシテ斯ニ非ナルコトアリ。斯ニ是ニシテ彼ニ非ナルコトアリ。一度處置其至當ヲ失候得者、永年ノ憂ヲ生シ、改ムルコトヲ不得。假令小事ニ似タリト雖モ、不取扱前ニ御良法ノ深理ヲ以テ其當前ノ道ヲ量リ、問合之上可取扱、惣テ一己ノ見ヲ立テ取計候義ハ見合可申事。

一、地方普請之儀、承年之便利相成手堅ク出來候様心ヲ盡シ可申事。
一、家普請ノ儀ハ専ラ丈夫ヲ主トシ、無益ノ造作無之様致世話、尤拜借普請奢リケ間敷造作不致様嚴敷及差圖可申事。

但家ノ大小ハ其分限並本人精不精ニ可由事。

一、地方普請ノ節ハ諸人足ニ先立未明ヨリ場所ニ相詰致差圖、夕刻ニ至リ明日ノ手配夫々及差圖、

人足ニ後レ引取可申事。

一、村々家作並地方諸普請ニ至迄立掛リ厚ク世話差加へ、普請中御入用筋巨細ニ取調普請出來候ハ、早速先形ニ基清書致シ役所へ差出置勘定向、聊延引混雜不致様心掛可申、尤惣テ御扱ニ相成候事ハ其都合々々無延引取調可申事。

右荒増之事ハミ相記置申候。誠ニ御仕法ノ儀ハ御國家御再興ノ御大業ニテ掛合被仰付相勤候者不容易儀ニ付、僅ニ一民之取扱道理ニ違候者、君上御大仁ノ御良法ヲ奉汚、御領中一體之人氣向背ニ拘候事故萬事戰兢之心ヲ存シ、一言ヲ下シ一步ヲ進退スト雖モ、公然タル御徳ヲ擲候誠忠之志ヲ不失、專百姓永安之道ヲ目當ト仕、村々取扱候儀第一ノ事ニ候。

此興國安民法は始めて成田、坪田の二村に施行されることになつたのであるが、先づ兩村田畑の總計、生地、荒地、有租地除地の別、戸數人口を調査して天然自然の状態を現量し、次いで村内戸毎に家族の數、男女老幼、労働者、非労働者の別、所有地又は小作地の反別其收穫の多寡家畜の有無、負債ある者は其額及生計の程度等を精査し、現在村民生活の状態、貧富の程度明瞭となるに及び、天保六年より弘化元年に至る既往十ヶ年兩村の租額を平均し、此平均數を以て經濟の基本と定め、此中勘の數に超過せる収入は暫く之を度外に推讓して其仕法の用度とした。そして充胤は帑金百兩、二宮は荒蕪地興復に依つて得た淨財金貳百兩を出資して、土臺金に繰入れ、其他國老以下の藩吏、村吏、村民の

甲乙又他村の村吏等此良法の施行に感激せる者共は或は土臺金に、或は善種金に、或は加入金に就つて金穀を出し、又一般村民は日課綯索の法に依り、各勤勞を以て製出せる索繩を推讓して、仕法の用途に充てせんことを請ひ、是等分度外に生出せる金穀も亦悉く其興復の用度と爲した。茲に於て始めて村内に於ける收入、支出の方法、分内分外の區畫整然たるものあつた。斯の如く天然自然の理法に基いて編成せる經濟收支の記録を名けて三才報德現量鏡と稱してゐた。斯くて藩吏及び仕法掛村落に臨み、村吏以下農民悉く會集して、發業の式を舉行したのであつた。其時郡代より諭告せる書は左の如きものであつた。

二宮先生御趣法御發業ニ付掛郡代ヨリ

成田坪田兩村へ申渡候趣

成田村坪田村天保巳申之大凶格別之御仁惠御救米之難有ヲ以人命相助農業相續仕候。爲御報恩何分ニモ排働村柄取直度、古復永安之御主法歎願申立、暮方相應ノ面々ヨリ困引立助成トシテ積糶米錢差出シ奇特之至候。依之兼テ御主法御頼被置候江戸表二宮先生へ御取合被成候所、此節日光御神領荒地開作ノ御主法御調中之儀容易ニ他村之御世話難相整事ニ候得共、兩村共折角誠意ヲ持出候場合共儘ニ打捨置候得者、却テ脱力仕怠リノ程モ無心元ニ付、富田久助儀七ヶ年來先生手元ニテ御主法向修行熟得致居候間、幸此度被差下候所、猶又兩村一同御主法歎願ノ旨役々連印書面ヲ以申出候通

速發業被仰出候。此主法ノ大體ハ天地自然之道理ニ基、去辰年兩村之御收納辻ヲ以大曲尺ヲ居置、十ヶ年平均ノ出米ヲ御土臺ト定メ、其餘分ヲ以荒地起返米穀取増替方取直之御手宛方へ推讓候。正道之御仁術候。仍而前書面々ヨリ助成トシテ差出候米金高之一倍先生之報德善種金被差出、村中農業出精奇特人ヲ入札イタシ、高札ノモノヨリ夫々御扱相成候者、則天地之大德ヲ以産出候。五穀百穀百草百木ニ至迄皆是國土之寶ニ候得者、難有天地之賜ト心得、身體手足之勞ヲ不厭能勤能働山之頂キ地之底迄モ堀出候得者、其實ノ産出ル事無限、銘々之作徳ト相成、飽食へ暖衣ニノ永久安樂ニ相凌候。天道自然之理ヲ能辯へ誰々モ手近ク致易キ索綯ノ業ヲ不怠誠意ヲ可盡、委細久助教解ニ隨ヒ、萬事御主張之通村役人先立一同共彌誠實ヲ可相守候。若亦御主法筋ヲ忽ニ心得、天地之大德ヲ以産出寶ヲ賜ル大恩ヲ薄トシテ勤働スルハ、却テ眼前ニ備ル果報福德ヲ失ヒ、終ニ自然ト貧乏困窮ニ陥リ、子孫永ク天地之威罰ヲ蒙リ、御主法筋ヲ專ラニ心得、天地之大德ヲ以産出寶ヲ賜ル大恩ヲ厚トシテ、能勤働ハ直ニ入札ニ備ル果報福德ヲ得テ、終ニ自然ト富饒安樂ニ至リ子孫永ク天地ノ感賞ヲ蒙ルモノ也。況ヤ當年違作世上困苦ノ中ニ村内衆目ノ目鑑ヲ以出精奇特人トシテ、御貸付金御褒美金被下候事ヲヤ、彌勤働善種ヲ蒔テ善根ヲ得可奉報御恩心意肝要候間村役人始入札共相互ニ申合、日夜無怠農業相勵、天變ヲモ相感、人事ヲ相慎ミ、禍ヲ轉シテ福ト可爲時節到來之所ヲ失フヘカラズ。元ヨリ天地モ人力ニハ如カサル道理ヲ知リテ排働候得者、タトヘ明年ニ不作有之共、如平

年凌方出來候事候。能天道ヲ分別仕、御領分廣キ中ニ御手初之御主法兩村へ手ヲ被下候儀、村内一同之所行諸村之規模手本ト相成候様可抽丹精候。此段申渡候

弘化二年十二月朔日

斯くて仕法掛は早曉より出て村内を巡視し、荒蕪地開墾、米穀の増收、一家經濟の整理、一村興復の道を説き、従事の惰風を一掃して敦厚誠實に導き、出精奇特の人を投票せしめ、當選者には賞を與へて之を表彰し、且つ無利息金を貸與して負債を償はしめ、屋舎の破壊せるもの、厩舎肥料舍なきもの、農馬農具なき者には、之を給與し、鰥寡孤獨の極貧者には、其多寡により恩貸賑恤を行つてゐた。そして請托依怙の弊を除き、十日十手の指す所により凡て公平を保ち、投票法の如きは最も嚴肅に行はれ、選舉人も亦推薦せる被選者の一身を永く保證するの責任を負ふものなれば、各自其選を苟もすること出来ないといふ。今茲に其入札心得の一斑を示せば左の如きものである。

極難難貧者御救米被下人選入札之事

- 一、老テ妻ナク今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。
- 一、老テ夫ナク今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。
- 一、老テ子ナク今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。
- 一、幼少ニテ父母ナク今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。

- 一、天災病難不仕合打續今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。
 - 一、右同斷火難不仕合打續今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。
 - 一、右同斷水難不仕合打續今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。
 - 一、無田無祿之者今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出シ可申事。
 - 一、借地借家ノ者今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出シ可申事。
 - 一、老人子供惣テ厄介多ク今日ノ暮方ニ差詰リ困窮致難澁居候者致入札差出可申事。
- 右者其村方之儀年來困窮引立兼、復古永安之御主法押立申度類ニ奉歎願、兼テ心掛宜敷モノ共種粗等仕、聊誠意相顯レ候ニ付、去年十二月朔日ヨリ御仕法御發業被仰付、其節委敷教解之上本業出精奇特人村中一同ノ目鑑ヲ以無依怙最負入札イタシ、則天之視ルコトハ我カ民ノ視ルニシタカハ、天ノ應コトハ我民ノ聽ニシタカフト謂フカ如ク、高札ノ者ヨリ夫々次第ヲ以テ御褒美金并農具被成下、報徳善種金無利息五ヶ年賦拜借被仰付、困民共屋根替迄被下置候處、一同徹骨髓難有奉存、日夜勤働致シ繩索柴薪取之誠意モ相立彌出精緻シ、御主法感通シ速ナル事於御上モ御喜色思召候。然トモ大勢ノ中ニハ四窮民ニ類シ難澁人モ可有之哉、又病難水火難無田無祿借地借家或ハ老人子供等厄介多ニテ及困窮難澁田畑廉作イタシ、村中一同精勤ノ甲斐モ無之、御恩儀モ奉忘却恐入歎敷次第故、可也ニモ御惠被下度、於村一同モ如斯不幸人之儀者何分ニモ勞リ遣度可故事ニ付人撰方悉ク念

入無間違致入札候様被仰付候。扱不幸ニシテ困窮難澁ニ及候モ其本アル道理ニテ天ノ作ル孽ハ猶可
違、自ラ作孽ハ不可違ト申テ、銘々之上ヲ考候得者、前世之積惡カ其身々々之意情トカ、其由テ來
ル所ナキハ無之モノ故、出精奇特人ヨリ見候ヘハ、世上並之振合其儘指置候筋ニモ相見候得共、御
主法之廣大ナル上三君之御仁惠ハ困窮ヲ子惠スト申テ、庶民ヲ子ノ如ク御惠ミ被下候御深恩ニ候。
元來農民ハ稼穡ノ艱難ニ依テ天命ヲ保チ候分限ニテ親祖先ヨリ相續致來候田畑作立二六時中無怠植
仕付刈マトヒノ事ニ艱難ヲ盡候得者、如何様ニモ困窮貧乏ニ陥リ候道無之候得共、親祖先ノ植仕付
刈マトヒニ勤勞ヲ盡シ、人並之田畑家屋敷被讓渡安樂ヲ得候其子供其艱難ヲ知ラズ、身體手足ヲ安逸
ニセンカ爲メ衣服ヲ快クシ、暮方不足イタシ、借財ヲ以押張り虚談僞ヲ構ヘ、或ハ父母ヲ侮リ、昔
ノ人間知ル事ナシトイフノ類天命自然ノ分限ヲ忘イッノ世ヨリ今日ニ至迄困窮貧乏ニ陥ルノ道疑ナ
シ。又天命自然ノ分限ヲ守リ、親祖先ノ植仕付刈マトヒノ勤勞ヲ不忘、春ハ暖ニシテ物ヲ生シ、夏
ハ暑クシテ物ヲ長シ、秋ハ冷シクシテ物ヲ實リ、冬ハ寒クシテ物ヲ藏ムルコトヲ能ク思ヒ、冬寒カ
ランニ衣類ナクシテ不叶事ヲ知リテ、前廉ヨリ心掛春蒔種穀モ冬ヨリ心掛、御年貢モ早ク皆濟シ晝
ハ茅刈柴薪取、夜ハ索繩履草鞋作り、家小屋屋根替等差配ヨリ春ヲ待テ田畑ノ事ニ心ヲ盡スハ、天
地ヘ對シ御奉行ニテ、終ニ自然ト困窮貧乏無之立直リ、子孫亦其積善ノ餘慶ヲ蒙ル是ヲ孝ト云、忠ト
云、イツノ昔ヨリ今日ニ至迄安樂自在ニ至ルノ道疑ナシ。又農民ノ渡世不淨ヲ以清淨ニ返ス本業ナ

レハ、田畑作立ノ肥灰ハ勿論、人糞馬糞草木ノ廢葉履草鞋ノ捨リ塵芥水屋水風呂洗足水等悉シテ人
間之用ヲナシ、終テ不淨トナリ土ニ歸スルモノヲ大切ニ取纏ヒ、田畑ヘ押出シ、其外酒粕罌糟ノ類
價ヲ以買求ムルモノヲモ田畑ニ推讓リ力ヲ盡セハ、五穀ハ勿論蕪菜芋大根茄子黃瓜諸菜ニ至迄共養
之陰德ニヨリテ悉ク生長シ、一倍ノ實ヲ得、人間之用ヲナス事無限、天地神明ニ捧ケ奉ル清淨ノ諸
物ヲ作り出ス本職如何ニモ土徳ノ尊キ所業故、工商ノ上ニ立ツ分限也。能々此理ヲ曉リ、此度御救
ヲ蒙リ候尙人々エハ猶更一同御趣意ヲ押立候様取計可申事。

斯の如く孝悌力農を賞し、農馬農具を給し、金穀を貸與し窮民を賑し、破産を修め、新來の農戸に對
しては、農屋食料より家具器財に至るまで悉皆之を給與して、撫育の誠を盡し、水利を開き、荒蕪を
墾し、堤防を修め、溝洫を通し、橋梁を架け、道路を設けて農耕に便し、或は日課索綯の法を示して
惰民を振作し、農を勧め、善を導き、孝悌忠信を教へ、人倫推讓の道を諭すなど、凡て民の疾苦を除
き、安息する處のもの施行せざるはなかつたので、民心大に感奮し、從來の無賴遊惰の舊弊を一掃し、
勤勉敦厚の風靡然として改まるに至つた。

同四年には行方郡大井塚原二邑に之が仕法を實施してゐたが、矢張り成績頗る良好なるを以て各村
競うて日課索綯を實行し、興復法施行を請願するもの續々と現はれた。けれども一時に之に應ずるこ
とが出来なかつたので、勤業の諸邑に龜鑑たるものを投票せしめて、之を先にし、其年の狀況に由り、

或は五六ヶ村或は七八ヶ村に發業し、益々之を鼓舞激勵したのであつた。そして仕法實施の諸邑にして、一定の年限を經、毎戸の艱難相脱し、闔村復舊の事績顯著なるに至れば、之を仕上ヶ村と稱し、無利息金を貸與して村民の負債を償はしめ、發業以來日課索納積立加入金を戻し、更に終始勤業の勞を補ひ、其培數を給與し、且つ凶荒の豫備として、新に倉廩を造立し、毎戸一口粗六俵の積を以て之を給與して貯蓄せしめた。尙又施行中勦勤の村吏を賞し、永く勤儉の二道を失はざれば、再び貧困衰廢の憂なきこと懇諭したのである。斯くて第一期に於て三十七ヶ村の開業を見、領内舊弊を打破して、荒蕪開け、人口増殖し、租稅產穀九萬三千三百四十苞を得るに至り、發業前に増すこと實に壹萬四千餘苞に及んでゐるのである。

次いで安政二年は第二期の年限に相當せるを以て、爲政鑑に基き分度を改正し、弘化二年より安政元年までの租稅平均六萬六千七百七拾六苞を加へて尙之を平均し、七萬貳千八百五拾八苞を未來十ヶ年の分度を定めた。同年冬の實收は米九萬參千四拾壹苞にて、内平均分度米七萬貳千八百五拾八苞(初期十ヶ年の分度に比較すれば、六千八拾貳苞分内に増加す)を差引殘米貳萬百八拾貳苞は全く平均度外に歸すと雖も、舊の如く古復料を除却し、殘米八千六百四拾九苞を以て興國安民の用度と定め、開墾田畑產出米及報德米共合せて壹萬貳千貳百八拾五苞と云ふ。此期に於て復興成就せる數十ヶ村、租稅產穀十萬二千有餘苞、發業前に増すこと二萬四千有餘苞、人口六萬三千有餘人、發業前に増すこと

二萬一千有餘人の多きに及んでゐる。慶應元年は第三期に相當せるを以て、分度を改正し、安政二年より元治元年に至る十ヶ年租稅平均九萬四千八百拾苞を衰時九拾年間の租稅平均を加へて尙ほ之を平均し、八萬八百八苞を以て未來十年間の分度と定めた。慶應元年の租稅收入は拾萬貳千參百七拾苞にして、内平均分度米八萬八百八苞(第二期平均分度に比すれば、七千九百七拾五苞を分内に増加せり。前後合して壹萬四千參拾貳苞全く分内に増加せるものなりとす)を差引殘米貳萬千五百六拾貳苞は全く平均度外し歸すと雖も、其内壹萬千五百參拾參苞は古復料として舊の如く除却し、殘米壹萬貳拾九苞を以て興復の用度と爲し、開墾田畑產出米及報德米共合せて壹萬參千五百參拾八苞を以て施行したのである。充胤は慶應元年四月致仕し、其子誠胤に封を讓つたのであるが、尙ほ後見として事業の續行を督勵してゐた。然るに第三期の半ばにして戊辰の變に遭遇し、續いて廢藩となつて、事業も自然中止するの已むなき境遇となつてゐたのである。

今茲に其仕法經過の大略を擧ぐれば、弘化二年初めて成田坪田の二邑に仕法を開始してより實に二十七年、此間三郡二百二十六邑中其發業せる一百一邑、内五十五邑は成功し、四十六邑は施行中に屬してゐた。荒蕪を墾すること壹千參百七拾九町(舊壹反歩の地は壹反五六畝となれり。假に之を壹反五畝歩と見做すときは貳千六拾八町五反歩餘となる)であつて、此開墾費凡そ貳萬千八百八拾兩餘、堤防を築き堰を設くる百餘箇所、入費凡そ壹千四百拾兩、溜池堤を築造する大小六百九拾貳箇所、費用

凡そ壹萬四千九百兩餘（溜池築造費には仕法廉勝手廉郷方三廉持のものあり。仕法廉郷方に廉持あり。又仕法廉一手持ありとす。勝手持は古復料より支出せり。郷方持とは郷人足を出し、其賃金は郷經濟より支出するものなり。此壹萬四千九百兩は仕法廉の支出のみなりとす）新溝渠開鑿著名なるもの八箇所、此入費凡そ壹萬五千九百參拾兩餘、其の小なるものに至つては無慮數百、費用凡そ壹萬五拾兩餘、新家作を給與せるもの五百七拾參戸、費用凡そ貳萬五拾兩餘、破屋を修繕せるもの八百八拾壹戸、費用凡そ四千四百兩餘、蓄穀倉廩を給與せるもの五拾貳宇、費額凡そ貳千六百兩餘、厩舎を造與する壹千五拾參、灰小屋を與へしもの七百四拾七、費用凡そ壹萬參百兩餘、窟民の救恤米壹萬四千八百貳拾苞、金參百貳拾兩餘、凶荒豫備の爲め米粟を給與せるもの七萬千貳百四拾參苞、無利息年賦貸付金貳萬四百參拾九兩餘、米壹萬五千苞となつてゐた。

其他の細事は悉く茲に列擧すること出来ないが、此法の施行に依つて藩庫の收入を増すこと拾萬貳千八百七拾貳苞餘、戸數壹千百參拾五戸、人口貳萬千七百七拾五人の増殖を見るに至つた。是等興國安民法の惠澤を洽く領内に及ぼし、藩政史上に大事績を留めたる所以のものは、富田高慶の功勞に終始してゐること云ふ迄もないが、上に明君充胤あり、之を輔くるに賢臣あつて明斷遠慮萬難を排し、此良法を施行せると、藩民能く其法を遵守し、勤儉力行孜孜として倦まなかつた、其協力一致の美舉を發揮した賜物である。明治の新政となつて、斯法中絶し、爲めに領内普く之を施行するに至らな

つたけれども、二宮の明言して、一村成功せば他村の復興する至難に非らざるとせる如く、其惠澤に浴せざる過半の村落も、自然の風化が行はれて勤儉敦朴の俗となり、領内悉く衣食の道を得て、和平富饒の兆顯著となつてゐたのである。

四 興國安民法

中村藩は元祿頃より財政不如意を告げ、爾來聚斂の風行はれてゐたが、天明の凶荒後民の餓殍流亡する者多く現はれ、農村の荒廢甚しくなり、愈々衰弊の一方を辿るのみであつた。益胤藩主となるに及び、之が挽回を企圖し、文化年間改革政治を斷行したのであつたが、未だ其目的を達する甚だ茫漠たるものがあつた。けれども充胤其後を繼承し、富田高慶の意を容れ、二宮尊徳の興國安民の法を採用し、之を領内に施行するに至つて、積年の衰弊を一掃し一朝にして富國安民の實を擧げたのである。

是れ實に中村藩復活の源泉となつてゐたのであるから、藩主充胤の二宮を尊信すること深く、此良法の惠澤を私にするに忍びずとして、進んで幕府の興復事業を補翼せんと欲し、安政元年日光神領荒地興復料の内に金五千兩献金の儀を願出てゐるのである。此時二宮は幕府の命を受け日光神社の荒蕪地の興復に従つてゐたので、公は彼の事業を援け、其成功を容易ならしめんとしたのである。そして二宮は幕臣となつて以來は、其良法を聞き教を請ふ者あるも、許可なくては其法を授くることが出来ず、又縦令許可を得るも、其手續頗る繁異なるを以て、容易に允許を受くること困難であつた。斯くては良法あるも其効を空しうするのみでなく、實に天下の爲め惜むべきこととし、如何にかして報徳の教を世に弘布し、國を濟ひ、民を治むるの一助と爲さんと、書を幕府に呈し、藩臣に周旋せしめ、

遂に公領私領を問はず、弘く之を施行することを得せしめたのである。尙亦公は二宮の位卑く、他に制服されて、思ふ存分に其手腕を發揮させることが出来ないのを知り、其昇格に幹旋の勞を執り、或は彼の歿後其子尊行を推擧して、公の事業を繼承せしめ、明治維新後は其子孫を自藩に招來して、保護を加へてゐたが如き、如何に公が二宮を徳とし、其師恩に報いることの篤かつたかを知ることが出来る。そして公は王室の藩屏として何等爲すなきを考へ、其報恩の誠を盡さんとして、富田高慶の著はせる報徳記報徳論（二宮の言行を記述せるもの）を献上し、畏くも乙夜の覽を賜はり、痛く嘉賞せられ、勅して之を印行し、各府縣に頒布せられたのであつた。

此報徳論は謂ふ迄もなく二宮の思想精神を内包し、實に其興國安民の大哲理を闡明せるものである。今茲に高慶の著はせる報徳論語より其一端を窺へば、眞理は深遠にして而かも平凡の中に現はれてゐるのであるが、二宮の興國安民の法も實に此間に於て理解されるもので、高慶は其自叙に於て此消息を摘發し「夫れ先生の道至誠を以て本と爲し、勤勞を主と爲し、分度を立るを體と爲し、推讓を用と爲し、古今の盛衰を明かにし、萬世の興廢を察し、神儒物の三道に撰び、其令に適する者を取りて之を行ひ、變に應じて之を通ず。且つ圓相に因り以て天地萬物の理を究む。故に其見る所、常に衆に超卓し、而して事を擧ぐる未だ曾て蹉跌せず。衰頹數百年を積む者と雖も、一旦之を興す掌を反すが如し。齊家治國の要を論するに至りては、千言萬語浩々乎として水の窮り無きが如く、其言至近にして、

深切著明、常に目前の事物を離れず。若し夫れ擴めて之を充つれば、六合に亘りて遺す無し。故に言の近き者愚夫愚婦と雖も之を開きて皆懐に了然たるを得、而して至遠なる者は、則知者と雖も能く焉を得る無し。云々」と其肯綮に觸れたものであらう。

二宮は天道と人道との不同を論じて、天道の自然なるに對し、人の勤勞精勵すべきを説いて、禽獸蟲魚の自然に隨ひ、終日汲々として食を求め、得る時は飽き、得ざる時は飢ゑ、唯だ天道自然の道に任して生滅するけれども、人は知慮萬物に超出し、冷く飢寒の憂を免れ、萬世に至るまで其生を遂げ、災害なからしむることを得るといひ、茲に於て其生活を安泰ならしむる爲めに、種々の要求が起つて來る。即ち原野の開墾、五穀の稼穡、機織等の道より儉約勤勉貯蓄其他人に對する禮讓等凡て是れ人の性より發した所謂人道で、是れ衣食住を完うする所以であると云ふ。國を治むる者此分別を明らかにし、仁政を施かねばならぬことを説いてゐる。そして國を興し、民を安んずるに分度を立つ事の要を論じて、

國の大小は異なりと雖も、土地の廣狹必ず限り有り、人別戸數も亦限りあり、國の生財に至つては然らず、今年生々して來歳又生々す、幾萬歳を経ると雖も、生財不止不盡、加之能く人力を盡す時は、土地の萬物を生ずること限りなし。故に余これを名けて無盡藏と云ふ。世人は唯目前の財而已を量るが故に限りありとす。我は年々歳々地より生じて不盡ものを云ふなり。然れども國に分度な

き時は國用節なし、度なく、節なければ奢侈行はる。奢侈行はるれば、用度足らず、國用足らざれば、下民に取ること亦度なし。下民有限の米財を出して、飽くことなきの求めに應ず。國本たる百姓日々に窮し、周歲勤動すれども、弊衣身を掩ふに足らず、食糟糠にだも不飽。仰いで父母を養ふこと能はず、俯して妻子を全うすること能はず、老いたるものは寒を歎き、幼きものは飢ゑたりと呼ぶ。終に家を鬻ぎ田地をひさいで離散するに至る、人事の憂豈是より痛ましきものあらんや。於是人民日々に減じ、田圃年々に荒蕪す、夫れ草木枝葉花實の榮ふるものも、其根の固きが故也。人君の永安は下民の繁榮にあり、其本根の民斯の如く極窮離散の禍に陥る時は、木の根を斷するが如し、花實の衰枯立どころに至らん。此時に當れば、智者も其智を用ふる所なく、勇者も其勇を施す所なし。然れども仁君興り給ひ、廢地を開き、大に下民を撫育せんとし、我仕法を行ふ時は、米金なきことを憂へず、何となれば、仁政を施す時は國富民優なり、虐政を布く時は國衰へ下苦む、盛衰貧富存亡皆君の仁と不仁とにあり、余が衰國を擧げんとするに米金なきを憂へざる所以は、先づ其國の分度を立て規則を定むるが故なり、分度一度堅立すれば、生財年々倍す、何ぞ財なきを憂へんや。云々

大神の豐葦原を開き、安國と平げ給ひし開國の精神に基き、勤勞を積み、艱苦を嘗めて開墾せる土地より出づる米穀をば、悉く分外の物と爲し、年々歳々開墾撫恤の用度として、此潤澤を後世に及ぼす

時は、幾萬の荒地も必ず開け、幾萬の貧民も必ず撫育することを得るといひ、然るに人情の弱點の往々邪道に入るを歎じて、

嗚呼、人情は身貧なれば、其貧を免れんことを願ひ、人を怨み、人を嫉み、其貧苦既に除き富優を得るに及んでは、昔年の艱苦は頓に忘れ、奢侈の心起り、再び衰貧の憂を招くもの、凡情の常なり。一旦艱苦を嘗めたるものども、猶此の如し。況や盛時に生れ、貧困の憂を知らざるもの、嬌奢に流るゝは、水の下流に就くが如し。此故に忠臣義士、一世の間千慮を盡し、萬苦を嘗め、上君の爲め、下民の爲めに、肺肝を碎き、國家の廢亡を興し、上下の艱難を除き、泰山の安きに至らしむるも、佞人奸人一度進み、君を惑はし、分を破り、度を棄て、奢侈遊惰の風を開く時は、積年千辛萬苦の功一時に廢し、國家再び衰弊し、百姓塗炭に陥ること、防堤を決して流水の拒ぐべからざるが如し。此時に當れば、假令忠臣烈士貫山の力ありと雖も如何ともする事能はず。國を興して、此の再憂を生ずる時は、一國を興して、以て後世佞奸嬌奢の基を爲す而已。云々

と、此災患を拒ぐ道は、唯だ分度を堅立して後世を戒むるにありと、一度分度堅立すれば、人君と雖父祖の分を破ることを憚り、また佞奸出づると雖も、嚴刑を恐れて敢て君に奢侈を勸むることを得ないと云ふ、是れ國家を再興し、衰弊を挽回する所以と説き、そして若し此分度を破る時は、忠臣隠れ、佞人進み、奢侈行はれ、百姓塗炭の苦を受け、上下の災害立處に至り、天祿永く盡きんといひ、更に

「此分を守らずして、我一世の丹誠を棄て、國の大患を生じ、亡滅を招くものは、我子孫にあらず、臣下若し分度を破るの計を爲すものあらば、國家の恩を忘れ、上君を亂し、下百姓を虐し、國を亡ぼすの重罪也。不忠何れか是より甚敷ものあらんや。」と極言してゐる。

一國の盛衰は人君の躬行に在ることを論じては、夫れ人君の國を治むるや、農夫の稼穡に於けるが如し、五穀繁茂して實のり多きものは、耕耘培養の力を盡すに在り、國富み民豊かなるは、人君心力を盡し、厚く民を恵み仁術を布くに由るといふ。

若し夫れ一身の榮利を求め、遊樂を肆にし、聚斂以て其費に供せんと欲せば、下民怨望の心起り、業を怠り、田圃荒蕪し、産粟年々に減じ、終に衰貧極り、上は下に取るを以て、益とし、下は貢税を減ずるを以て利とし、上下交々利を争ひ、國危きに至る。夫れ農夫の五穀に於ける、成熟せずして衰枯するは、是れ五穀の罪にあらずして、農夫の怠惰にあるや辨を待たずして明かなり。若し其衰枯を憂ひ、暢茂せしめんと欲せば、周年勤勞し、培養其力を盡すにあり。培養力を盡して繁茂せざる者未だこれあらず、菊花の美ならざるもの、菊の罪にあらず、之を作るもの、過なり。茄子の實のらざるもの、茄子の罪にあらず、之を植るもの、力足らざるなり。昔日まで來れる雇夫の今日來らざるは、雇夫の罪にあらず、之を使ふ者の賃金を與ふる少きが故なり。是に由つて之を視れば、獨り國家の盛衰のみ何ぞ然らざらんや。凡そ萬物の盛衰向背多端なりと雖ども、要する所二者に出

です。二者とは何ぞや、曰與ふると與へざるとの二つにあり。蓋し與ふれば、鳥獸來伏し、草木繁茂す。況んや有情の人民に於てをや。與へざれば鳥獸逃れ去り、草木衰枯し、民心乖離す。彼安ければ、我隨つて安く、彼危ければ、我隨つて危し。何ぞや彼此一物なるが故なり。談曰、百姓足則君誰共不足矣。百姓不足則君誰共足矣。と此の謂なり。

若し苟も國民は我が民なり、勤勞して租税を納むるは下の道なり。之を取つて以て費用となすは、人君の常なりとせば、嗚呼是れ大なる過ちと云ふべし。下民も人なり、人君も人なり、何ぞ彼のみ獨り辛苦して貢を納むるの道あらんや。夫れ君たるの道は、常に下民の爲に禍亂を拒ぎ、災害を除き、窮乏を救ひ、辛勞を補ひ、善を賞し、惡を戒め、老を憐み、幼を恵み、鰥寡孤獨の頼る所なきものを恵恤し、凡そ下民の生を安んずる所以のものは、之を施し、日夜之が爲に心志を勞し、肺肝を碎き、唯其足らざるを憂ふ。是故に下民も亦高恩に感じ、其恩に報んが爲め粒々辛苦の五穀を貢とし、以て納む。他なし。此は心を勞し、彼は力を勞し、互に其勞を通じて國家全く永安を得べし、豈坐ながらにして、而して下に取るの道あらんや。是故に仁政を布くにあらずして、下に取るものに過ぐれば、民日々に窮し、飢寒を免れず。民窮困すれば、國隨つて衰廢す。夫れ斯の如くにして、富榮を得んとせば、猶農夫坐ながらにして、五穀の實のりを求めるが如し。國家を治むるもの豈察せざる可けんや。次に興國安民の仕法を行ふの道は、國弊を矯め、衰廢を擧げ、厚く仁術を施し、

上下の衰貧を除き、永安を期するの大道であるから、之を行ふ者は、必ず親ら下民に先んじて艱苦を嘗め、節儉を盡し、財を讓り、仁愛を以てするを要としてゐる。自ら民に先んずる時は、民其勞を忘れ、能く艱難に耐へ節儉を盡す時は、財餘りあり、克く讓る時は萬服し、仁愛を要とすれば、感戴せざるはなしといひ、そして自奉の節儉の緊要なるを説いて、

夫れ人として一日五合の食なき時は、飢を免れず五合の食あれば、身を養ひ、命を保つに足れり。何ぞ味の多きを食らん。假令山海の珍味を備ふるも、一日數升を食ふこと能はず。然らば珍味は悉く奢侈にして、生養を期するものにあらず。唯汁は飯を導て以て體を養ふの要物なり。衣は寒暑を凌ぐの爲め而已、綿衣にして足れり。其餘は亦奢侈の具なり。然らば我身に奉ずるもの必ず綿衣飯汁の三つを以て限るべし。人身素より羽毛の寒暑を防ぐべきものなし。故に綿衣以て之を防ぎ、又食なければ其生を保つこと能はず。故に飯汁以て飢渴を免る。自ら足ることを知つて、終身自奉の度となす時は、餘財必ず優かなり。之を以て下民の貧困を救ひ、恵恤する時は、誰れか敢て服せざらんや。若し衣は錦繡を纏ひ、食は珍味も食ひ、其業を遂げんと欲せば、道順なる時は害なきに似たり。逆なる時に當れば、衆人の誹謗起り、佞奸業を破るの具となし、精功一時に崩潰す。是他より破るが如くにして、實は自ら破るなり。是故に事を爲すもの不浮不沈中庸の行を要とす。云々と、爲政者の衣食の道を説き、節約を以て人民に其範を示すべきを訓諭してゐる。

最後に國の本は農に在ることを論じて、本末の修理に就き、「傳曰、物有本末。事有終始。知所先後則近道矣と。天地間萬物終始本末あらざるものなし。是故に其本を厚ふする時は、萬物盛なり。其末を厚ふする時は、萬物衰ふ。何となれば、末より本を生ずるにはあらず、其本立ちて然る後末なるもの生ずればなり。故に一木だも其本根を厚ふせざれば、花實の盛なることを得ず。況や國天下に於てをや。」と、そして國の本は民なる所以を説いて、

それ國の本は民にあり。民の本は食にあり。食の本は農業にあり。之を以て農の道盛なれば、民優なり。民優かなれば、國家の盛衰何ぞ論ずるを待たん。蓋し國の衰廢するもの一朝一夕の故にあらず。農衰へて民困苦し。民飢渴を免れずして然る後國の大患となる。如斯國の大本にして重んずべき道を、往々農事は卑賤の業なりとす。他なし。本末明かならざるが故也。其明かならざるもの、譬へば池水に落葉の浮ぶや、水ありて然る後に落葉浮ぶと雖も、浮ぶもの積る時は、之が爲に池水を見ることを得ずして、池の本たるは水にある事を忘れ、落葉を以池となすが如し。若し水を見んとせば、其後に積れる落葉を掻き分けて見ざれば、水は本にして落葉は末なる事を辨じ難し。

と、そして農業の凡ての本源たるを説き、其他財寶の如き末なるもの何んぞ云ふに足らずと、世の尊び羨む所の數は、皆な末に在つて、國の大本にあらざることを知らねばならぬといひ、農の尊ぶべきことを強調してゐる。

嗚呼農業は人々の賤しとするもの、如し。其賤しとする農事を國人擧つて是を行ひ見るべし。期年耕せば、數年の食を得、彌々耕せば、彌々優かにして、身を養ひ、生を保ち人々足り、家々優かなり。數百千歳を経ると雖も、聊かも立つべからざるの憂なし。前には擧げて諸道を行ひ、數日も立つべからざるもの、今は農を爲して、百千歳と雖も飢渴の憂なく、其困苦あることなし。之他なし、誠に國家の大本なるが故なり。然らば則ち數萬歳を亘つて飢ゑず、寒へず、人事の憂なきものは、本にして飢渴忽ち至り、數日を支ふべからざるものは、必ず末なり。此末なるものは、本に由つて生ず。池中水あるが故に落葉浮び、木根全きが故に、枝葉の榮ゆること何の疑があらん。農の大本立ち、米粟優かなるが故に、諸道起り、儒佛の道も行はる。一日も農業廢する時は人食滅す、人食なき時は命を保つこと能はず。命を保つこと能はざれば、何の道か存する事を得んや、然らば君の尊き農あるが故なり。士工商の盛なるも農あるが故也。金銀財寶の貴きも農あるが故也。且つ諸道の爲めに農を立つるにはあらず、農の爲めに諸道を立つる也。云々

尙亦士工商の末にして、農の本なるにも拘はらず、本を輕んじて、末を重んずるの不合理を説いて、然らば人君以下士工商は皆農人稼穡生養の妨げなきが爲めに立てる所にして、士工商の爲めに農民を立つるにはあらざる事明か也。然して後世に至り、假に立つるを以て貴とし、本來の民を以て卑しとし、本を輕んじ、末を重んじ、士は民の爲に力を盡すことは少くして、多く米粟を得んことを

欲し、工商は財利を専らにして、奢侈に趨る。然り農民而已風に櫛けづり、雨に沐し、寒暑の苦をも忍び、稼穡の艱難を盡すと雖も、困窮を免れざれば、往々末利を望んで業を廢す。民業を廢せば、土地荒蕪す。土地荒蕪すれば、賦税減す。賦税減すれば、國衰ふ。國衰ふれば、土工商衰貧立處に至り、國家の憂ひとなるもの、其本根たる農事廢するが故なり。

譬へば蓮の泥中に根ざして空中に開花するが如し。其根泥中に全きが故に、花葉甚だ美なることを得、其根は本なり、其花は末なり、而して末なるものは美にして、本なるものは美ならず。美ならざるが爲めに賤んで、其本源を棄つる時は、美として貴びし花葉忽ちに衰枯す。故に聖人其斯の如きを察し、自ら讓道を行ひ、艱苦を民と同ふし、節儉質朴を主とし、大に仁を布き、下民を恵み、一身は替へて是を憐み、衣食住を安んじ、農事の辛苦を補ひ、税斂を薄ふして、民に幸を得せしめ、之を撫すること子の如く、之が爲めに日夜心志を勞し給ふ。故に萬民感動して、其業を勵み、其生を樂み、君を仰ぐこと父母の如く、生財日々に優かに國家盛富にして、永く靜謐なるもの、他なし其花葉を主とせずして、大に其本根を厚ふするが故に、花葉の榮え求めずして自ら其中にあり。

書に曰く、民惟邦本。本固邦寧と、これの謂なり。此故に古より國の本たる農業の道盛なる時は、國豊富にして仁義禮讓行はれ、四民各其生を樂めり。此道衰ふる時は、國衰貧にして災害起り、四民手足を置く所なく、敗亡を免れず。天下國家の治亂盛衰は多端なるが如しと雖も、要する所本根

の盛衰に由らざるはなし。然らば則ち古今となく國の衰廢に陥るもの、其本根の衰弱なるを憂へずして、末葉なるもの大に蔓延し、其末のみを尊び、其本を薄ふするの爲す所にあらずや。然して國の衰を擧げ、廢を興さんとするに、廢する所以の道に因循して、其本を厚ふするの道に歸らざる時は、假令六藝に通じ、力山を動すと雖も、益々勞して彌疲弊す。亦何の益かあらん。故に克く本末輕重の由て起る所を明かにし、其末なるものを損して、其本を厚ふし、大に百姓を恵恤し、其艱難を憐み、其窮苦を除き、其生を安んじ、農業を努めしむる時は、國人皆農は國の本にして貴き事を知り、惰風速かに改まり、勤農を主として、末利を逐はず、土地開け生財豊かにして、仁義の道與る何の難きことかあらんや。嗚呼大なる哉、農業の道、一度盛んなれば、萬事萬物是に由つて生じ、一度廢すれば、萬事萬物皆廢す。何ぞや國の本は民にあり、民の本は食にあり、食の本は農業にあり、豈惟民のみならん。凡有生のもの食なき時は、一日も立つべからざるが故なり。

是れ實に高慶の報德論語の概要にして、而かも二宮の抱く思想哲學であらねばならぬ。興國安民の法亦之を其精神としてゐるもので、此思想哲理を以て積年の衰弊を挽回し、國家富饒の實を擧げたのは、實に是れ中村藩であつた。

色白・色肌



ひげそりあとに
二三滴伸して下さい
お肌は健康色に
美しく輝きキリッと
ひき締ります

ドーフート

店商平箕平京東

第三章 藩と民政

一 忠胤と仁政

中村藩の民本思想は忠胤の施政中に最も濃厚に現はされてゐるので、公の承應より延寶に至るまでの治世は、實に民は國の本なりとの思想を以て一貫してゐる。何時の世に於ても民の最も恐るべきものは聚斂即ち苛税であるが、秕政と仁政との分畧も此處に於て定まるのである。忠胤は夙に意を此處に注いでゐるので、質素儉約を藩政の中心思想と爲し、諸費を最少限度に留どめ、民の負擔の軽減に専ら努めてゐた。明暦二年に領内の大檢地を行ひ、田畑並に村の位制を定めてゐるが、それに據れば田畑を其地質に因つて九段に分け、一段の中を更に三段に細分し、合せて二十七段の制を施き、亦村も交通の便否等を考慮に置き、九段の村位を設けてゐる。是等全く民の負擔の軽減を慮り、賦課の公平を期するが爲めであつた。そして公は常に役吏に對し、聊かも收斂の廉なきやうと戒告してゐたのである。明暦二年國老池田八右衛門等に與へた手書の中にも、

一筆申遣候。當年は百姓手づまり迷惑の由承之、何より以民の迷惑致候段敷敷候。如何様にも百姓休申候様に諸事可被致候。我等事不自由にては百姓さへ寛き候は、手前の不自由は神以少しも厭

ひ不申候間、必左様に被致存寄の段候は、可被申越候。我等領分の六萬石は全く我一人の六萬石に非ず、六萬石の六萬石と存候て、皆々共に迷惑不致様に仕度念願に候。委細左衛門與左衛門より可申遣候恐々穴賢

三月九日

猶々百姓共給物なく候而及難義候由何より何より我等一人の様にかなしく候。其方達油斷は有之間敷候得共、能僉議いたされ、民のくつろぎ候様に致さるべく候 以上。

と、是等「我等不自由にても百姓さへ寛ぎ候はゞ、云々」といひ、また「我等領分の六萬石は全く我一人の六萬石に非ず、六萬石の六萬石と存候て云々」といへる。藩主の民に對する全く親の子に於ける情を以てしてゐるので、君臣一致苦樂を共にすると云ふ其精神が強調されてゐるのである。

公が治國の第一義を慈悲と云ふことに置いてゐたので、鰥寡孤獨に憐愍を加へ、癡疾不具者を傷はり、病人に對し醫藥を施すなど仁政に留意すること深かつたが、或時長松寺の極圓に所懐を述べて、

第一に民百姓を憫みて吾身を捨て、人を濟はん

善惡に迷ふ心の野邊の末道踏分けて導くや君

の二首を贈つたが、極圓之に答へて、

身を捨てし君の恵に民も亦身を委ねてや君につかへん

嗜さ好む野邊を後ろにして行けば塵無き里はやがてそこへ

と、其詠歌の應酬をしてゐるのである。

是等公の中村藩に對する仁政の其片鱗を窺ふに足るものであるが、公の美政は如何に後世君侯の木鐸となつてゐたかは、白河樂公羽が公を水戸光圀、保科正之等と共に十善人の一人に算へ「家中ノ諸士ニ能ク儉約ヲ教ヘテ足ルコトヲ知り、其身ノ費ヲ留メテ民ニ取ルコト輕シ、領知ノ仕置ヨリ、旅人モ其道ニ出テシテ願ヘリ」との讃辭を以て評してゐるのである。

二 益胤の民政

忠胤の民政は後世中村藩の其木鐸となつてゐるものであるが、元祿頃より財政不如意に加へ寶曆、明和、安永、天明と天災事變が繼續起つてゐたので、此頃同藩は財政甚だ困窮し、聚斂漸く其度を深刻にし、民の耕土を捨て、他領へ逃亡する者多く現はれると云ふ、一藩の疲弊困憊極度に達してゐたのである。之が衰國の挽回と窮民の救済に一大決意を爲し、文化年中藩政の釐革を志したのは、實に益胤であつた。公は忠胤の思想を繼承して立つてゐるもので、夙に先哲の言行を知ること努め、殊に白河藩主松平樂翁や米澤藩主上杉鷹山を敬慕し、其治蹟を討究してゐた。殊に樂翁の國本論を書寫し、座右の銘としてゐた程であつた。樂翁は云ふ迄もなく近世の偉人で、彼も幼少の頃より古今の聖賢の事蹟を究め、即ち徳川吉宗とか、保科正之の如き明君の行蹟を尋ねて、自らもそれを學ばんと心掛けてゐたのである。彼は世子の時に既に藩君としての修養を十分に積んでゐたので、其理想抱負を書いたものは、實に其著「國本論」であつた。此書中には全く驚異に値すべき事實が書かれてゐるので、彼が高貴の身に生まれながら、實際其體驗を積んだ人よりも一層下情に通じてゐたと云ふことである。彼は君と民とは同じ人間で、其異なる處を單に徳器を具備すると否とに於て之を認め、彼等の今日地位を得たるは、全く先祖の餘澤に依るものといひ、藩君の道は仁政を民に施くに在つて、民の

苦難を知らず、唯だ苛斂を事とするを極力排し、聚斂の臣は盜臣にも劣ると極言してゐるのである。されば彼は一度び藩君となるに及び、平素抱いてゐた民本思想は遺憾なく白河藩に實施されたので、永年の國家の衰弊は興起し、藩民亦悉く其生を完うすることを得て、彼の明君としての令名は普く天下に響いたのである。

益胤の中村藩に於ける國家的實情は恰かも鷹山や樂翁の境遇に髣髴たるものがあつたので、之が公をして此の二明君の行蹟を學ばんとしたのである。公は連年の財政的疲弊、借金の漸増、家中の困憊、農村の荒廢等、是等全く打捨て難き状態となつてゐたので、文化十三年改革政治の斷行となつて現はれたのであるが、先づ此新政を施行する爲めに役人の改廢、人材の登庸が行はれてゐた。此改革政治の眼目とする處は、藩費の一大緊縮に在ることは云ふ迄もなく、六萬石の財政を一萬石の格に縮少し、諸般の經濟を一萬石の諸侯に則り、五ヶ年間大節約を勵行し、此間他より決して米金を仰がざらんことを期したのである。そして公自ら其範を示さんとして、綿服に一汁一菜と云ふ粗衣粗食を敢行し、之を一般士庶に及ぼしてゐたのである。公が文政年間嚴重なる儉約令を施してゐたのであるが、此頃家中其他領民の困窮する甚だしきものあつたので、之を憂慮し、有司に命じて懇篤なる諭達を發してゐる。其書中に「此節御家中の面々追々年を重ね難澁相募、平生扶助の行作奴僕の業を免かれず、實は老養幼育の兩道も不任心相怠り深く相歎候段一々御賢察被遊候所、是全親子の罪に無之、御當代に

至り初て此域に入候儀は御上の御不徳と思召候得べ、尙更以不被爲忍御見聞云々」と云ひ、民を咎めず、自らの不徳を責めてゐる。是れ仁君に非らずんば能はざる處である。

益胤民治に意を傾注してゐたので、中村藩の農制此時に於て完備の域に入つてゐる。文政年間年中行事なるものを制し、郷村吏員の取扱方を規定し陣屋の壁書としてゐた。茲に其全文を掲ぐれば、左の如きものである。

年中行事

一、村々仕法緩候得ハ末々曲事等多く相成候故、御撻倒之事數々相成、御用數多相成候事ハ皆下より起候事ニ候得ハ、此所役々中能々勤辨仕、愚昧之百姓へ致教導、兼而被仰付置候御條目爲相守實義不取失、御政事向急度相立候様平日心掛可申事。

一、毎月晦日々々肝煎宅へ百石頭寄合仕候而出生着帯病死之届小帳ニ取調候而翌月朔日陣屋へ寄合手代へ差出、手代方より郷中一冊に取調べ、十日迄に代官へ指出可申事。

一、欠落もの有之候節ハ五人組親類早速尋ニ罷出、御國中ハ勿論行衛相知候は、他所領迄も相渡り引戻可申事。

若し行衛相知不申見付兼候時ハ、人相書並其節裝束所持之品々惡事等有無委敷取調、組合親類連即之書面一通り外ニ肝入より之披露書相添候而、出奔之日限より九日目迄手代ニ指出、手代より

早速代官へ相出可申事。

一、三男三女より末之出生へハ御指紙相下り次第ニ本人陣屋へ出し、御定養育料被成下候段代官より申渡候事。

年々被成下候俵數並金之兩數迄致書面申渡之節相渡候事。

一、火事有之候節ハ手代村目付立合ニ而焼失之品並殘分相改め帳面へ取調致、役人連印ニ仕、火元書取候而代官へ申出、取扱方可得差圖事。

但外組ハ給人焼失へハ手代立合不申、組頭村目付ニ而相改候事。

一、縁組其他諸親類合之儀、月三度之寄合ニ而可申出候事。不時ニハ不出申様兼而心掛可申事。

一、村々遊民有之候而ハ兎角諸人之障リニ相成候。遊民無之様肝入村役人急度心を付撻倒可致事。手代よりも兼而心を付見聞可仕事。月々行事左之通り

一、在郷給人郷士御目見左之通

御在國ニハ給人ハ三日五日郷分けニ而、郷士ハ十日御留主年ハ十日ニ手代一人づつ、右之通御受被遊候事。

一、百姓ニ不限在住之者ハ給人郷士其外共三日過候ハ、農具之類藁仕事相始、其外夫々手職を持候ものハ無油斷取付候哉、心を付怠り候もの猶有之ハ、役々より撻倒可仕事。

- 一、陣屋初寄合之節日限其郷々より相究置可申。毎月陣屋寄合三度づつ可仕事。
- 一、組頭手代村目付其外ハ組給人毎年正月始陣屋寄合仕り、年中勤向諸事御取扱事被仰置候御條目末々のもの共迄相守、實義不失様郷村曲事無之様取扱候義肝要ニ候。
- 一、十五日方肝入村役人村中不殘寄合仕候而、公儀御制札並兼而被仰付置候御條目爲讀聞、且ハ年中之行狀をも可申合候。殊に年始めには人氣緩み候得ハ、惡事無之様嚴重に可申合事。但津方にてハ濱御制札をも爲讀聞候様可致候。
- 一、御用村用橋板水樋取替之義早春手透之節可取付場所十二月中申出、水奉行肝入見届材木之員數取調、十二月書上げ差紙取置候而、正月陣屋初寄合之節村目付山檢目出會付札取極め、海道并道橋水樋掛替出來候節村目付改受、尤早春出來仕、農業之手後ニ相成差支無之様可仕事。
- 一、百姓之働方之義都而手後ニ相成不申様、其年之時候ニ應し前度々々と心掛、來月を待候様可致候。農業手後ニ相成其節々を違候而ハ、自然と違作ニ相成、作徳薄く農家之衰微之基と相成候間肝入村役人此所へ心を付取扱可申事。
- 一、零年人別調後欠落もの名前年付持高迄取都當月會所へ差出可申事。
- 一、零年出生ニ病死入百姓欠落迄増減差引之調、右同斷。
- 一、戸數人別牛馬作ハ高反別之改帳面廿日限り取調實印を取り陣屋へ相出可申事。

- 一、是迄之通毎年正月之内御領分中戸數人別牛馬改被仰付候間、左之通
- 一、在郷住宅之御城下侍並同並之面々寺社方給人郷士足輕長柄之者山先御水主諸職人又家中共ニ在郷ニ而人別一圓に改候様被仰付、尤本侍ハ帳面ニ不載。但給人郷士ハ組頭立合其外右に準し其組々頭立合。
- 一、他領他郷へ參り居候ものは歸宅仕、改を受可申事。但奉公に出居家抱居候ものハ家抱人之分ニ而改を受可申事。
- 一、人別改帳面認め方面ニ承知之通
- 一、人別改出來候ハ、手代ニ而一村宛之都合布板行之帳面へ認め三月迄ニ會所へ相納可申事。
- 一、江堰普譜又ハ御田地開發前例田畑直しの類代官改ニ相成可申、品々ハ肝入水奉行立合ニ而廿五日限り内改致帳面ニ取調晦日限り陣屋へ差出、郡代春郷見之節見分場有之候ハ、前度ニ會所へ可申出事。但畑方開發ハ秋初より追々申出置改を受可申事。又普請之場所ハ人足積り共ニ相出可申事。
- 一、郡代春郷見日限可申出事。
- 一、田畑鹽除風之爲め諸木取立可然場所ハ申出得差圖一ヶ村切ニ肝入村役人引受居、一軒ニ何本づつと割合致し、春秋兩度休日之朝仕事杯ニ爲植可申事。

- 一、種浸しの日限ハ陣屋寄合之節申合候而村々へ申達候事。若し浸し方延引致候もの有之候ハ、遂吟味爲浸可申事但作り反別へ不足無之様肝入兼而之通心を付候様可致事。
- 一、川より初鱒上り候ハ、代官手代之内より送狀以郷々宿續ニ而御臺所へ差上可申事。
- 一、不行跡之者博奕打入札當月村々より取都、代官へ差出郷目付立合ニ而開封帳面内一枚ハ立合封ニ而會所へ差出可申事。
- 一、寄合之節人別改日限可申合事。
- 一、月境ニ相成候ハ、若者を呼出候而仕事何々出來帳面ニ取調可申候。尤鍛頭のもの立合取調可仕事。

二月中

- 一、堤々水掛之積り村々田耕都合何程と申義水奉行肝入見届當月初迄取調置、春郷見之節差出可申事。
- 一、江塚并道橋普請江拂等地形掛り手代水奉行立入人足土方早く申付無油斷爲働、晦日限り出來候様毎度より心掛可申候。尤預り之村ニ出來候ハ、寄合之節肝入水奉行より届可申出事。
- 一、分一帳磨十五日迄に會所へ差出可申事。
- 一、御物入普請場ハ人別改廻村之節代官見分を受可得差圖事。

三月中

- 一、田畑開發井川欠砂山押掛田畑直し等之地面ハ代官廻村ニ而村々改を受候様可致事。
 - 一、御田地境紛敷事無之哉肝入水奉行兼而心付扱切ニ見届置候様可致事。
 - 一、組頭手代村目付廻村致し着帶改可致事。
- 三月中
- 一、種揚候日限ハ陳屋宿郷ニ而、肝入中申合可致差圖事。
 - 一、種蒔前肝入方ニ而苗代相改作り反別へ不足に無之哉、吟味可仕事。若し不足のもの有之候ハ、控地又ハ新苗代爲立、反歩へ相應に爲蒔候様肝入入念ニ取扱可申事。
 - 一、けつり草蒔敷の日限陣屋寄合ニ而申合隣郷迄取合之上郷内觸出可申事。
 - 一、海道掃除大橋小橋等に至迄殿様御上下前日に海道奉行改め撈倒入念ニ手入可致事。
 - 一、付海道筋手入之義ハ一ト郷切に引合仕、是より北何百間何村預り杭打置可申候。月々兩度つゝ海道奉行見届手入不宜候ハ、肝入へ斷り爲置可申候。不手入ニ候ハ、兩役可爲越度事。

四月中

- 一、殿様御上下之節代官御廻米奉行郷目付御城下侍并手代御殿間檢斷其外在郷給人郷士其外山先寺社支配之社家修驗兼而之場所へ罷出候事。

付忠行孝行貞婦子供五人養育七十歳以上御田地出精ニ付御褒美頂戴之者も兼而之場所へ相出候

事。

但銘々に立札肝入より一人づつ引受人相出候事。

五月中

一、田植取付之前日苗之多少致吟味爲取付候義肝要之事に候。過苗ハ猥りニ拾不申、若し不足之村も有之候ハ、申合爲植候様取扱可申事。

一、田植仕舞に相成候村ハ肝入より手代へ届可申、郷中植仕舞相成候時ハ、手代より代官へ申出候事。

一、水無し苗無し之類出來候年柄ニハ肝入より前度に手代へ申出、手代より代官へ申出置候事。但多分に有之時ハ會所ニ可申出事。

一、濱より初鰹上り候節ハ肴奉行より送狀相添濱より飛脚ニ而御臺所へ差上可申候事。

六月中

一、駒役牛役鐵炮役勘定十五日迄取都出來置候而、日限被仰付次第に會所へ相出可申事。

一、隱居家督跡式掛り寄合ニ而取都十日寄合代官へ相出可申事。

一、年ニ依り水無し苗無し等ニ而仕付掛り之地所有之候ハ、水奉行肝入相改め小帳ニ取都、陣屋へ相出手代より代官へ差出候事。

但給人郷土足輕山先御水主地所之類有之候ハ、相改め小帳本人へ相渡、支配頭ニ差出可申事、

一、組頭手代村目付着帶改廻村之事。

七月中

一、村々川々江筋苅拂可仕事。

一、前後役錢陣屋へ取都役人合力并渡し方差引殘金錢十日迄ニ會所へ納可申事。但十兩以上ハ給人飛脚之事。

一、朔日より手代陣屋へ相詰め軒馬目六仕立ニ取付、二十日迄之内肝入預り之面付帳へ宛合致、晦日限り會所へ差出可申事。尤も馬違無之様可仕事。

一、青田見分相濟候ハ、作り高平均并早稻中稻檢見有無取調代官へ差出可申事。檢見入候ハ、組數村割日割前日ニ申出事。早稻ハ一ヶ切ニ作高調書差出可申事。

一、川より初鰹上り候ハ、代官手代之内より送狀を相添、川元より飛脚ニ而御臺所へ差上可申事。但二番三番迄右同斷之事。

一、不行跡之者博奕打入札正月同様之事。

一、當月八日農家手透之節田畑并用水道筋障木吟味之上爲伐可申事。

一、郷見御通筋道橋當月より八月初までに手入可致、尤御宿割ハ郷見御出立之十日前に申上候事。

但御道筋直し候事も有之候ハ、是亦前日可申上事。

八月中

- 一、檢見御箇條出入之爲め十日限り陣屋へ差出可申事。
- 一、内見取付之日限陣屋へ寄合之節申合當日奉行肝入爲相詰組割手代より相出候事。但惣奉行肝入居候内奉行へ達し陣屋之試春法下見届之上村々ニ爲相詰候事。
- 一、春法跡代官改相濟候ハ、宵年之上、改差引増減書一枚代官へ相出可申事。
- 一、郷見御出郷前に春法折本相下り次第ニ銘々書入増減書而一通相添代官へ相出、代官より郷見前日御泊り村長飛脚ニ而相出候事。宇多郷ハ御出之老衆御宅へ上候事。
- 一、檢見中ハ手代陣屋へ詰居候而日ニ元引高取調可申事。但郷見前日御泊りへ差出可申事。
- 一、給人郷士山先知行所格別ニ改違作引捨ニも相成候分檢見願陣屋へ申出、水奉行肝入相改小帳へ取都兩印仕、陣屋へ差出代官調印之上檢見奉行へ斷可申事。
- 一、組頭手代村目付着帶改廻村可致候事。

九月中

- 一、早穀差殘相渡り次第改村割日限相定、早々濱下仕、廻船之砌差支無之様心掛可申事。

但米拵俵拵之義、御定之通前廉より改摺倒少しも廉末無之様可仕事。

- 一、種粃者稻之儘ニ而水浸仕、赤米無之様無怠撰穂爲致、作り反別ニ應し爲取候様手代地方掛り水奉行肝入より可致摺倒事。

付作反別相應ニ取候哉、肝入方ニ而銘々帳面ニ調代官へ差出可申事。

- 一、穀積立之節ハ手代一人宛相詰代官送り相成候事、稀ニハ代官相詰候事有之候事。
- 一、畝掛帳廿日限り會所へ差出可申事。
- 一、雜石高當人馬晦日限りニ會所へ書上ケ可申事。
- 一、村々小入帳一ヶ村ニ而二冊宛代官綴印致し、藏高持候給人郷士足輕百姓之内無相違付へくものを吟味之上貳人宛申付、九月中村々へ相渡、十月より九月迄之上納諸掛物并御上より被相渡候諸品代等迄不殘付候様申付、十月帳面取上ケ代官見届之上、一冊ハ其村へ相下ケ、一冊ハ陣屋へ納置可申候。尤御目付廻村之節折々見届候間、付違無之様可申付事。

十月中

- 一、出役御勘定會所より達次第ニ差出ニ相成候様、月初寄合迄帳面取極め、帳面仕立方、金錢之員數手代見届置候而日限被仰付次第ニ引受役人相出可申事。
- 一、御用御家中前金薪廿日限りニ皆濟申付、濟切届晦日限り通帳引掛陣屋ニ而見届可申事。

- 一、代官勘定之取都手代陣屋へ相詰無油斷取調會所へ差出、達し日限よりも兩三日も先に中村へ相詰諸廉へ突合相濟候上ニ而會所へ差出可申事。
- 一、御扱米非常圍并郷役勘定も右之節差出可申事。
- 一、萬出役并諸廉役金月初陣屋へ取都可申事。
- 一、萬拜借米無油斷取建可申事。
- 一、田耕明年ニ残り候而ハ不作之基に候間、肝入水奉行嚴重ニ致撈倒一同ニ出精爲致可申事。但谷地田ハ春うなへにても可然候。
- 一、組頭村目付廻村ニ而着帶改可申事。但手代ハ御勘定調ニ付相除候事。
- 一、農夫喰御貸付米晦日限りニ取建可申事。

十一月中

- 一、五日より手代陣屋へ相詰御年貢取建勘定取都可申事。但右取都次第肝入面付帳へ突合致し、地方掛手代より年貢米切手一人切ニ相渡可申事。
- 一、御收納濱下肝入方ニ而先月より無油斷撈倒致し、御家中納郷用之外村藏に残り不申様爲下可申事。

但濱下延引仕候もの有之候ハ、肝入方迄吟味仕、右之譯柄手代迄可申出事。

- 一、名寄勘定取調十五日限り前後目六引合出来候様可致事。
- 一、隱居家督跡式共ニ寄合ニ而取都十日迄に代官へ申出候事。
- 一、非常圍并八分一粗其外納粗之類陣屋より割出し次第取立、陣屋より達次第ニ御藏ニ相納候様心得置可申事。
- 一、猪狩願之時ハ當月十二月二月之内山追但し役人出府ハ御精進日除き可申事。
- 一、御藏締前に濱藏締日限可申合事。
- 一、村々藏納何分手繰仕、當月晦日迄には戸締相成候様肝入々々心掛可申事。
- 一、自分非常圍是亦納切可申事。

十二月中

- 一、浮役金錢御藏締同様十日迄皆濟取立可申事。但浮役金錢上り之内迄役人ハ合力并前渡し方を差引残り廿一日迄に會所へ差出可申事。尤拾兩以上ハ給人飛脚拾兩以下ハ村役人飛脚之事。
- 一、江戸夫丸上綱抱代上り御斷次第に割合置、十日迄に取都候而十三日ニハ西館へ相納可申事。飛脚ハ右同斷。

- 一、雜夫食改廿日限りニ可差出事。
- 一、御在國之年ハ御目見出人取都、廿五日迄ニ代官へ差出可申事。但給人郷士改名願有之候ハ、廿五日迄に代官へ可申出事。不時ニハ不被相濟候間、此旨心得居可申事。尤差合之改名ハ不時ニモ相濟候事。

一、前之通り御兵具御用鶏毛一軒一本取都而御兵具奉行所へ相納候様改り文政未之十月より定斷ニ被仰付置候間、年々十二月初ニ取建相納可申事。

一、被仰付候行事之内々大豆蒔方稻刈撈倒之義無之候處、大豆ハ田植前ニ爲植可申、稻ハ早刈不宜又格別に後候而も不宜候間、其時を見計撈倒可仕候。

右之通年中行事之定被仰付候間、陣屋壁書ニ致置、年中無油斷相守可被相勤候。勤向之義ハ勿論行事有之義ハ其時之御指圖不被成候間、無滯様相勤可申事。

公は農業を重視する上から藉田の式を行つてゐた。之は元來支那周代の勸農の禮に倣つたもので、米澤藩に於ては上杉鷹山の時に自藩に農業の重んずべきを普く知らしむる爲めに此儀式を行つてゐた。之を要するに國家存立の基礎は實に農民に在つて、彼等の天職とする處は衣食の二道に他ならない。是れ農耕機械の重んずべき所以で、藩主自ら鋤を執り、田を耕し、其艱難を試み、以て一番に其精神を徹底せしむると云ふ趣旨の下に行はれてゐたものである。公は治國安民の要は農を勸め民を足らし

むるにある旨を述べ、即ち民は國の本なり、其の本亂れて未治まるものなく、草木は根本を堅くするが故に枝葉繁り、根本弱ければ枝葉衰ふるは自然の理である。故に國の本たる民の富を増進し、民をして安きに置くは、即ち國家を繁榮ならしむる所以の道に外ならず。國富み家榮えて民法を犯し、姦惡を起す者寡く、未だ民の恒産なくして恒心あるを聞かず。其非をなして放肆なるは、概ね衣食足らず、饑寒身に迫るが故であつて、民の放肆邪思の念を除かんと欲せば、先づ民をして足らしむるに若くはない。民足つて後に富ましめ、民富みて後に仁義行はる。是れ自然の理であると、大に勸農の法を説いてゐるのである。

農家中勸書

在々之儀殿様御直に御世話被遊、追々御家老郡代方より御教諭方勸農之御趣意其外被仰付之條々、其時々相達し置かれたる事、大勢の中には吞込惡しきもの有之、又役々の諭し方不行届之筋ありてか、逸ニ不相通向も相聞候ニ付、此度代官出府之上思召を相伺、御指圖之御意味合悉敷役向之心得を以て申聞かせ置候間、何れも緩々聽聞可致也。給人郷士ハ前々より仰付け置かれ候通り鎗等筆第一に出精仕り、御奉公専ら心掛け足輕以下諸奉公人も其廉々持前之藝術を能く勵み御奉公出精致し、都而農家ハ兼々御上ハ不及申陣屋役人在役人迄尊み敬ひ、懇懃に萬事御上の御爲めになるやう奉公人は専ら忠勤を心掛け、一同兩親を始め老人を大切に仕り、萬端念を入れ丁寧に取り扱、何分心支氣

の毒等相掛けず、格別骨折之業ニハ代りて成るべき丈け致させる様にして、行跡を正しく、不義不埒を慎み、夫々の藝術を嗜み、家内睦しく、農業を出精して作徳を積み、奢を禁し、儉約を守り、身證豊に非常園等迄行届、如何なる不時の災難ありて難澁何の滞りなき様ニ仕る事ハ第一の孝行なり。老ゆる程多分骨折太儀を厭に思ひ、樂を好むものは人情の常なれども、通例農業野山之稼ハ夫相應に與へても致さすへし。其好みに任せ餘り樂をのみ致すれば、月を重ね年を積みて弱り、老耄して早く死するものなれば、左様ならざる様、夫々の仕事程よく致させ臨終まで達者にて天命を遂げさする事孝行也。又兄や年増の者をば敬ひ、諸事睦しく従ひ争はざるハ兄や年増の者に仕ふる道なり。子供や弟年劣りのものには第一人たる道夫々の業を懇に教へ、不行跡不働等せざる様導くべし。若し不働不行跡なれば、嚴敷呵り戒めて善に赴かしむるを慈愛と云ふ。扱女は物毎しつかに柔和にして父母の教に従ひ、それ〴〵の業を仕習て嫁入すれば、舅姑夫に従ひ、少しも逆はず、萬端律義に夫の兩親祖父母や夫を大切に何事も丁寧に取り扱、其家風をよく覺へ、農業出精ニ相働き行跡を正しくし、不埒の立振舞少しもせず、孝行貞婦の道に合ふ様に致すへし。夫の死後は子供の世話になるものなれば、子供の申す事に従ひ、世話致すを婦の三徳と云ふ。云々

一、何れの御國にても三つの御寶と申すハ正しき御政治其一つ也。御土地多く有る其一つ也。又何程御土地あつても人なくてハ御年貢納らず。仍て人の多きハ其一つ也。此三つのものハ第一の御寶

故御高調在々の人別帳毎年正月元日桐の箱入にて殿様御戴き被成事金銀珠玉よりも第一となさる農家故兼々厚く御世話なさる事なれば、農家の事に取てハ毛引なき様作り能く御年貢を納めて御公務料御國用と仕るべき事なり。然るに大勢の中には御年貢を納め兼ね村役人組合親類の厄介になるものあるは、誠に天下の罪人にて餘國にてハ永牢に入れられ、又昔ハ譴責になりたる所もありしと也。誠に恥敷事にあらずや。乍去何ぞ變難に逢ふか或は病身等にて無據上納不足の者あらば、親類五人組にて辨納致し、是非濟ますべきハ古法なり。然れども困窮者ハ是まで御年貢不足へハ拜借も濟したる所、此度より相濟まさるハ、勸農の御世話もある砌、猶又厚く御手宛あるべき處、逆なる仰付けられたと思ふべき事なれども、全く下の困窮を御見捨被成と申すには無之、油斷より起りて難澁に踏入るを御嘆はしく思召、面々の覺悟を極めて往々引立つべき爲め餘國の事、又は昔の書物などの中よき事に御基き被成、御年貢不足の拜借并に縁金馬代拜借古百姓御扱の類相止められ候也。三州松平村ハ東照權現様御出所故無年貢に成下置かれしか、漸々困窮の由聽召させられ、尙も御惠み下し賜はんとありしかは、井伊掃部頭様仰せらるゝには畢竟無年貢故かく衰へたる也。是より年貢を納めさせ然るべしとの言上一座の人々是より御意に戻れる議論ならんと不審あれバ、いや此村の百姓衰へ貧乏するハ平素不覺悟故也と申されければ、實に尤と一定して不覺悟を直して引立ちしとなり。云々。兎角に難澁を耐へるも行末面々の爲なれば、御上の思召を深く辨へ當年よりハよく

覺悟を極めて早く上納を濟すべきなり。

一、他所と違ひ、御當領者の者は働さ甲斐なき由、第一朝起より始むべし。云々

一、休日多過ぎるよし。仍そ日數を減すべし。云々

一、田畑うなひ拵へ種蒔植仕付蒔仕舞迄の手入、其外時節を違へず植仕付出來方を能くするには、村々にて仕來りあるものなれば、村中にて巧者を撰み能く聞合宜しきを手本として、云々

一、種は何分女穂を撰み、水浸して赤米を除き、よく干上げ大切に扱ひ作り、田町に應し餘計まで心掛け役々の改めを受け置くべし。

一、肥料のことあり。

一、在家ハ農作の外に餘業なくてハ福しく暮し難きものなり。村により餘業ある所も見ゆれとも、其品なき所ハ役々へ相談の上何ぞ相勵むべし。

付て屋敷毎樹木の心掛ハ差當り澁柿榎椿楮の類屋敷内邪魔にならざる所、又ハ畑寄等へ何分取立へし。

一、田畑耕ひ拵へ植仕事も困窮者程手後れになる故取箇薄くなり、猶々極難に及ぶ事何共悼入事也。箇様の面々ハ朝も並より早く起き、畑草休晝上りも休少く、晩も人より晩く仕舞、夜仕事も人より遅くまで致し、節句富日並に休日にも成丈け内仕事等致し、萬端出精を盡し不斷嚴しく儉約致

し、糧物をも並より多く用ふる様に精分を盡さば、稼くに貧乏寄付かすと申す世語の如く、なとかは身證取直さるべきや、又世語に貧すれば鈍する、又四百四病の内の大病貧よりつらき病はなしとて、暑氣をも凌ぎ兼ね常々何事も心に任せず、凶年ともなれば飢に及び御上より御手宛届かざれば、命を失ふに至るべし。是より甚しき難儀の事ハあらざれば、何れも油斷なく勢分を盡し、身證をあげ、丈夫に非常圍すべし。田植麥蒔は別して趣合か大事、節より早めはわるからず、後るゝは惡し。困窮者は夫食の支度又は田植手間前錢に使はれ、旁にて後れ勝なるものにて、尙々難澁になり、御上と役々組合親類の厄介になるものなれば、手間代前貸する面々斟酌して繰合使方ありたきものなり。

一、田植障りの竹木怠りなく伐拂ふべし。

一、何れも荒増承知あるべく、昔と違ひ人別減り御年貢納り少く六萬石丈けの御奉公御出來遊はさる御當りなれとも、日本一統御大名役にて天下の御勤め御闕被成へき様なけれハ、御據なく御内向の義をなるとけ御儉約なされ、殿様方御始め御子様御不斷之御食物より御召物等まで平人に同しく御綿服を御用、萬端御手輕に被遊、御家中は扶持積を以千石取り三十三人扶持、五百石取十八人扶持其以下ハ右に準し四人三人二人扶持を被下、大祿程多く御減少なされ、誠に少分の被下物にて江戸御指出之御奉公をも相勤め、御上下の艱難申すべき様もなき體なり。一ヶ年の御出物

成を割渡しかくの如くなれば、是より増して下さるべき様なき時節相當の御宛介にて餘計に御借上げなさる筋になき故、年來借知と申す唱へを以來相止め當時御宛介を相當之下され物と相心得。御借上げとハ心得ざる様に御家中へ改めて仰せ付け置かれ候。隨て在郷給人郷士米歩一足輕御借米其外御借上げ御時節相當の上げ米にて御宛介御減少と相心得。上げ米は御年貢上納と心得申すへき御時節に相至り申候也。一體國政の本意といふは、民は國の本也、本固ければ邦寧しといふて農民は大事のもの也。然れとも上に君ありて下に民あり、又君と御家中以下在給人郷士其外足輕長柄小人同身等ありて、御領分中を守護し、農人の害を除き、役々ありて平日の上世話を燒き、其外寺社醫師等を御備へ置かれ候も皆萬民の爲めなり。差當る所他國より亂暴するものなく、火附盜賊人かどひあばれもの、或ハ横取りかたりの類ハ勿論田畑作毛并家屋敷のなり果物に至るまで手を指さるも皆以て右御政の御蔭なり。此御蔭を以て安堵に農業を致し、父母妻子を養ふものなれば、御年貢を捧げ國恩を報する事なり。然るを己れハか力にて出來たるものを唯御國に居る所の役に上げる様に心得違ふ者もあるハ以ての外の心得違なり。又右の農人骨折して生み出したる物を御受け成され、御公務料御國用殿様始め御家來中命を保ち候事故農人第一と大切に被成候へば、御上下への御義理合なり。夫れ而已ならず前段の通りニ付殿様御始めかゝる時節へ御生れ合はせ御大名丈けの御仕合なく、其外とても同様にて生涯を通するなれば、農人も古と違ひ

人別少く餘計に手足を使ふも是又御上下一體の釣合なり。されば御上下共にいづれに向ても恨むべき筋なく、一同に艱難を厭はず勢を出すより外ハなく、則天命といふべきものなれば、是れをよく辨へて農業を出精すべき事なり。

一、下を御勞りなさることは、先つ江戸中村丸奉公人を御減少にて萬事御不自由斗りなし。第一江戸は大場故度々火事騒動ある所、上様方御立據等の節御人配り相届き申さず甚た危き事共あれども、何れとも御附の士自身に御駕已昇ぐ程の覺悟にて夫丸等相減し置かれ、中村にても卿方御出等の節も餘計の持夫等相出させられず、御供の御側侍とても腰辨當位の事、其外御家中當人古へとは陰形もなく相減じ、御一家御家老御本主の事漸く一僕を召連れられ、其外祿柄御役人とても惣體無僕其外不斷の召使も三人或ハ廻り人にて月に兩三度の使方故屋敷廻り掃除ハ勿論、鎌鍬を執り忍びハには内畑手入等も致し、又小身の面々は別て繁務なるものなれども年中人なしにて、妻子ハ勿論本主とても米を打ち近山より焚物を取りて勤役を相續するの類難溢舉げて數へ難し。如斯君臣御一體の艱難皆下の爲めになさる事也。其上江戸上下連れ人を減し、又殿様御巡村と雖も一統歩行御供廻り例年郷見を始め上見中見横見或ハ竹木奉行鹽方廻り等其外不時出訴の役々とても一同歩行と相成、右之通り當人人足馬減少にて合式を古へに比べ難く、當時何百分一と申す程の夫役なるべし。殊には古へハ御飼鷹の爲めに農家の役として軒割にて鶏を御取上げな

され來りたるものも、右御慰みの品なれども、深き御意味合ありて御大名へ付物にて、何國にても百姓へ掛る事なり。又御軍用として松明を納置き、又年々軒掛けにて鶏の尾と田螺を納めたるもの也。又足輕は火繩並に木の矢の根等を献じたり。右等の御緩め等も一通りならざる義なり。今時壯年のものは右數々の御緩をも心得ず、不足のみ唱へ居り候者數多々ある様ニ付、役向の心得を以て申聞かせ置く所なり。深く辨へて夫々の業を勤むべし。

一、御他領にては御年貢米を多分ハ御減米と唱へよさ米を撰み御年貢に致し、榊目ハ其處々に違あり、入目も八升五升三升二升一升の處もある由、一俵の内穀粃赤米一粒交りても入目少し不足にても俵拵へ繩菰共に出し廉末にても決して相濟ます無調法ニ相成候由。云々

一、市中在々まで無年貢と申すハ何方にても更になく御當所にては古來町在一同御年貢御緩め置かれたる義ハ莫大の御慈悲、日本一の御恵み誠ニ以て難有儀。云々

是等農村に對し細大となく心得べき事柄を示してゐるので、如何に益胤は民政に留意してゐたかを窺ふに足るものである。

尙ほ公は老齡者の養ふべきを示し、孝子節婦を賞するなど風教に及ぼせる効果尠くないが、當時領内生活の困難より産兒を殺害するの悪俗が流行してゐたので、之が絶滅に力を盡してゐたのである。

從來中村藩は三男三女の出生兒に對しては、其養育料の手當を給せられてゐたのであるが、之が未だ

徹底してゐなかつたので、此時更に其手當を改め三男三女は初年に米五俵、二年目に二俵、三年より五年まで一俵宛となし、四男四女は初年米五俵、金壹分、二年目に米二俵、金壹分、三年より五年まで米一俵宛、五男五女以上は初年に米六俵、金壹分、二年目に米二俵、金壹分、三年より五年まで米一俵宛、又双兒出生の時は年に拾貳俵三箇年間給與すること、規定してゐたのである。是れ素より國家繁榮策としての人口増殖と云ふことにもあるが、一方如何に民を憐愍するの情深かつたかを知るに難くないのである。

公は凶作等の不時の天災に對しては備倉制度を立て、其對策を講じてゐたが、他方醫書の運氣論を根據として養生訓を示してゐる。

平生十分の食ならば、六分に減じ、腹を習せ、米一合ならばかて一合五勺入れ、米二合ならばかて三合を交へかて共に都合五合を三度に割りて用ひ、之を過ぎぬやうに少し克減して能程なり。

斯の如く糲食を以て凶時の常食となすべき道を教へ、相馬は土地膏腴にして收穫多量なるに慣れ、領内の士民概ね米食を常として奢侈に流るゝを戒め彼の田園足らざる隣領川俣が糲を常食とするが故に能く其の収益少なきにも拘らず、其の生計を保つ所以を示し、尙又米澤公が天明の凶作より次後今日まで國中の士民に朝粥を用ひし如きを例に引き粥食の健康に適するを擧げ、自らは朝飯は粥に焼味噌香物、晝は麥飯に一汁一菜を限り、夜食は粥食に一菜と定め、藩士より小給の者に至るまで一箇年

一人の食量を三俵、百姓は二俵と定められてゐたが。凶年に際し病を得、身を害するは主として過食の結果であつて、天明の飢饉に疫病の流行した如きは、全く此處に原因を置くもので、然るにかゝる時に於て糶を用ひ粥を食すれば、一は食料の節約となり、一は病を避け餓死を免るゝに至ると云ふのである。

三 充胤の民政

充胤は天保年間の大凶饉中に於て封を襲いだのであるが、此頃中村藩は國家存亡に繋がる重大危機に直面してゐたのである。公は天保六年五月初入部に就き、鰥寡孤獨の者及び七十歳以上の老人を惠み、同七年二月鎮守妙見社に參籠して五穀成就、萬民安穩の祈禱を捧げてゐた。そして困窮せる者を救恤し、孝子節婦を賞し、勤農者に酬いるなど仁君としての道を凡て盡してゐた。公は凶荒時の領民の救済に對し、役吏に其大綱を示して「近頃凶歉シキリニ至リ、國一年ノ蓄ナシ、今年又饑ス。政ノ第一ハ君ノ心ノ信也。民君ノ心ヲ知ルトキハ艱苦シテ恨ナシ云々」といひまた「夫レ民ハ邦ノ本、稼穡艱難ノ業ヲ勤メ、五穀ヲ作り出シ、貢ニササゲ工商ニ通シテ自食スル天職ナレドモ、五穀孰セズ、食盡テ先ヅ餓スルモノナリ。君ノ君タルヤ、民アルガユヘニ下モ民ヲ子ノ如クニ愛シ、民ノ民タルヤ、君アルガユヘニ上君ヲ父母ノ如クニ仰グナリ。然バ則父母食テ子飢ルモノアラシヤ。君食ヲ分テ民ニ與フ、天理人心ノ誠也。臣君ノ誠ヲ知ルトキハ臣モ亦食ヲ分テ民ニ與フレバ、艱苦ヲ守テ業アリ、飢ルモ敢テ恨ミズ」と、君民の道を説いて遺憾がない。そして公は藩臣を督勵して、一民と雖も飢亡する者を出さざるやうと、其救恤に最善の努力を拂つてゐたのである。

公は父君の遺志を繼承し、衰弊の挽回、國家永遠の策に汲々たるものがあつたが、此頃早魃水害等

天災頻に到つて、之が救済に尙ほ日も足らざる状態であつたから、國本を培養し、庶民を安息せしむるの政道を施くに専らなる能はざるものがあつた。けれども萬難と闘ひ、艱苦を忍び、儉約を守つて、堰堤を築き、道路を修め、荒蕪を開くなど富國利民の策を講じ、又五人組十人組の利を立て、隣保相輔け、吉凶相慶弔すると云ふ協同一致の美風を作興してゐた。此時に至つて民政大に擧つたのであるが、茲に農政の概略を示せば左の如きものである。

百姓法令

- 一、時節ニ隨ヒ農業無油斷可相勤事。
 - 一、親子兄弟夫婦諸親類相互ニ信實ヲ盡シ交可申事。
 - 一、切支丹宗門ハ不及申惣シテ神佛時日星占卜巫ヲ假リ吉凶禍福ノ事ヲ申觸シ、諸人ヲ惑シ候者ハ僧侶社人タリ共可爲嚴重之罪科候。
 - 一、盜竊密通徒黨人殺博奕諸勝負事遂穿鑿夫々ノ罪科可申候。
 - 一、冠婚喪祭飲食衣服家作器材並音信贈答額類傍輩ノ參會身分不相應ノ奢ケ間敷儀取行於有之ハ、糺明ノ上可爲越度候。
- 但農具牛馬等分限ニ應シ相儲可給國用事專要ニ候。
- 右五ヶ條急度可相守モノ也。

- 一、百姓遊藝無用ノ事一百姓ハ農業第一タルベシ。高振手振等堅ク禁制之事。
- 一、百姓下々馬ニ乘御城下ヲ往來スベカラザル事。

但冠物ハ六十歳以上ノ者ト病人ハ格別、病足ニテ步行難成者馬ニ乘候ハ、口付之者ヲ以テ其譯ヲ斷可乘事。

- 一、百姓農ノ時節煩候カ、何ソ不叶事ニテ耕作成兼候モノ有之時ハ、其村々ニテ見次可申事。
- 一、田畑ノコヤシセザルモノ又ハ草取ラザルモノヲバ、代官手代へ可申事。惣シテ不持ノ百姓有之ハ急度組合肝入證議仕可訴ノ事。
- 一、百姓衣類ハ男女幼少ヨリ共帶襟袖口冠リ物ニ至迄布木綿無地無紋タルベキ事。但縞形付紋付古物求メ用候儀不苦チラシ付ハ古物ナリ共無用形付用候共、サシ入有之者無用。
- 一、紋羽織木綿合羽傘雪駄足駄無用之事。但丸合羽不苦。

附肝煎檢斷勤候者袖合羽傘不苦。

百姓家作之定

- 一、三間梁限 一、行間七間限
- 一、遣扉無用

一、裏板無用

但蠶差置候モノ鼠除天上板張ニ仕候ハ、伺之上可得差圖候。

一、離座敷無用 一、欄間無用

一、木無木無用 但山中竹無之村ハ格別

一、附書院無用 一、長押無用

一、青海作無用 一、折廻椽側無用

一、玄關無用 一、四足門無用

一、土居葺無用 但物置ハ不苦

一、疊備設備中近江名取ノ類無用

一、布縁無用

右之通被仰付候向後作事仕候節ハ繪圖面并仕様帳へ大工棟梁名前爲相記、支配方へ差出可得差圖候。大仕農仕候ニ付間敷延度モノハ伺之上可得差圖候。

但宿場ハ格別御公用ノ爲津方モ制外タルベシ。併シ奢ケ間敷儀無用、尤繪圖面仕様帳指添伺之上可得差圖候。

在住ノ勤ハ農業第一ナリ、其業ヲ出精シテ父母妻子ヲ養ヒ貢ヲ上ニ納テ四民御世話ノ料トナセバ、

面々安ク家モ榮ユルナリ。然レ共一人立ニテハ途グガタキモノ故其組合ヲ立置カレ互ニ助合生涯ヲ安ク過スベキハ古法也。併シ頼母敷定モ聞エザラ故舊冬割直候五人組ヲ拾人組又ハ一村互ニ救合ノ主法左之通

一、五人組ハ常々睦敷交リテ苦樂ヲ共ニスルコト家族ノ如クナリベシ。

一、拾人組ハ時々親シク出入シテ家事ヲモ聞事親類ノ如クナルベシ。

一、一村ハ互ニ助合救合頼母敷朋友ノ如クスベシ。

右之通相互ニ頼母敷交ルベク、老テ子ナク幼ニシテ父母ナク、或ハ貧ニシテ養子掣娶ナク、或ハ片輪ニテ身暮シ難成、或ハ病養難届、或ハ死シテ葬ヲナシガタキ、或ハ家破テ雨露ヲ凌難キ變難ニ逢テ其家立ガタキ類、斯ル難義ニモ寄邊ナキモノアランニハ、其五人組身ニ引受テ助合ベク、病難等ニテ田畑仕付手入難及者ハ念ヲ入手傳、兼テノ通取箇有之様可助合、若五人組ニテ難届ハ十人組ヨリカヲ合セ、十人組ニテ難及ハ一村之ヲ救ヒ、其難義ヲ除キ其生涯ヲ失ヒ、相應ニ遂ゲシムベシ。若シ大難ノ事有テ難立譯アラバ、同村ノ好ミ何ゾ餘所ニ見テ過スベキヤ。一村中ノ頼母敷救アルベシ。

一、御法度ヲ堅ク相守リ。善ヲス、メ、惡ヲ戒メ、儉約ヲ守ラセ、奢ヲ制シ、家内睦敷朝起シテ、農業ヲ出精ニ勤メシムル事、五人組ノ頼母敷勤タルベシ。若シ家内不知合、或ハ耕作家業ニ怠リ惡

業ニ走ルモノ、或ハ酒宴遊興博奕賭ノ諸勝負ヲ事トスル類ノ者アラバ、五人組中各教諭ヲ施シ、若シ改メズンバ十人組ニテ嚴重ニ意見セシメ、尙改メザルニ至テハ竊ニ村役人ニ達シテ其扱ヲ得セシムベシ。右扱ハ爲過代年始歲暮節句祭日遊事等村交一族近隣ノ參會ヲ仕間敷杯ト申様ニ其宜敷ニ隨メ誓約ヲ定メ、書面ニシテ連名ヘ調印シ、百石頭ヘ頼置取扱フヘシ。斯テモ改メズンバ肝煎ニ達シ、陣屋ヘ申出サスベシ。

右之通被仰出候條去年中被仰付置候通一組宛番付致置、何村何番組ト唱取扱ベキモノ也。

一、玉子他領出停止之事。

一、杉下駄停止之事。

一、山中ノ村々ガツタリ停止之事。

但用水障不相成所ハ不苦。

一、正月門松并締シ松幹ヲ用間敷事。

一、正月水祝儀墨祝儀無用之事。

一、新田差殘ヲ申受其所ノ地其年發掛候ハ、翌年指殘ヘ代官裏書爲致可開發事。

一、作場場橋田地近所ノ者修理可仕事。

但江筋ヘ稻植候事無用。

一、落地改出候時ハ跡三年ノ年貢取上可申事。

但仔細ニヨリ檢地以後ノ年貢取候事モ有之ヘシ。

附檢地ノ時間違杯ニテ年貢多濟居候テモ三年ノ年貢返シ被下ヘシ。

一、御年貢谷地ニ生立候萱ハ御上ニテ爲刈、其村望ノ者ニ賣下ケヘキ事。

但谷地守ニハ見合萱ヲ被下候事。

一、稻其外惣シテ作毛暮六ツ時ヨリ明ケ六ツ時迄ノ間取運フベカラズ。若シ於相背ハ急度曲事可被

仰付候事。

一、質地賣地停止之事。

一、道橋江堰無怠手入仕ヘク事。

一、田畑境ハ勿論道山野ヘナリトモ少シモ切込候義堅ク停止之事。

一、田畑ヨリ堀揚等仕候所ハ通路ノ妨ニ相成、田畑ノ中ヲ通候様ニ相成不宜候間、右様ノ儀無之様

可仕事。

一、田畑ノ内ハ勿論片付毛引地山野タリ共新規ニ神社佛閣ハ不及言、石碑塔場ニテモ取立申間敷候

近年田畑ノ中ヘ取立置候分有之候ハ、古塔場ヘ移可申事。

一、種粃撰穂能ク仕ヘク事。

但肝煎見廻シ撰穂不仕モノヲハ代官手代迄可申出事。

- 一、種粃浸候時或ハ五人組或ハ肝煎ニ爲見、其上帳へ附可申事。
- 一、御年貢米能ク拵へ納可申事。
- 一、俵ハ二重共新キ俵ニテ中結モ五ヶ所、上結繩ハ藁ヲ能ク打チノイメニナハセ、俵仕上俵ハ早稻藁ヲ用ヘシ。若シ早稻藁無之時ハ良キ藁ヲ可用事。
- 一、納米ハ肝煎ト米主名前ヲ札ニ書キ、上札中札共差スヘキ事。
- 一、百姓ノ前ヨリ米肝煎受取御回米奉行へ相渡候時奉行惡敷俵撰出候ハ、米主ニ不掛肝煎可拵直事。

右之條々正徳年中以來度々被仰付候御定之通急度相守可申候。於御藏米性吟味之上八升樹ニテ相回シ三合宛入目仕俵拵念ヲ入漬下ケ可仕候。

一、御年貢米並種粃取散間敷儀、藏メ前拂米仕候時ハ肝煎へ相達シ、御年貢並控抛年貢種粃迄揃有之哉分一米有之廉ハ右之分モ有之哉、吟味ヲ受切手ヲ取り拂可申事。

一、御年貢米取立之節於御藏前内借出入仕間敷事。

郷役取立之致方ハ村々ニテ陣屋ヨリ割出之員數ヲ帳初へ書付、割元ノ印形ヲ取置郡代組役人之内ヨリ立合ヲ取立面々ノ印形ヲ取可申候。帳末へ立合役人肝煎印形致シ差出可申事。

右取立渡方共代官其帳面ヲ可見届事。

中村藩積年の衰運は公の時に於て復興されてゐるが、是れ勿論二宮尊徳の手腕力量に期待するものであつた。けれども藩主にして二宮の人物たるを理解する人で無かつたならば、相馬家をして復興せしむる機會を與へなかつたであらう。二宮興國安民の仕法と云ふものも、要するに其中心思想とする處は、民は國の本なりとする民本思想に其根源を置いてゐるもので、相馬家は國運挽回の共策を二宮に見出したと云ふのも亦偶然でないのである。

營業所 東京市麴町區有樂町三信ビルディング内

王子製紙株式會社

本社 東京市王子區王子町

第四章 産業

一 農業

中村藩は代々の藩主農業を重視し、夙に民本思想に基き藉田の儀式を行ひ、藩公自ら耒耜を執つて田耕の事を試み、家老以下農官長百姓銘々に神酒赤飯を與へ祝ふこと藩行事の一として行はれ、又夫人自ら機を織り祠堂祭祀の衣裳を製するなど領民に農桑の重んずべきを示してゐる。相馬家は舊家だけに其農政も他藩に比し甚だ完備せるものがあつた。田制の如き他藩に於ては之を通例上中下の三段又は之に上上或は下下を加へて四段か五段となつてゐるのであるが、同藩に於ては忠胤の明暦年間領内の大檢地を行ひ、土地の肥瘠、交通の便否等を明細に考慮して、之を上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下の九段に分け、更に一段の中を三段に細分して二十七段と爲し、又村位の如きも之を九段に區別してゐるのである。是等等級を細別せるは徴租の公平を期する爲めであつて、民の負擔所謂所得に輕重厚薄なからしめんとするの深慮より出でたものである。そして年に豊凶の定まらざるあるを以て是等檢見の法を設け、有司をして其地を巡視せしめ、租額を増減せしむると云ふ制を執つてゐたのである。

相馬領域は南北十數里此間所謂一眸千里の沃野無しと雖も田園夙に開け、海濱山嶽にも富んでゐるので、米麥魚鹽木材等一として缺くるものなく、小藩と雖も自給自足の道を得て富饒の境涯に置かれてゐた。忠胤以來特に富國利民の策が講ぜられ、原野荒蕪地の開墾が盛んに行はれてゐたので、元祿年間領内の檢地を施行した時三萬八千石の新田を見るに至つてゐる。從來中村藩の知行は六萬石となつてゐたが、茲に事實上九萬八千石と増加してゐる譯で、此間如何に新田の開墾が行はれてゐたかを知るに難くないのである。

中村藩に於ける開墾の事蹟に就いては今茲に一貫した史料を得ないから、之を詳かにすることが出来ないが、忠胤の子昌胤の頃に相當新田の開墾が行はれてゐたやうである。元祿頃より財政的不如意は年々深刻になつてゐると、時々凶作が襲來して來るので、是等一面苛斂誅求となつて現はれ、農民の其負擔に堪へず他藩に逃走する者が多く出て、人口劇減し、農村の荒廢著しく現はれた。即ち正徳享保の頃人口九萬を算したものが、天明の凶饑後文化年間には三萬餘に劇減してゐる。此人口の減少は益々農村をして疲弊荒廢に導いてゐたので、是等藩主の最も憂苦の種となつてゐたものである。

益胤は文化十二年村津大兄等を召して勸農の道を尋ね、七郷の代官等を集めて農事を獎勵し、人口増殖の法を講じ、荒蕪開墾の道を勧め、從來の冗費を節約して大いに奮勵すべき旨を説いてゐた。また文政年間には窮民に土地を與へて開墾に従はしめ、十五年又は二十年の間租税を免じ、滿期後之を

徵すると云ふ其開墾者に大に便宜を與へて之を獎勵してゐたのである。尙又公は文政二年の旱魃、三年の洪水にて堰堤の流失尠からず、之が修築を行はんとするも其工費の資金に窮し、本城小書院より西の間を取拂ひ、經費の節減と經濟の縮少を計つてゐた。そして一方荒蕪地の開墾を行ひ、將來租税の増收を以て藩用を辨ぜんとしたけれども、其開墾費の出途なく、止むを得ず金主開墾の方法を設けたのであつた。此時金主の命を受けたものは中村の鈴木庄右衛門、渡邊孫八、南新田村の小林助太郎、南小高村の松本七郎左衛門の四人であつて、向ふ十箇年間一人に付き千石の土地を開墾し、五箇年繳下げを爲し、六年目より年貢上納せしめ、其内半分は金主へ分配し、小作人は從來相馬領内に住居した以外の者を募集する等の條件を以てしてゐたのである。其後之に倣ひ自ら金主を願出て開墾殖民する者多く、數百戸の新戸と幾千石の開田を見るに至つたので、後世金主百姓と稱するもの實に此處に起因してゐるのである。

益胤は終始一貫意を撫民厚生の事に致し、着々として國家富饒の實を擧げつゝあつたことは謂ふ迄もないが、積年の衰弊一朝にして回復するものにもあらず、されど充胤其後を繼承し、領民に勤農の精神を益々強調發揚してゐた。殊に公は天保の凶年に襲封したので、一方に鎮守妙見社等に參籠して、五穀成就萬民安全の祈禱を修すると共に他方領内を巡視して、郡代以下村吏を集めて百姓撫恤の法を訓示し、功績ある者には祿を増し賞を與へ、農業出精の者には一軒鳥目五十文及び酒肴料を與へて之

を奨勵し、又老農を集めて其年の收穫如何を尋ね、之が對策を講ずるなど萬民の君として遺憾なき態度を執り、或は五箇年間荒畑を貸下げ、大根蠶豆豌豆等の副食物を栽培せしめ、又畑の開墾を督勵し、各部落に共同畑を設け、燕大根蕎麥の類を蕃種せしむるなどしてゐたのである。

中村藩の農業重視の思想は二宮尊徳に依つて一層發展してゐるので、彼の思想を傳へてゐる富田高慶の報徳論語の中に、國の本は農にあることを論じて「それ國の本は民にあり、民の本は食にあり、食の本は農業にあり、之を以て農の道盛なれば民優なり、民優かなれば、國家の盛衰何ぞ論ずるを待たん。蓋し國の衰廢するもの一朝一夕の故にあらず、農衰へて、民困苦し、民飢渴を免れずして然る後國の大患となる。如斯國の大本にして重んずべき道を、往々農事は卑賤の業なりとす他なし本末明かならざるが故也其明かならざるもの、譬へば池水に落葉の浮ぶや水ありて然る後に落葉浮ぶと雖も、浮ぶもの積る時は、之が爲に池水を見ることを得ずして、池の本たるは水にある事を忘れ、落葉を以て池となすが如し。若し水を見んとせば、其後に積れる落葉を掻き分けて見ざれば、水は本にして落葉は末なる事を辨じ難し。」と、農業の凡ての根源たるを説き、更に「然らば人君以下士工商は皆農人稼穡生養の妨げなきが爲めに立てる所にして、士工商の爲めに農民を立つるにはあらざる事明か也。然して後世に至り假に立つるを以て貴とし、本來の民を以て卑しとし、本を輕んじ、末を重んじ士は民の爲に力を盡すことは少くして、多く米粟を得んことを欲し、工商は財利を専らにして、奢侈に趨

る。獨り農民而已風に櫛けづり雨に沐し、寒暑の苦をも忍び、稼穡の艱難を盡すと雖も、困窮を免れざれば、往々末利を望んで業を廢す、民業を廢せば土地荒蕪す、土地荒蕪すれば賦税減す、賦税減すれば國衰ふ。國衰ふれば士工商衰貧立處に至り、國家の憂ひとなるもの、其本根たる農事廢するが故なり。」と、斯う云ふ思想に基いて、中村藩の衰運が挽回されてゐるのである。

中村藩は元祿以來漸次衰頹の運命を辿りつゝあつたのであるが、晩年國富み食足るの富饒國家と豹變せるは、全く君臣共民政に心力を傾注せる賜物で、上に仁君あり、下に良民あつて、盜せず、姦せざる鼓腹擊壤の堯舜の國家を實現してゐたのである。戊辰の戦役に際し、巨萬の財を散じても尙ほ府庫乏しきを告げず、克く勤王の大義を完うすることを得たのも、國本の意義を過まらず、農業に専ら力を盡せる結果である。維新の改革に際し、中村藩は士族に授産の方法を立て、其生活を保障安泰ならしめたのも、能く其理義を盡せる爲めであつた。元來中村藩は士族中從來村落に土着せる者は常祿なきも田産を有するを以て其生を完うすることが出来るが、城下住居の士族四百五十戸あり、彼等は給祿を失へば忽ち饑寒を免れぬ運命にあつた。そこで常祿に換ふべき最善の方法が熟議されたのであるが、結局富田高慶の献策たる、農民所有の餘田を購求して之を配當し、各村に土着せしむるを良法として採用されたのであつた。

相馬領は幸多年仁政行はれ、農民多少の餘田を有し居り、加ふるに推讓の美風民間に現はれてゐた

ので、此方法を以て最も其機宜を得たるものとし、吏員を郡村に派遣して、此趣旨を告諭したのである。居民平素より藩主の仁政に感銘してゐるのであるから、勿論此事に異論を唱ふる者一人もなく積年の恩恵に報ずるは此時なりとて、一家自作に餘れる田圃を分割し、争うて買上に應ぜんとしたのである。茲に於て時價五割増の價を以て之を購入し、四百四十餘戸の士族をして、一戸田圃一丁歩、山林二反歩つゝを配當し、永安の基礎を興へたのである。此時世人より相馬の士族ほど幸福なるものは無しと云ふ羨望を受けてゐたのであつた。そして各村に移住するに當つては、村落の人民も亦遠近を問はず、人馬を出して之を城下に迎へ、家財家屋を運搬し、加ふるに竹木綿等を携へ來つて家屋建築の援助を爲すなど懇切至らざる所なかつたと云ふ。又篤農家の士族に農事を教へ導くなど美風が其處に現はれてゐたのである。

二 林 業

藩政時代何づれの藩に於ても森林を重視して、之が保護繁榮を圖つてゐたものであるが、元祿頃より財政的疲弊と凶作等の天災事變頻々として起るに及び、是等財源を得るの途なく、終に森林の濫伐となつて現はれてゐたこと各藩殆んど其例外を見ない。そして補植することなくして伐採のみ行はれて諸山より樹木の其影を薄くするに至つて藩府は急遽之が對策を講じ、嚴令を施いて伐木を取締り、植樹の奨励、其保護に盡してゐる。中村藩は益胤の文化文政頃財政大に窮迫し、庶政の改革刷新を行つてゐるが、凶作等に對する非常備の急務を痛感し、其財源を得るの途なく重器や山林を賣却して、之が用途に供せんことを令してゐる。即ち賣却したる什器の代は假りに五千人を救助し得べく、又國中の山林を賣拂ひたるものは千人の生命を養ふとせば、合せて六千人即ち人口六分の一の糧食を得べしとの目標を立て、之を非常備としてゐるのである。是れ先祖傳來の重器、山林素より重要にして濫に賣却處分すべきものでないことは十分承知して居るも、非常時に於ける人命には替へられぬ故である。中村藩は文政頃山林漸く衰微の兆を顯著にして來たので、益胤之を大いに憂ひ、之が殖林を志し今村吉右衛門、紺野文太左衛門に命じて植樹奨励を行つてゐる。其諭告書に、

先年者御林及持林等澤山に有之、御用郷用差支無之處、近年御林者勿論持林居數ニ至迄木數不足ニ

相成候。依之御用郷用御材木取被仰付候ても、遠方より取來候事故いと不足の人別其悼不少、於此上も御物入多く御家中在々迄自分作事致候共、材木之價高直にて難行届、將又枉分木鹽薪等迄此節指支他所山買請伐り下け候様の義、都而御上下之御不爲甚敷候。依之去年中山林植木取立之御趣意被仰出、當春より追々御指圖も被爲有候間、何れも御上下の御爲深く存入御林並自分林迄御取立御國中潤ニ相成様可仕候。去天明凶作之御諸方御林御拂ニ相成、右取下け之縁にて脱飢渴候由小高郷釘野山御林是ニ同年御拂其所飢渴を凌候例も有之候得ハ、御用郷用指支なき而已ならず御林にて飢饉の害をも脱候由、況持林等にて候得ハ尙更之事に候間、自分之代爲と而已不心得、御上之御後榮、自分子孫之爲と相心得一同丹精可致候。申迄も無之候得共、年々歳々取立候者年々歳々伐取候ても不盡義ハ、五穀之年々歳々刈取と同様の理に相當候。幼少之子供さへ往古よりの風俗で木を伐候跡へハ枝を指置候習ひ、況や有心もの先之手入を加ひ、或は植置候木を只伐取候迄にて跡之構無之様成義ハ不人情之至ニ候間、能々勘辨可仕候。凡人間之情者子を愛する程深は無之ものに候得共又子孫長久之計を成すことの少きハ子孫を愛せざるには無之候得共、果及老年ニ頃始て若年の時の覆れるを後悔致候もの由、唐にても經濟之達人と四海に名を顯せし人齊之管仲に候處、管仲之訓言に十年之計ハ木を植るに在りと被申置候得バ、子孫之爲而已ニ無之、大率六十歳以下の面々ハ自分々々之爲にも相成、又極難の者にても自分の子孫爲計に無之、御國中の子孫のため迄に相成候得

者、子孫を思へば慈愛自是深ハ無之と、古人之教ニも陰徳あれハ陽報ありと申候へバ、他人の子迄愛するに至れハ陰徳の双上ヲへハ必其家ハ陽報善福來り候道野一村申合取立候得ハ、其一村へ善福來候道理候間、此理を深相辨、此上之思召相立候様心掛候義肝要之事ニ候

文政七年正月

と、植樹の緊要を説く甚だ丁寧懇切を盡してゐるのである。

次代の充胤も先君の遺志を繼承し、殖林は國土保安の上よりも、又國益増進の上よりも頗る有益缺く可らざるものとして、先づ植木役場を設け、斯道に練達せる者を雇聘して、杉檜槻松桐漆等の苗圃を仕立て、國中の林野に適種の殖林を爲し、藩士以外農民の私有せる山林にも植樹を獎勵勧誘してゐた。そして單に山林原野を利用して植樹を爲さしむるのみならず、邸宅の餘地、各戸の防風の爲めにも杉竹等の樹木を植栽せしめてゐたのである。公の時代に至り伐採の方法、官民の分配、山林火防の制度等林政大いに見るべきものがあつた。其概畧を記せば左の如きものである。

竹 木 定

一、七寸竹ヨリ下拂迄ハ公用廿分一藪主ニモ廿分一被下候事。

但伎越ハ藪主ニハ不被下事。

一、篠竹伐候共藪主ニ半分被下ヘシ。枯候テ伐候共同斷ノ事。

一、八寸ヨリ上ハ御用伐御拂伐共藪主ニハ不被下事。尤枯竹モ同斷。但七寸ヨリ上ハ不被下。

一、竹ノ子拔申間敷候。

但畑へ出候竹ノ子ハ拔候テモ不苦。

一、居藪三間ノ内ハ無手形ニテ伐候テモ不苦、杉椴檜桐槐檜松漆槐栢柝桂弱檜姫松手形ナクシテ爲伐取間敷事。

但家屋田畑ノ障リニナリ候ハ、見合被下サセ、枝葉ハ其主ニ可被下候事。

一、居屋敷三間ノ外ニ立候木田畑障リニ成候ハ、手形ニテ枝下サセ可賣事。

但植置候木ハ木主ニ被下候事。併御用立候木ハ格別。

一、江塚杭木伐候時松葉入候ハ、伐候木ノ松葉ヲ相渡、若シ不足候ハ、近所ノ松ノ下枝下サセ可渡事。

但何材木伐候共枝葉入候ハ、右杭木同然。

一、材木取候枝葉末木杯賣候時ハ日限ヲ定メ人足山へ可入事。

一、在郷道橋其外急用有之材木入候ハ、爲伐受取手形サセ渡候テ竹木奉行差引替可申事。但橋々洪水又ハ不慮ニ朽折ナト致候テ、往來モ留候様ナル節假橋入用或ハ殿様御出之節杯ノ御

用、是非難相延候儀有之、原野林近所ニ無之時ハ屋藪又ハ御林成共不相障所致吟味爲伐取間敷事。

一、御拂木並船材木買申度ト船頭望候ハ、其所へ參リ見届改可指出候事。

但居屋敷三間ノ内へ立候木代ハ藪主へ被下、三間ノ外ハ不被下事。

一、古ク成候コシ木ハ山守ニ被下候事ノ山ニ有之ヲ脇ノ者ニ爲伐候儀無用、山守取參宿ニテ賣候ハ不苦、枯枝モコシキ同様ニ可爲自用事。

一、材木爲取候時ハ差殘へ長サ丸サ合候テ可爲取、但コシキハ貳尺限ニ殘シ伐可申候。併御用ニ立候材木ニ候ハ、コシ木無之ニ爲伐へク事。

一、御域下侍新田屋敷ニ植置候松栗雜木指殘ナシニ可爲伐事。

但杉椴栢檜桐槐漆弱檜槐檜桂ハ差殘ニテ爲伐可申、右ノ御苗木ナリ共枝下サセ候ハ差殘ナシノ事。

一、御林ト原野ニテ材木取候末木本木御用立候ハ、殘置、御用ニ不立ヲハ郷用又ハ家具道具被下、郷用ニモ不成分賣可申事。

一、御年貢山ニ立候諸木差殘ナシニ爲伐可申事。

但椶櫚漆弱檜槐桂差殘ニテ爲伐可申事。

一、薪柴賣候者五尺繩ニテ締メ掛ニ致シ可賣事。

- 一、根一切堀間敷事。
但海道並松モ同斷。
- 一、松胴打堅ク停止之事。
但松脂カケモ同斷。
- 一、杭木樋木申請其所へ捨置ハ曲事可申付事。
- 一、栗槌ニテ鉢打間敷事。
- 一、栗漆ニテカル杭薪切候儀無用ノ事。
- 一、郷用普請處有之ハ材木積リ致吟味改書差出可申候。山中ハ立合不申事。
但杭木シガラシ野原ニテ伐候節ハ代官差殘ニ伐候儀不苦事。
- 一、三尺丸ヨリ上ノ杉帆桁帆柱其外賣不被下候地主賈度ト申候共被下間敷事。
但節多ク御用ニ不立ガラ入り格別。
- 一、殺杉漆桑楮野原ニテ作度ト申者ニ所ニヨリ代官見計可爲作事。
- 一、山漆薪スチカル杭屋道具ニ伐候事無用、アハホニ申請度ト申候ハ、指殘ニテ伐ヘキ事。
- 一、田畑ニ障リニ相成候木ハ無怠可切拂事。
但神社佛閣タリ共伐拂可申事。

- 一、杉澤山ニ作り候モノハ居敷三間ノ外ニテモ子細ニヨリ可被下事。
- 一、誂材木寸尺相對ノ注文ニ無相違可取事。少シ成共間違有之ハ、御上ニ差上ヘシ。其上用所候ハ、御普請方ノ見計次第約束ノ直段ヨリ下ケ御上ヨリ賣可被下事。
- 一、前々ヨリ堅ク被仰付置候得共、數年來諸木伐候テモ植繼候モノ少ク、近年ニ至リ木數相減シ御上下御不自由相成候ニ付在住ノ者一同屋敷内明地見計次第杉年々五本宛以來植立可申候。人別改之節見届可申候林並屋敷内ニモ不限伐候節ハ一本ニ付三本宛植繼可申事。
- 一、御林ニテ追々盜木有之、殊ニ野火多ク御林立兼候ニ付、以來野火付並盜伐ハ勿論新規材木伐所怪敷分共見當次第誰ニヨラズ屹度相改可申出、若シ見遁シ仕候者ハ越度可被仰付候。心得違無之様可仕候。尤野火付盜伐改申出候ヘハ御褒美可被下候。
- 一、野火見付次第奉行肝煎ヘ爲知其上近所ノ村ヘ告ケ其山口ヘ出入候村ヘハ村繼ニテ爲知、殘リナク早々消留可申事。
但肝煎ハ村ヘ殘リ百姓無殘出シ、其上可罷出事。
- 一、山林近來薄ク相成御用並郷用ニモ差支候ニ付御取立方追々被仰付候得共、野火ニテ相立兼候。依之野火付候モノ當人申出候ハ、縱令同類タリ共御科御免ノ上爲御褒美金拾兩可被下候間、代官郷目付ノ内へ密々可申出候。野火有之候ハ、其時々無怠口物ニ可仕候。

- 一、十月朔日ヨリ三月晦日迄山ニ參候節急度火道具持參仕間敷事。
- 一、田畑障リノ小藪焼拂候ハ、先年被仰付候通預ノ役人へ屈指圖ヲ受、其上ニ燒可申候。若シ少シタリ共無届ニテ火ヲ付候ハ、御谷可被仰付候事。
- 一、野火有之節駈付之儀、此度ヨリ村切ニ引受場所被仰付候間、不參ノ者ハ不申及出精ノ者駈付刻限遅キ早キ迄相互ニ遂吟味晝夜ニ不限早速引受場所へ駈付小火ノ内消候様可仕事。
- 一、野火ノ場所ニ駈付候節村目付山横目ノ内出入ヲ書留控へ引合不參ノ者ヲハ遂吟味申出候様ニ被仰付置候間、右之役人へ達シ引取可申候。若シ其節預目付横目付遠所ニテ駈付不申時ハ最寄ノ兩役ノ内ニテ書留候様被仰付置候。萬一右之役人差合等ニテ相詰不申事有之候ハ、山守へ達シ爲書付可引取事。

是れ中村藩林政の一斑を示せるものである。

三 蠶 業

中村藩に於ての養蠶業は何時頃から開始されたか、今茲に詳かにすることを得ないが、之に就いては大體二説があり、一は相馬郡地方は南北朝時代既に斯業の發達を見たと言ふけれども、確たる考證から來たものでない。他の一は寶曆明和の頃藩は伊達郡より養蠶の教師を雇聘し、之を領内に傳習せしめたことに其端を發してゐると云ふ。それは兎も角益胤の文化文政頃には藩の獎勵の下に處々に養蠶が行はれてゐたことは事實である。文化頃藩臣草野半右衛門藩政改革の志を抱き江戸に上つて見聞を博め大いに爲す處あらんとしたが、旅費に窮し野生の桑を所々の山野に索め、以て蠶兒を飼育して其資を得、江戸視察のことを藩に請ふたのである。けれども藩は彼の行動を怪み、却つて博奕を以て資金を蓄へたものとの冤名を受け、國外に放逐された事實がある。是等から推量すれば、當時未だ養蠶なるものは一般藩民に理解がなかつたやうに思はれる。伊達郡などは古來養蠶地として當時盛んに行はれ、東北の諸藩競うて彼地より教師を招聘し、斯業の傳習に努めてゐるのであるが、中村藩の養蠶は草野を以てむしろ嚆矢とすべきもので、是れ以來蠶桑を營む者漸く多くなつたのである。

益胤は文政頃家中の内職として養蠶を勧め、桑苗を年賦償還の法を以て貸下げ、桑園を作らしめてゐる。充胤の時代となつて益々蠶桑機織の普及發達を獎勵してゐたが、天保の飢饉後領内の荒廢窮乏

を救済する爲に二宮尊徳の興國安民の仕法を施行するに至り、弘化二年桑樹を栽培し、養蠶を行ふことを禁じたのであつた。是れ當時の事情が蠶桑よりも農業が重視されてゐたので、田畑を開墾して食料の増加を計ることが急務とされてゐたからである。之を轉機として中村藩の養蠶は全く一頓挫を來たしたのであつたが、嘉永二年に至り伊達郡より同藩に移住せる農民多く、是等の農民は城下より遠隔に在る其仕法の行はれざる地を卜し、其熟練せる養蠶に従事したので、茲に將に敗滅せんとしてゐた養蠶が再び勃興するに至つたのである。そして慶應年間蠶種貿易の隆盛に伴ひ、伊達郡より移住して製種を爲す者増加したので、地方人此の進んで之を摸する者多く現はれ、殊に熊川兵庫は養蠶を以て農家の缺く可らざる副業となし、其有望有益なることを極力説いてゐたので、其仕法の緩和されると共に爾來年を逐うて其發達の機運に向つてゐたのである。

四 織 物

中村藩は文政年間益胤に依つて養蠶が家中の内職として奨勵されてゐたが、之と同時に領内に織物を起し、教師を聘して綿を貸付け、婦女子をして機業に従はしめてゐた。益胤の夫人高姫は江戸に在つて機業を爲さんとしたが、財政窮乏の折柄とて機臺を新調することが出來ず、伊達郡川俣町より古機臺を購入したことなどもある。是れ儉約の際とて其範を一般に示さんとするの意にも出てゐたものであらうが、何づれにしても當時其財政の如何に窮迫せるかを知るに難くないのである。綾織及び縮織の機織は天保元年米澤より機師里見隼人を招聘し、家中に絹布を織ることを傳授せしめてゐた。是れ相馬縮の濫觴である。充胤の時代となつて養蠶機織の業が益々盛んとなつてゐるが、公は家中の内職として綿花を頒與して之を紡がしめ、木綿機織を行はしめてゐるのである。

五 陶 器

藩主昌胤は明君忠胤の子で、産業や國産の樹立にも其功が尠くないが、中村藩に於ける陶器即ち相馬焼と稱するものも公によつて創設されてゐる。昌胤は一面非常に趣味風柳の精神に富んでゐたので、夙に京都に遊び公家との親交深かつたと云ふ。其頃狩野法眼に就いて繪などを學んでゐたが、野馬を描ける相馬焼は實に公の創案に成つたものである。

元來中村の地深山に富み、明治の初頃まで或山間を限り幾百頭の野馬が棲息してゐた。是れ中村藩獨特の地に置かれてゐるので、古來同藩の年中行事として野馬追と云ふ儀式が行はれてゐた。此時戰國時代の武装たる甲冑を着け、鞍馬に跨り、旗指物に身を堅めた武者千餘騎旗鼓堂々廣漠たる雲雀ヶ原に馬を驅ると云ふ、壯烈極まる祭典が行はれてゐたのである。是れ藩士をして治に居つて亂を忘れざらしめんとする其士氣の鼓舞訓練にあつたことは云ふ迄もないので、廢藩置縣後となつても長く此儀式が行はれてゐたのである。明治四十一年十月大正天皇太子に在らせられ、東北行路の際臨時野馬追の擧を行ひ、畏くも御台覽の榮を賜はり、爾來一層天下に宣傳されたのであつた。

此野馬の奔放なる姿が此地の名産として知られてゐる所謂相馬焼の裝飾藝術に及び取扱はれてゐるのも偶然でない。今日相馬焼は相馬中村町の外雙葉郡大堀村に於て製出されて居り、一名駒焼または

「ひゞ焼」と稱し、一種澁味を持つた雅致ある處最も世人より愛翫されてゐるのである。

六 水産業其他

充胤は藩積年の衰弊の挽回復興に志すと共に領内にあらゆる産業の發達扶植に努めてゐた。河海等の水産物の如きも周到綿密なる注意を拂ひ、其保護繁殖を圖つてゐる。鮭鯉等到る所の河川に於て養魚捕獲されてゐるので、城下を貫流する宇多川の如き盛時に於ては鮭一ヶ年の漁獲實に拾萬尾に上つてゐたと云ふ。此外禽獸に至るまで夫々規定を設けて其保護繁殖の道を講じてゐるのである。茲に當時の其令規を掲ぐれば左の如きものである。

- 一、御留野ニテ鳩以上ノ鳥捕申間敷事。
 - 一、御留野ニテ鳩以上ノ鳥捕申間敷事。附鶴白鳥ハ明野ニテ打候共上ケ可申事。
 - 一、御留野ニテモ狼猪ハ見掛次第鐵砲ニテ成共打申ヘキ事。但打留不申共、御留野ニテ打出候ハ、届可申事。
 - 一、熊狼鷲鷹明野ニテ取候テモ御台所ニ上ケ可申事。
 - 一、坪田村ニテ殺生禁制之事。
- 但小泉村田中山上村白瀧明神ヨリ上二ツ瀧迄川筋モ同斷。

- 一、宇多郷在々ニテ御家中ノ外突網ホウカイニテ鳥ヲ捕候儀停止之事。
 - 一、日下石村魚殺生停止並魚殺生道具所持無之事。
 - 一、宇多郷一圓糸モチ仕ヒ殺生停止之事。
 - 一、水路筋蛇笹堅ク停止、水途際ヨリ五間置廣場ヘ浸候儀不苦候事。
 - 一、笹浸候者何百把ト立札致置、改之上ニテ浸可申候。立札無之分ハ御水主頭可所務事。但御停止之場所ヘ浸置候分ハ誰ニヨラス所務不苦候。
 - 一、笹浸二月十四日迄ニ急度取揚郷目付ヘ申出可受見届事。但流笹有之候ハ、笹浸入數ノ内ヨリ爲取揚可申事。
 - 一、新侶浦ノ方モ右同斷。
 - 一、鯉取候儀堅ク停止之事。
 - 一、御献上前雁鮭何方ニテ捕候共御台所ヘ差出可申事。
 - 一、瀬戸物土佐領ヘ不可出事。
- 充胤ハ是等の外山間適當の地を選び、種馬を下附して産馬事業を起し、又鹽田の保護、鹽專賣の法を始むるなどあらゆる殖産興業に力を盡してゐたので、是等富國利民の策と共に益々國家民人をして富饒に導いてゐたのである。

**良品推奨
粗悪品駆逐**

大丸の全商品は良品標準の規格に合格せるものとの御信頼を一層深めて戴く爲め徹底せる品質試験に邁進して居ります

月曜休業
大丸
大阪心齋橋

第五章 民政に貢献せる人物

一 相馬 忠胤

相馬氏は平將門の後裔にて、もと下總國相馬郡御厨郷に居城し、奥州行方郡をも併せ領してゐたが、重胤の元亨三年一族を擧げて行方郡即ち現在の相馬中村の地に移り、此處を専ら永住地と定むるに至つた。是れ實に今日より六百年以前に屬してゐる。其後世は群雄割據と云ふ、所謂戰國時代となるに及び、標葉、宇多の二郡を攻略し、徳川時代となつて三郡六萬石の朱印を拜領してゐる。重胤より元和偃武に至る十數代の間は亂世時代で、折衝禦侮に暇なかつたが、寛政頃忠胤藩主となるに及び、専ら心力を治國濟民に注ぎしを以て此時藩政大いに整備するに至つたのである。

忠胤は上總久留里の城主(二萬千石)土屋民部少輔利直の二男として生まれ、承應元年二月大膳亮義胤の女婿となつて相馬氏を襲いだ。公の生年は詳かならざるも、其歿年より推せば、寛永十四年の出生にて、相馬家の養子となつたのは恐らくは齡十六歳の時ならんと云ふ。(相馬家の藩記に據る)此頃時勢は元和偃武より既に四十年を経過し、世は漸く泰平を謳歌し、天下の諸侯競うて外方より内政に意を注げる時で、備前岡山の池田光政、水戸の徳川光圀、會津の保科正之の如き明君の現はれたのも

此頃である。忠胤も彼等と匹儔する程の人物で、當時十善人の一人として「家中ノ諸士ニ能ク儉約ヲ教ヘテ足ルコトヲ知り、其身ノ費ヲ留メテ民ニ取ルコト輕シ、領知ノ仕置ヨク、旅人モ其道ニ出テんコトヲ願ヘリ」との讃辭を以て評されてゐた。如何に公は自國に美政を施き、其賢君として譽れ高かつたかを想はせるものがある。彼の岡山、水戸、會津の如き或は幕閣の連枝玉葉に出て、或は名門鉅公なるが故に其治績の如き、世人の其發揚に努むる素より當然であるが、相馬家の如きは是等より觀れば東北の邊陲に在る眇たる一小藩に過ぎない。けれども忠胤の如きは是等大藩の明君と相倍して遜色なかつたものは、其處に餘程偉大なる何物かを備へてゐなければならぬ。

偕て前章に於て公の事蹟に就いては其一端を述べてゐるが、此章に於ては公の行蹟に就いて其概略を紹介することにしよう。忠胤は夙に一藩の君としていかに善政を行はんかとの心掛けを有してゐたことは、先づ中村に入部の始めに於て當時名僧知識と呼ばれし某僧を城西の福善院に訪ひ「貴僧は知識の由承りたり、我等小身の家より出て六萬石の政務を執るには如何なる心入にて然るべきや」との下問をしてゐた。其時彼の僧「政治の要道は賢能を擧げて之を任ずるに在り」と應へたので、茲に大いに感悟する處あつたと云ふ。抑も世の明君賢主と稱せられる者、或は方正謹嚴にして明斷果決大小の政治悉く其親裁に出づるものあり、或は賢を擧げ能に任じ、恭謙能く諫を容れる者ある。是等其立場を異にしてゐるが、前者は協調の精神を缺き、動もすれば言路を塞ぎ、下情に通ぜざる憾みがある。

後者は駕御其宜しきを得ずんば、權自ら下に移つて專横に陷るの弊となる。然るに忠胤に於ては恭謙にして諫を容れると共に明斷遠慮而かも制馭の法を誤らず、適材を適所に置いて、よく其能を盡させ其力を發揮せしめてゐた。是れ素より公の天賦の然らしむる處であつたらうが、一面其僧の教誨も預つて大なるものがあつたと云はれてゐる。

熊川左衛門長貞は前代よりの國老であつたが、當時聰明英智にして才文武を兼ね、猷替輔弼に任ずる藩の柱石を以て目せられてゐた。曩に先君義胤天折し、統を繼ぐべき男子なき爲め慶安四年相馬家は此處に斷絶せんとしたのであるが、義胤寛仁よく民を愛撫し、善政を施いてゐたので、領内士民の其後繼者無きを悲み、天に慟き、地に哭すると云ふ状態であつた。此時熊川は江戸に赴き其實情を幕府に哀訴歎願し、破天荒の新事例を披き、即ち未だ五十歳に満たず子なくして死したる者には末期の養子を許すべしとの法令を出し、漸く事なきを得たのである。是れ義胤の後を襲いで忠胤其藩主となるに及んだ所以である。熊川は此の幼君を輔けて政績甚だ顯著なるものがあつた。されば彼は公の信任最も厚く、彼の言ふ處聽かれざるものが無かつた。彼も亦蠢々匪躬の節を效し、一死以て之に應へんことを期したのである。然るに天壽長く彼に幸せず、公の襲封の時を距ること八年にして世を去つたのである。彼が再び起たざるを知るや、病を力めて江戸に急行し、主君の膝を枕として諄々後事を切言したと云ふ。此事徳公遺範にも記してゐるから、其一節を左に轉載することにしよう。

萬治二年亥六月熊川左衛門痛所有テ色々療治ヲ加ヘケレトモ次第ニ重病トナリ、既ニ大切ニ及ハントシケレバ、醫師ヲ集メテ申サレケルハ、我存寄ル旨アレハ、全癒スヘキヤ否ヤ、銘々ノ思ハク入札セラレタシトテ入札サセケルニ、十枚ノ内八枚ハ快氣アルマジト書キケレバ、左衛門之ヲ見テ左モアルベシ。然ラハ江戸へ上ホル間早々支度セヨト家來ニ申付ル。家内ヲ始メ一族ノ者トモ大ニ驚キ諫メ止ムレトモ曾テ承知セズ。殿様へ御機嫌伺ヒ申上、君ノ御坐ナサレシ地ニテ死ンコト本意ナリトテ、其夜中ニ打立テ路次ヲ急キ江府ニ到着シ、御機嫌ヲ伺ヒ、其上存寄ル旨一々申上シニ、忠胤ニモ長貞カ忠節ヲ甚御感心有テ御落涙有リシトナリ。

其後ハ最早御屋形へ出ルコトモナラサリケレハ、忠胤左衛門カ長屋へ度々下ラセラレ、後々ノ事共御尋アリシニ、既ニ大切ニ及ヒタル躰ヲ御覽アリ。或日御扈從ノ内幼少ナルモノヲ召シ、今夜々詰過ニ御坐ノ間へ參ルヘシトアリシ故、仲間ニ隠シテ御前へ出テケルニ左衛門病氣祈禱ノ爲メ今夜祈念スルコト有テ百度拜禮スル間敷ヲ止ムヘシトノ御事ニテ、供物等ハ奥殿ヨリ御自身ニ運ハセラレ御床へ飾リ百度ノ御禮拜有リケレハ、夜モ既ニ明ケ放レタリ。斯クテ御扈從ニ此事他言仕ルナトノ御事ニテ御暇下サレシニ、斯ク難有キ思召ヲ御意ナレハトテ包ミ置クコト本意ナシト思ヒ、村田與左衛門へ披露シタリ。依テ與左衛門早速御前へ罷出御禮申上、御意ノ趣御屋敷へ觸レケレハ、士ハ申スニ及ハス倍從仲間ノ類マテモ左衛門病氣祈禱ノ爲メトテ、イツクモ精進潔齋シテヨ、天ヲ拜セ

リ。此趣奥へモ聞ヘテ當時召抱ヘラレシ女中ナレトモ、良君ノ德風ヲ感シテ、何レモ信心渴仰シテ長貞ノ武運ヲ祈リシトナリ。去レトモ左衛門天命ニヤ、次第ニ重病ニナツテ頼ミナクナリケレバ、忠胤又モ左衛門長屋へ下ラレ、御膝ヲ左衛門カ枕ニナサレ、其方千歳ノ後誰ニカ國ノ仕置ヲハ申付クヘキト、御尋有リケレハ、村田與左衛門コソ然ルヘク候。併シ氣ノ走り過キタル者ニ候ヘハ、必ズ御油斷遊バサレズ、能クサヘ召仕ハレ候ハ、然ルヘキ者ニテ候ト申上ケ死去ナセリ。時ニ七月十三日ニシテ、享年四十一トソ。誠ニ君君タレバ、臣臣タリ。有難カリシ事共也。

實に此君あつて此臣在りて、君臣の間相倚り、相信するの深き、臣は大患をも物ともせず、百里の山河を越えて君側の下にて眠せんことを榮とし、君は夜半人定つて臣の回復を神明に祈願すると云ふ。爰ぞ其真情の濃かにして美はしき、實に親子骨肉の間にも見られざるものがある。

一藩の美政は一人主君の能くする處に在らず、必ずや其處に賢臣居つて、其補弼を過まらず、其名功をして益々發揚せしめてゐるのである。公會つて左右に語つて曰く「熊川左衛門堀内半右衛門（時の老臣）ナト咎ニモ遭ハズ。勤仕セシコト危キコトナリ。其仔細ハ我等弱年ノ折ハ依怙ノ心多カリキ。主タルモノ依怙ヲ思ヘハ臣モ依怙スルコト定リタル理ナリ。サレハ危キコトナリシ」と、また公が江戸在府の時國手井關玄悅其側に侍し、偶々談時事に及んだことがある。其時玄悅が「御國の御仕置結構なる遊ばされ方の由世上にて唱候」と申上げたるに、忠胤が「國の仕置は我れ自ら之を爲すに非ず